

群馬県食育推進計画(第5次)

ぐんま食育こころプラン

2026(令和8)年3月

群 馬 県

目次

第1章 計画策定の基本的な考え方	1
第1節 計画策定の趣旨	1
第2節 計画の位置付け	2
第3節 計画の期間	3
第4節 策定の方針と推進体制	3
第2章 食をめぐる現状と課題	5
第1節 保健医療を取り巻く社会環境の変化	8
第2節 食育への関心度・認知度	16
第3節 食育に関する実践状況	18
第4節 食品の安全性に関する意識	25
第5節 食を取り巻く様々な現状	26
第6節 これまでの計画の取組状況	31
第7節 今後取り組むべき課題	34
第3章 群馬県が目指す食育の方向	35
第1節 基本理念	35
第2節 計画の目標	36
第3節 基本方針	37
第4節 施策展開のテーマと施策体系	38
第4章 各施策における主な取組	40
第1節 家庭における食育の推進	40
第2節 学校、保育所等における食育の推進	45
第3節 地域における食育の推進	50
第4節 生産者と消費者との交流・環境と調和のとれた農業の活性化	59
第5節 食文化の継承のための活動	63
第6節 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査・研究・情報提供	66
第7節 食育推進運動の展開と社会環境づくり	69
第5章 数値目標・事業指標	73
第1節 数値目標設定の考え方	73
第2節 食育の推進に当たっての具体的な目標	73
■数値目標一覧	74
■事業指標一覧	78
資料1 用語解説	79
資料2 計画策定の経過	85
資料3 食育基本法(平成17年法律第63号)	87

第1章 計画策定の基本的な考え方

第1節 計画策定の趣旨

食育基本法(平成17年法律第63号)(以下「法」という。)は、近年の我が国の食をめぐる状況の変化に伴い、「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」(法第1条)ことを目的として、2005(平成17)年6月に制定されました。同法では、食育に関し基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する基本的事項を定め、施策を総合的かつ計画的に推進し、現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力のある社会の実現を目指しています。

群馬県では、法に基づき策定した群馬県食育推進計画「ぐんま食育こころプラン」(2006(平成18)年～2010(平成22)年)に始まり、第2次(2011(平成23)年～2015(平成27)年)、第3次(2016(平成28)年～2020(令和2)年)、第4次(2021(令和3)年～2025(令和7)年)と20年にわたり、市町村、関係機関・団体等、多様な関係者とともに食育を推進してきました。一方で、新型コロナウイルス感染症の流行により、対面での活動が制限される中でも、関係機関等と連携し、情報発信や取組の工夫を行い、食育の推進を図ってきました。

これにより、全ての市町村において食育推進計画に基づく取組が進められ、地域での計画的な食育の推進が図られました。また、食育に関する意識調査(2024(令和6)年度)の結果では、主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合や非常時の食料を用意している人の割合等が増加するなど、県民の食に対する行動や意識の改善がみられました。

さらに、保育所等においては指針や計画の策定が進み、学校においては学校給食等とおした地場産物・食文化への理解を深める取組が行われるなど、家庭・地域・教育現場などの多様な場面で食育に関する取組が着実に進んでいます。

しかしながら、若い世代では、朝食の欠食や主食・主菜・副菜を揃えて食べる頻度、郷土料理や伝統料理の認知度、自ら食事を調理する頻度がいずれも低い等の課題が依然として見受けられます。人生100年時代の安心の基盤は「健康」であり、健康寿命を延伸するためには、乳幼児期を含む子どもから若い世代、高齢者に至るまで、生涯を通じて県民一人ひとりが、栄養バランスに配慮した食事を習慣的に摂取し、健康で幸せにつながる食生活を実践していくことが重要です。

また、家族構成の変化やライフスタイル、働き方の多様化といった社会環境が変化する中、誰一人取り残すことなく食育の機会を広く届けられるよう、市町村をはじめ民間企業や団体など多様な関係者との連携がますます必要となっています。

そこで、これまでの食育の推進の成果と食をめぐる状況や諸課題を踏まえ、食に関する様々な活動を通して、県民の健全な食生活の実現、豊かな食文化の継承・発展、環境に配慮した食育を一層推進することを目指し、県、市町村、関係機関・団体等、地域全体が連携を図り、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進していくための指針として、2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5年間を計画期間とする新たな群馬県食育推進計画(第5次)「ぐんま食育こころプラン」を策定します。

《食育とは》

様々な経験を通じて、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること(食育基本法前文より)

第2節 計画の位置付け

■法的根拠

法第17条第1項で規定する都道府県食育推進計画とします。

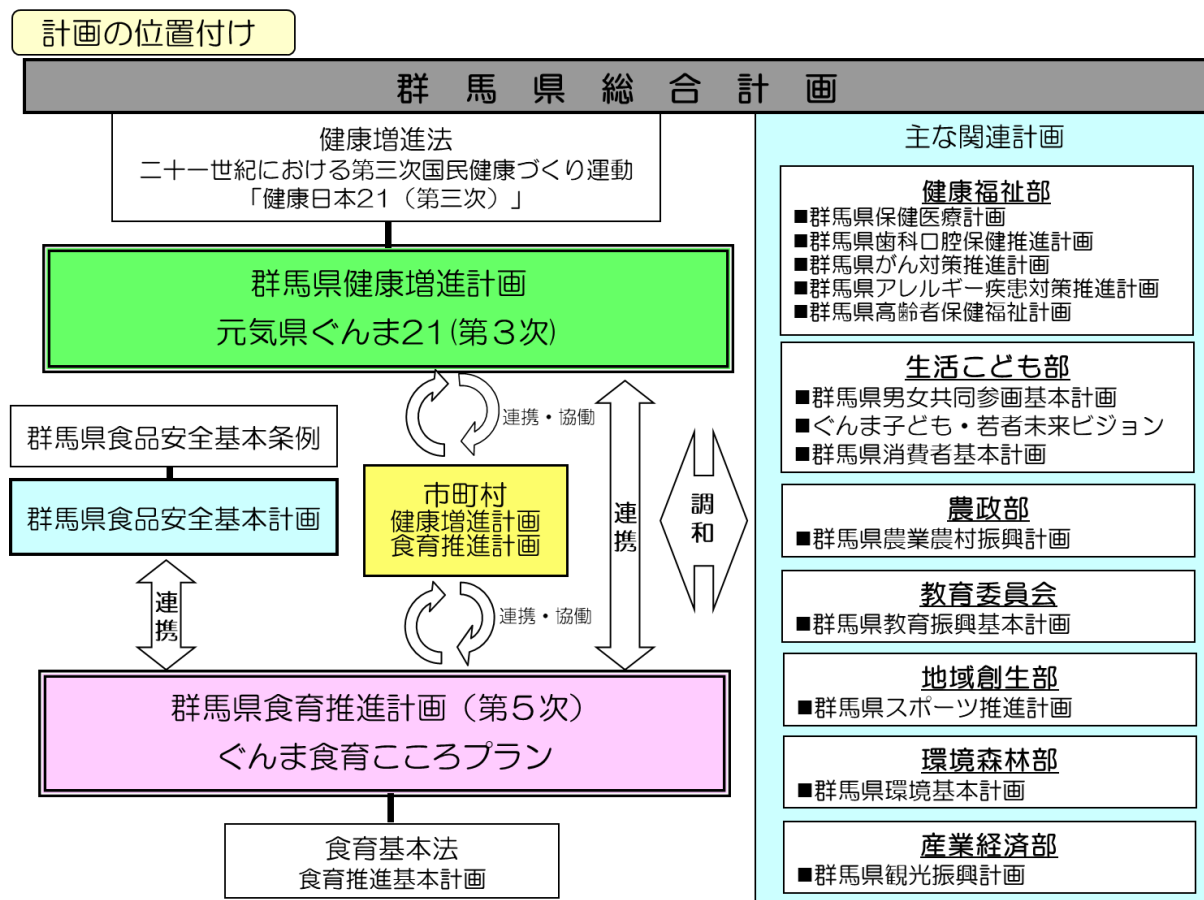
■計画体系

「群馬県総合計画」と連動し、健康分野における最上位計画「群馬県健康増進計画(元気県ぐんま 21)」及び食品衛生分野における最上位計画「群馬県食品安全基本計画」の個別基本計画に位置付けます。

また、群馬県の食育に関連する諸計画との整合性を図ります。

■県民視点

食育は、家庭、学校、職域、地域等において力強く推進されることが求められていますが、その実践に当たっては、県民一人ひとりの共感と自発的な意思に基づくことが必要であることから、県民の視点を大切にしたい計画とします。



第3節 計画の期間

2026(令和8)年度から2030(令和12)年度までの5か年とします。

なお、期間中に社会情勢や推進体制、関連する諸計画等に変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。

第4節 策定の方針と推進体制

■PDCAの視点を活かす

群馬県では、2024(令和6)年度に「食育に関する県民意識調査」、「大学生の食に関する実態・意識調査」、「幼稚園・保育所(園)・認定こども園における食育の取組に関する調査」を実施し、県民の食育に関する意識や食を取り巻く現状と課題の分析を行いました。

さらに、第4次計画の進捗状況及び評価に基づき、これまでの取組の成果を検証しました。

これらの結果とともに、県民の健康や食をめぐる現状と諸問題、国の施策の動向等を踏まえ、第5次計画を策定します。

■市町村への支援につなげる

県民に、より身近な食育の実践の場である市町村における食育推進の現状を把握し、市町村の食育推進を支援する計画として推進します。

■地域や分野のつながりと広がりを重視する

少子高齢化や疾病構造の変化が進む中で、生活習慣及び社会環境の改善を通じて、子どもから高齢者まで県民の健全な食生活を実現し、豊かな食文化の継承や「食」による地域のつながりを一層強化し、幅広い分野での広がりを大切にしたい計画とします。

■持続可能な開発目標(SDGs¹)を推進する

SDGsは、持続可能で多様性と包摂性²のある「誰一人取り残さない」社会を実現するため、2030(令和12)年までに達成する国連目標として、2015(平成27)年9月国連サミットで採択されました。

17のゴール(目標)と169のターゲット(具体目標)が設定されており、全ての国が取り組むべきものとされています。

また、日本では「SDGsアクションプラン2023」の中で、8つの優先課題のうち「健康・長寿の達成」の主な取組として、「食育の推進」を位置付けています。

そこで、群馬県の第5次食育推進計画では、持続可能な未来のために、特に「3 すべての人に健康と福祉を」、「4 質の高い教育をみんなに」、「12 つくる責任つかう責任」等の目標達成に資す

1 SDGs:Sustainable Development Goals の略称

2 包摂性(ほうせつせい):一定の範囲の中に包み込むこと

第1章 計画策定の基本的な考え方

る施策を推進していきます。



■推進体制

食育の推進に当たっては、県民一人ひとりが食育の必要性等を理解し、実践し、継続することが重要です。

そのため、群馬県では、健康増進施策の推進を図るために組織されている「元気県ぐんま21推進会議」を核とし、庁内関係部局と連携、協働して効果的な食育施策の推進及び評価検証を行います。

また、各関係機関及び食育に関係する各種団体の代表者等で構成する「群馬県食育推進会議」、地域においては「地域食育推進ネットワーク会議」等を通じて、多様な関係者との連携を図り、総合的かつ効果的に施策を展開します。

第2章 食をめぐる現状と課題

「食」は命の源であり、私たち人間が生きていくためには欠かすことができません。単なる栄養摂取の手段にとどまらず、家族・地域とのつながり、文化の継承など、社会的にも重要な役割を果たしています。また、健全な食生活を日々実践し、おいしく楽しく食べることは、人に生きる喜びや楽しみを与え、健康で幸せな暮らしの実現に大きく寄与するものです。幸福度を判断する際に「健康状態」を重視する県民が多いことから、健康と食は、幸せにつながる重要な要素であるといえます。

また、単身世帯の増加や家族構成の変化、ライフスタイル・働き方の多様化など、食をめぐる社会環境が大きく変化する中で、食生活のあり方も多様化しています。こうした変化の中で、食の大切さに対する意識が希薄化するとともに、健全な食生活や古くから地域で育まれてきた多彩な食文化が失われつつあることが危惧されています。

県民の健康面においては、食塩の過剰摂取や野菜の摂取不足などの栄養等の偏り、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れ、これらに起因する肥満や生活習慣病、過度の痩身や低栄養等の問題も指摘されています。

食に関する情報が氾濫し、情報の受け手である県民が、正しい情報を適切に選別し活用することが困難な状況も見受けられることから、食の安全を確保するとともに、科学的知見に基づき合理的な判断を行う能力を身につけた上で、健全な食生活の実践に必要な食の選択ができるよう、県民の食の安全に関する知識習得を支援する必要があります。

さらに、食べ残しや食品廃棄等の食品ロスの問題は、食環境を守る上で見直すべき課題であり、食料の生産から消費まで、持続可能な状態で行われることが重要です。食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の気持ちを持つことや理解が深まる取組を通して食料問題を検討していくことが求められています。

<計画策定にあたり参考とした調査の概要>

■「令和6年度食育に関する意識調査」

(目的)

食育に関する県民意識を把握し、「群馬県食育推進計画」の評価及び次期計画の策定等の基礎資料とすることを目的に実施した。

(対象者及び回収状況)

	対象者	回収 (回収率)
一般県民(18歳以上の男女)	1,500人	1,500人 (100%)

(期間)

アンケート調査 2024(令和6)年11月20日~12月6日

■「令和5年度食品の安全等に関する県民意識調査」

(目的)

食の安全等に関する県民意識を的確に把握し、「群馬県食品安全基本計画」の評価及び次期計画の策定等の基礎資料とすることを目的に実施した。

(対象者及び回収状況)

	対象者	回収 (回収率)
一般県民(18歳以上の男女)	1,500人	1,500人 (100%)

(期間)

アンケート調査 2023(令和5)年10月6日~10月23日

■「令和3・4年度県民健康・栄養調査」

(目的)

県民の食物摂取状況や生活習慣状況の実態を明らかにし、栄養改善をはじめとする県民の健康づくり対策について検討するための基礎資料とするとともに、群馬県健康増進計画「元気県ぐんま21(第2次)」等の健康増進施策や栄養改善対策などの企画・評価に活用することを目的に実施した。

(対象者、調査実施人数及び協力状況)

2021(令和3)年国民健康・栄養調査の対象として抽出された10地区及び2015(平成27)年国勢調査の一般調査区から層化無作為抽出した4地区の合計14地区内の世帯で、各調査地区が設定した調査基準日にふだん住んでいる者のすべての世帯及び世帯員とした。

	対象数	協力数(協力率)
栄養摂取状況調査	651世帯	327世帯(50.2%)
身体状況調査	1,472人	715人(48.6%)
生活習慣調査	1,375人	907人(66.0%)
	120人	61人(50.8%)

(期間)

栄養摂取状況調査	2022(令和4)年10月~11月中の日曜日及び祝日を除く任意の1日
身体状況調査	2022(令和4)年10月~11月中
生活習慣調査	2021(令和3)年11月~12月中

■「幼稚園・保育所・認定こども園における食育の取組に関する調査」

(目的)

幼稚園、保育所(園)、認定こども園における食育の取組状況を把握し、「群馬県食育推進計画」の評価及び次期計画策定の基礎資料とすることを目的に実施した。

(対象者及び回収状況)

	対象者	回収(回収率)
幼稚園	57	55(96.5%)
保育所(園)	247	174(70.4%)
認定こども園	273	208(76.2%)

(期間)

2025(令和7)年2月

■「令和6年度大学生の食に関する実態・意識調査」

(目的)

若い世代の代表である県内の大学生等の食生活に関する実態を把握するとともに、「食育」に関する意識を調査・分析することにより、今後の若い世代への食育支援推進のための基礎資料とすることを目的に実施した。

(対象及び調査実施人数)

県内大学(4年制大学15校、短期大学6校、以下「対象校」という。)に在籍する学生を調査の客体とした(1,675人)。対象校別の客体数については、調査対象の分野別、学年別、性別に偏りがないよう調整した。

回収数1,430人(回収率85.4%)、有効回答数1,427人(有効回答率85.2%)

(期間)

2024(令和6)年12月～2025(令和7)年1月中旬

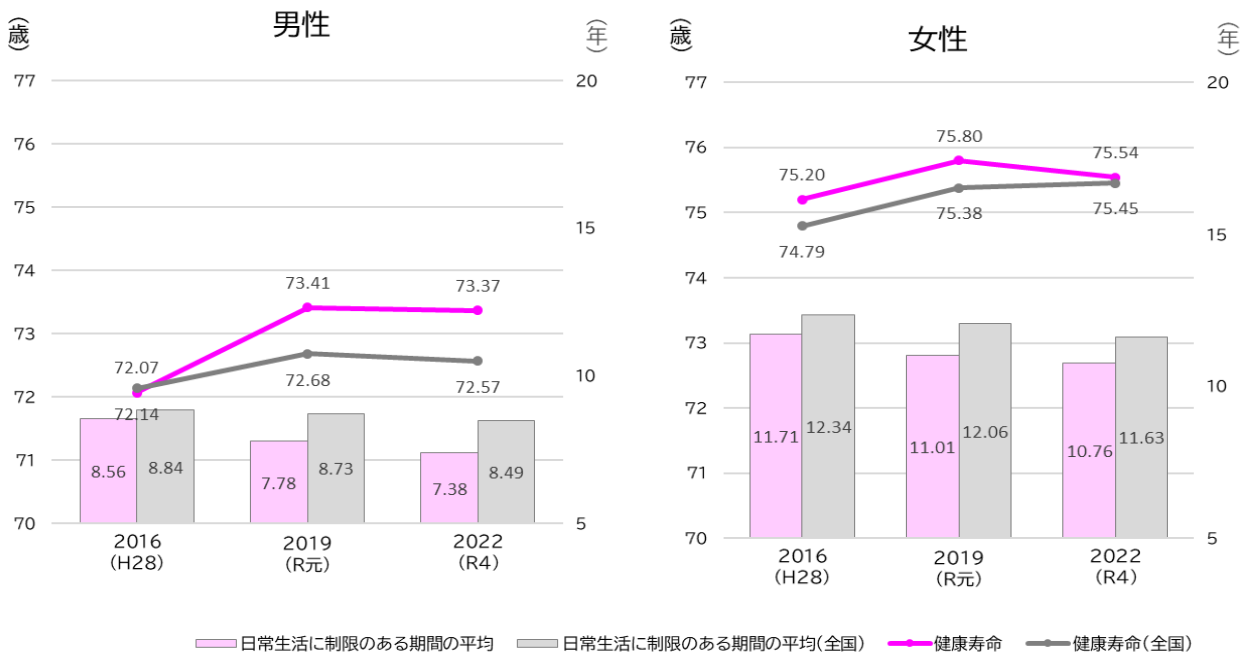
第1節 保健医療を取り巻く社会環境の変化

1 平均寿命と健康寿命

健康寿命は、「健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間」と定義され、国が行う国民生活基礎調査における質問に対し、「健康上の問題がない(健康な状態である)」と回答した人のデータ等から算出されています。国では、健康寿命延伸プランにおいて、2016(平成28)年を起点として2040(令和22)年までに男女ともに健康寿命を3年以上延伸し、75歳以上となることを目指しています。

群馬県の2022(令和4)年の健康寿命は、男性が73.37年、女性が75.54年であり、2016(平成28)年からの推移をみると、男女ともに延伸しています。一方、平均寿命と健康寿命との差(日常生活に制限のある期間)は、男性が7.38年、女性が10.76年であり、前回調査の2019(令和元)年と比べ、男女ともに縮小しています。

高齢化が進展する中で、健康寿命の伸びが平均寿命の伸びを上回ることが必要であり、群馬県では、2030(令和12)年までに健康寿命を男性73.82歳、女性76.95歳に延伸することを目指しています。



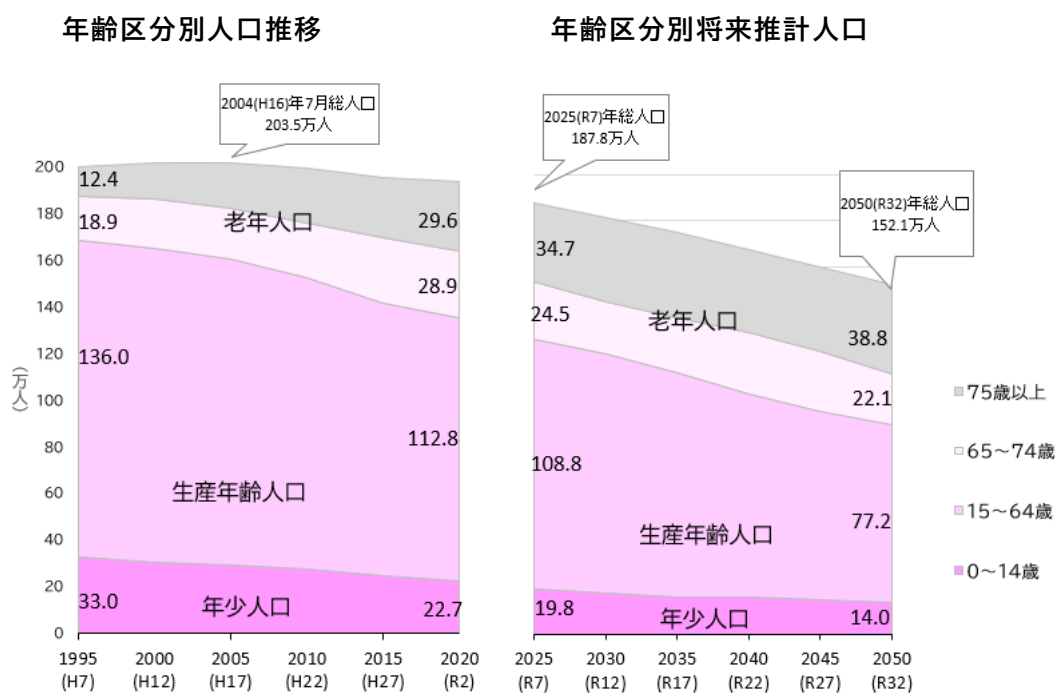
資料：「健康寿命の令和4年値について」(厚生労働省)をもとに作成

2 人口の推移と将来推計

群馬県の人口は、2004(平成16)年7月の203万5千人をピークに減少し続けています。「日本の地域別将来推計人口(2023(令和5)年推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)によれば、群馬県の年少人口(0~14歳)や現役世代(15~64歳の生産年齢人口)が減少する一方で、老年人口(65歳以上人口)は2040(令和22)年まで増加すると推計されています。

また、2050(令和32)年の群馬県人口の構成割合は、年少人口9.2%、生産年齢人口50.8%、老年人口40.0%となることが予想されています。

人口減少・少子高齢化に伴う労働力の不足が想定される中で、農業や食料が将来にわたって持続可能となることが重要です。



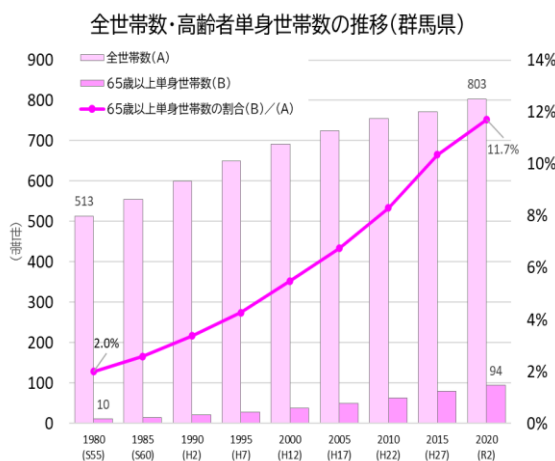
資料：1995 (H7) ~ 2020 (R2) 年 「国勢調査」 (総務省統計局)
 2025 (R7) ~ 2050 (R32) 年 「日本の地域別将来推計人口 令和5年推計」 (国立社会保障・人口問題研究所)

3 家族形態の多様化

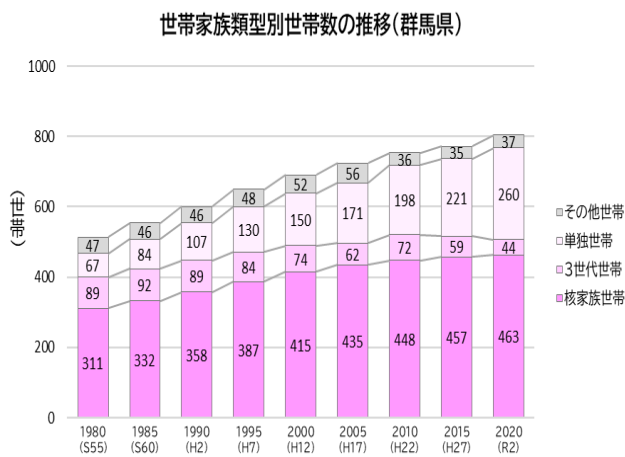
少子高齢化の進展や生活環境の変化に伴い、核家族化の進行、共働きや単身世帯の増加等、家族形態が多様化しています。

群馬県の世帯数は増加していますが、その内訳は核家族世帯と単身世帯(一人暮らし世帯)の増加によるものです。また、高齢者(65歳以上)の単身世帯が増加しており、全世帯の11.7%となっています。

このような状況の中、食育を推進する上での家庭における役割や食文化の継承等が希薄化していることがうかがえます。



資料：「国政調査」(総務省統計局)



資料：「国政調査」(総務省統計局)

4 生活習慣病に関連する死亡の現状

群馬県の生活習慣病関連の主な死亡率は全国と比べて高い傾向です。特に、男女とも心疾患、脳血管疾患、糖尿病、慢性閉塞性肺疾患、腎不全で全国順位が高くなっており、健康的な生活習慣の実践が重要です。

主な死因、性、都道府県別年齢調整死亡率(人口10万対)・順位 - 2020(令和2)年

	群馬県				全国	
	男性		女性		男性	女性
	年齢調整死亡率	順位	年齢調整死亡率	順位	年齢調整死亡率	年齢調整死亡率
全死亡	1378.6	8	762.3	6	1328.7	722.1
悪性新生物	382.3	32	192.2	25	394.7	196.4
心疾患	203.8	10	117.6	14	190.1	109.2
脳血管疾患	101.1	15	59.7	16	93.8	56.4
糖尿病	17.5	8	8.1	13	13.9	6.9
慢性閉塞性肺疾患	30.3	11	3.8	5	25.7	2.9
腎不全	31	7	13.9	22	27.3	13.5

資料：「人口動態統計特殊報告」(厚生労働省)

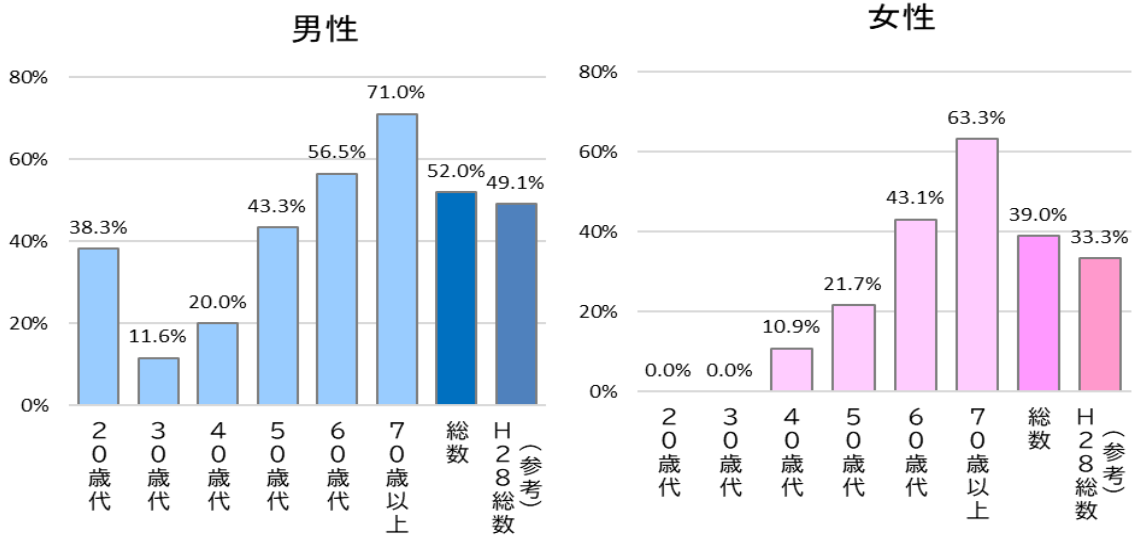
5 健康状態と食物(栄養)の摂取状況

(1) 血圧の状況

群馬県の死亡の現状から、優先すべき危険因子であると考えられる高血圧有病者の割合は、「令和3・4年度県民健康・栄養調査」の結果によると、男性 52.0%、女性 39.0%でした。年代別では男性の70歳代以上で71.0%、女性の70歳代以上で63.3%でした。

高血圧は、脳血管疾患や心疾患を含む循環器疾患の危険因子であり、更なる改善及び予防対策が重要です。

高血圧有病者の割合(20歳以上)



資料：「令和3・4年度県民健康・栄養調査」(群馬県)

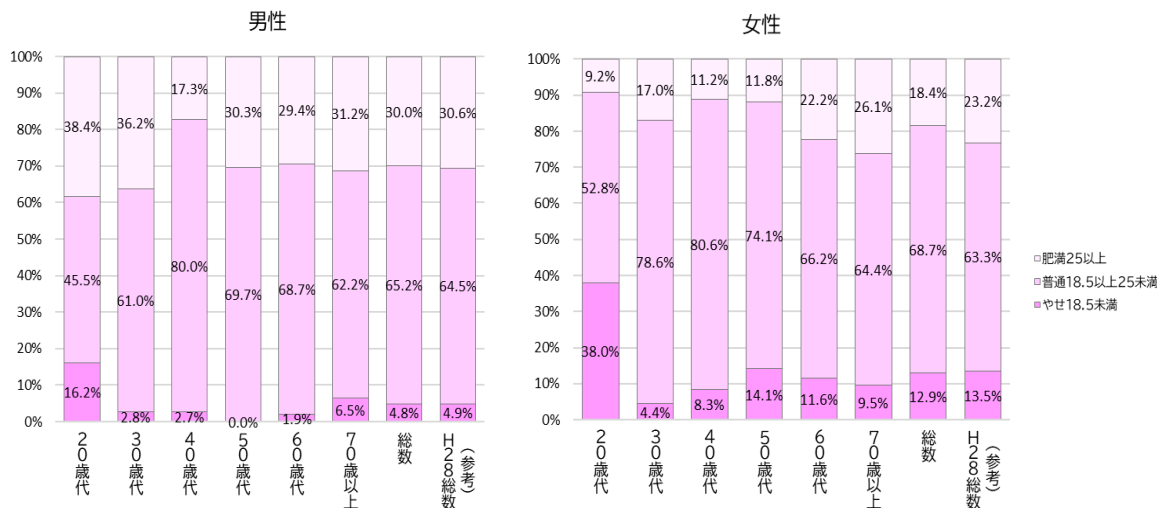
(2) 肥満及びやせの状態(BMI 判定の状況)

「令和3・4年度県民健康・栄養調査」の結果によると、肥満(BMI25 以上)の割合は、男性の20 歳代で 38.4%、30 歳代で 36.2%と高くなっています。

やせ(BMI18.5 未満)の割合は、20 歳代の女性で 30%以上と高くなっています。

体重は生活習慣病や健康状態と大きく関連し、世代や性別により過栄養と低栄養の問題が異なる中、ライフステージを通して、適正体重を維持することが重要となります。

BMI判定による肥満とやせの状況(20歳以上)



資料：「令和3・4年度県民健康・栄養調査」(群馬県)

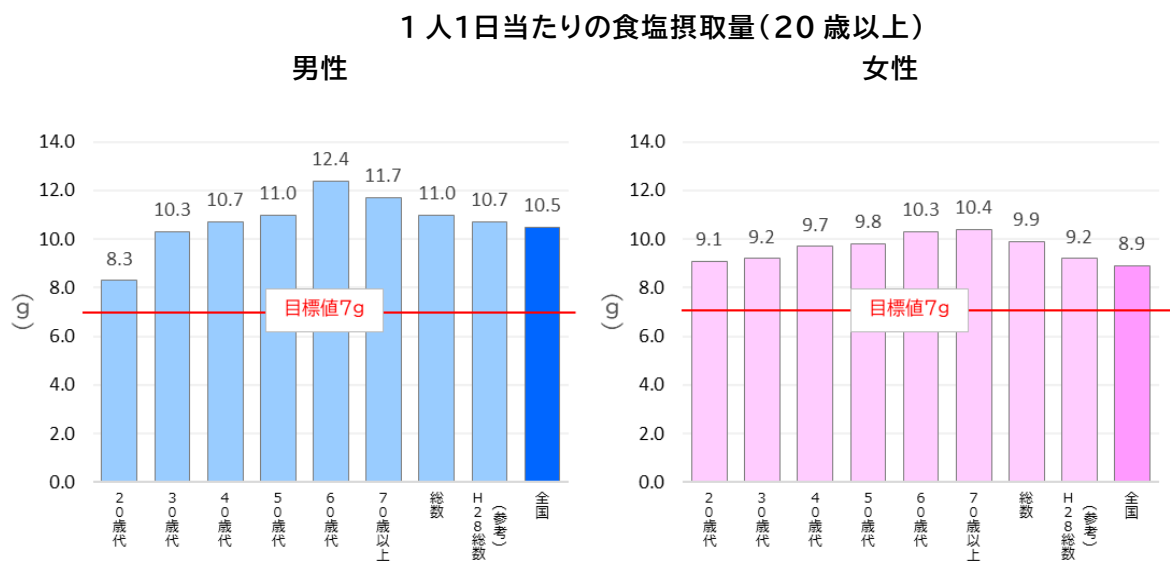
(3)食塩摂取量

「県民健康・栄養調査」の結果によると、食塩摂取量は、1985(昭和 60)年から 2021(令和 3)年までに 1 人 1 日当たり平均値で 5.1g減少し、令和4年度には 10.5g(男性 11.0g・女性 9.9g)となりましたが、目標量である 7g を上回っています。

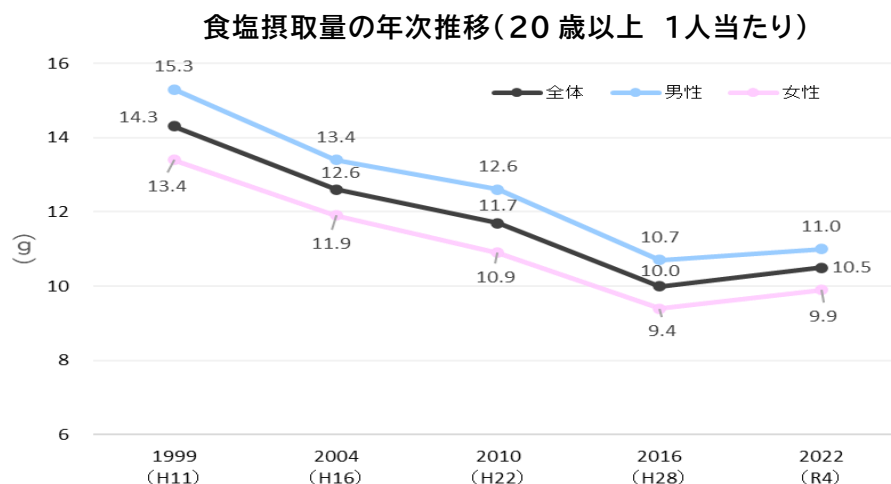
年代別の 1 人1日当たり食塩摂取量の平均値は、男性の 60 歳代が最も高く 12.4g でした。

また、「日本人の食事摂取基準(2025 年版)」では、食塩相当量¹の目標量を、成人男性 7.5g 未満、成人女性 6.5g 未満としています。

高血圧の改善及び予防の観点からも、「だし」を上手に利用する等、日本型の食事の特長を活かし、食塩摂取量を減少させるための更なる取組が重要です。



資料：「令和3・4年度県民健康・栄養調査」(群馬県)
「令和6年国民健康・栄養調査」(厚生労働省)



資料：「県民健康・栄養調査」(群馬県)

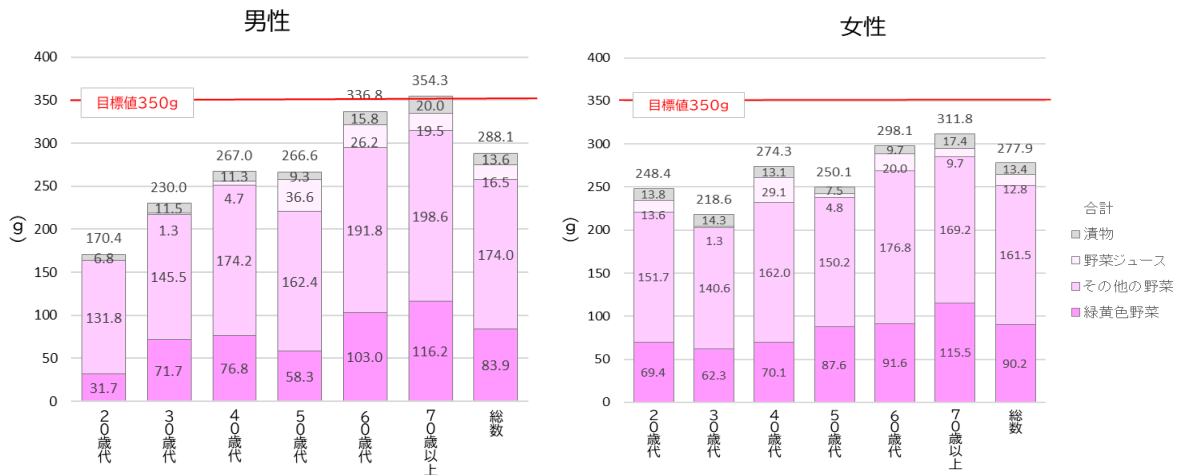
¹ 食塩相当量(g)=ナトリウム(g)×58.5/23=ナトリウム(g)×2.54

(4)野菜の摂取量

「令和3・4年度県民健康・栄養調査」の結果によると、野菜の平均摂取量は、取量は、1人1日当たり 282.8g、男女別では男性 288.1g、女性 277.9g で、目標摂取量である 350gを下回っていました。野菜1皿を 70g とした場合、あと1皿分不足しています。

生活習慣病予防に有効とされる、カリウム、ビタミン、食物繊維等の適量摂取に向け、野菜摂取量を1皿分(70g)増加させるための取組が引き続き必要です。

野菜の摂取量(20歳以上)



資料：「令和3・4年度県民健康・栄養調査」(群馬県)

第2章 食をめぐる現状と課題

(5)果物の摂取量

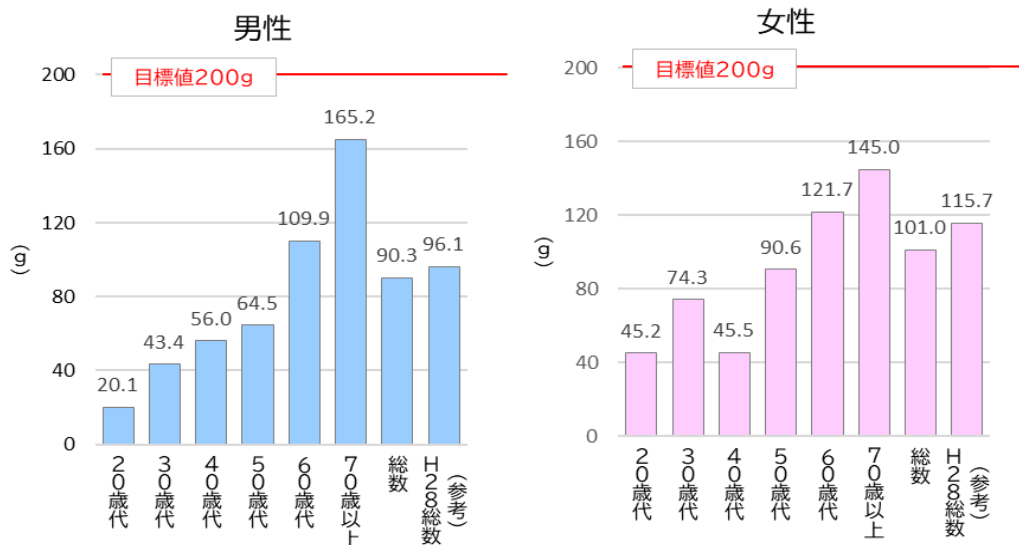
「令和3・4年度県民健康・栄養調査」の結果によると、果物の平均摂取量は、1人1日あたり95.8g、男女別では男性90.3g、女性101.0gで目標摂取量である200gを下回っていました。年代別では、20歳代から50歳代で平均摂取量が100g未満と少ない状況でした。

果物は、ビタミンやミネラル、食物繊維を豊富に含み、健康維持や生活習慣病予防に効果があることがわかっており、がん予防の観点からも果物の摂取が推奨されています。

また、野菜や果物は、色、香り、味などで季節を感じることができ、食卓に彩りと豊かさをプラスします。

群馬県は、四季を通して豊富な野菜や果物が生産されていることから、地産地消の推進と併せて、おいしくバランスの良い食事のためにも、適量の摂取を推進する取組が重要です。

果物の摂取量(20歳以上)



資料：「令和3・4年度県民健康・栄養調査」(群馬県)

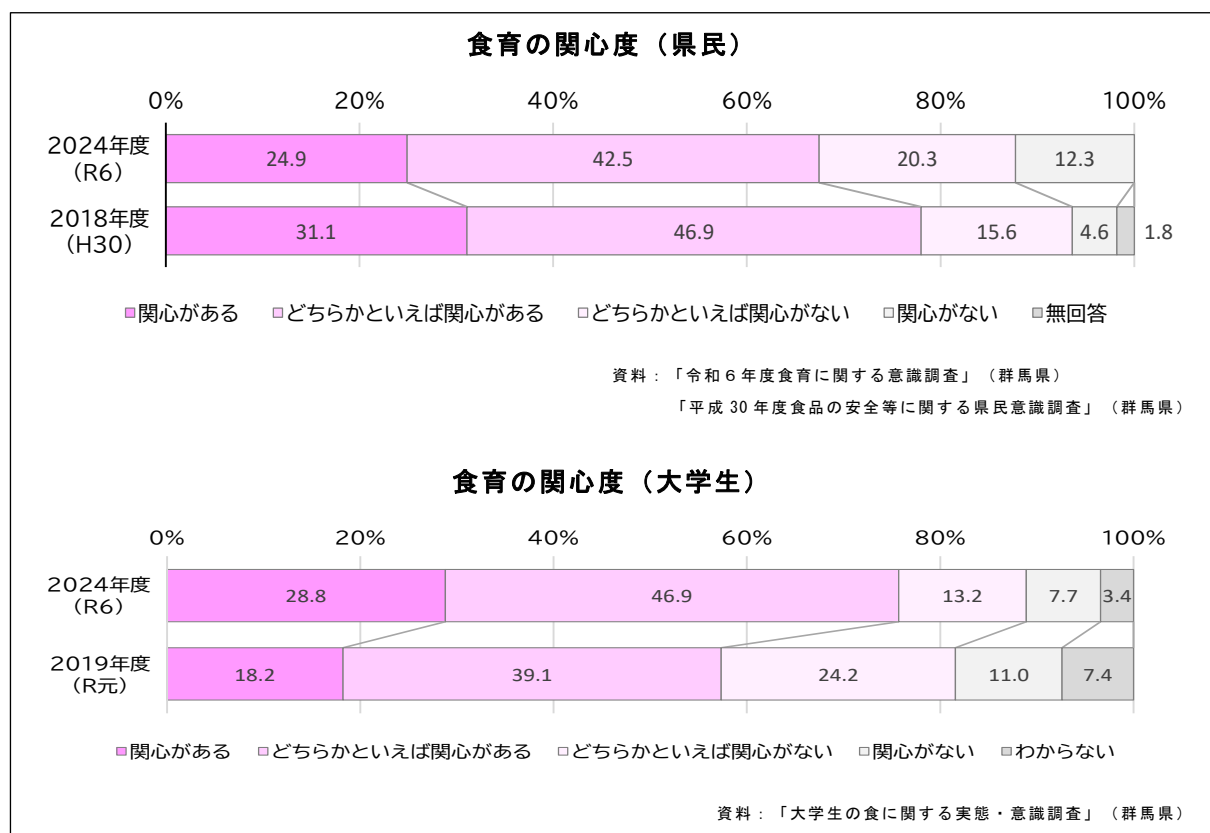
第2節 食育への関心度・認知度

1 食育への関心度

「令和6年度食育に関する意識調査」(群馬県)(以下「令和6年度県民意識調査」という。)の結果によると、県民の「食育の関心度」(「関心がある」「どちらかといえば関心がある」の合計値)は67.4%で、前回調査(2018(平成30)年度)と比べ減少しました。

一方、「令和6年度の大学生食に関する実態・意識調査」(群馬県)(以下「令和6年度大学生実態調査」という。)の結果によると、大学生の「食育の関心度」は75.7%であり、前回(令和元年度)調査の57.3%と比べると増加しました。

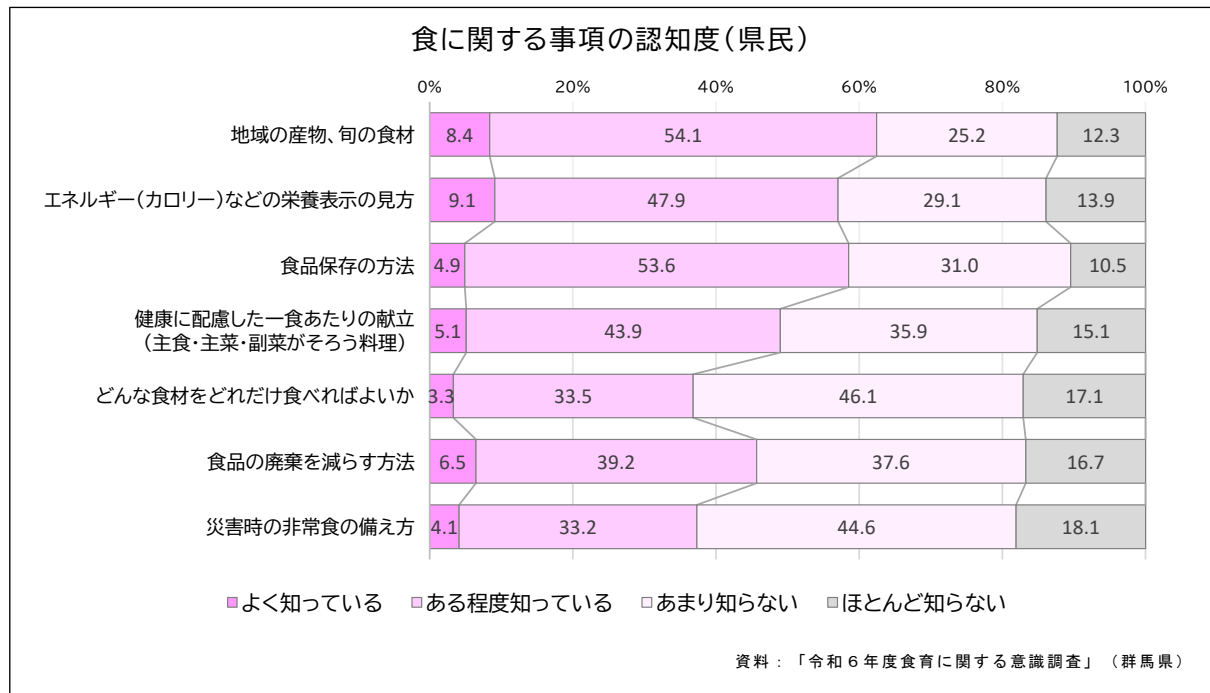
引き続き、若い世代から食育への関心を高める必要があります。



2 「食」に関する事項の認知度

「令和6年度県民意識調査」によると、食に関する『認知度』（「よく知っている」と「ある程度知っている」の合計）は、「地域の産物、旬の食材」が62.5%と最も高く、次いで「食品保存の方法」が58.5%、「エネルギー（カロリー）などの栄養表示の見方」が57.0%の順でした。

一方、『知らない』とした人の割合（「あまり知らない」と「ほとんど知らない」の合計）は、「どんな食材をどれだけ食べればよいか」が63.2%、「災害時の非常食の備え方」が62.7%、「食品の廃棄を減らす方法」が54.3%と多い状況でした。食品を無駄なく料理する知識・技術、災害時の栄養・食生活に関する知識・技術等の普及が重要です。

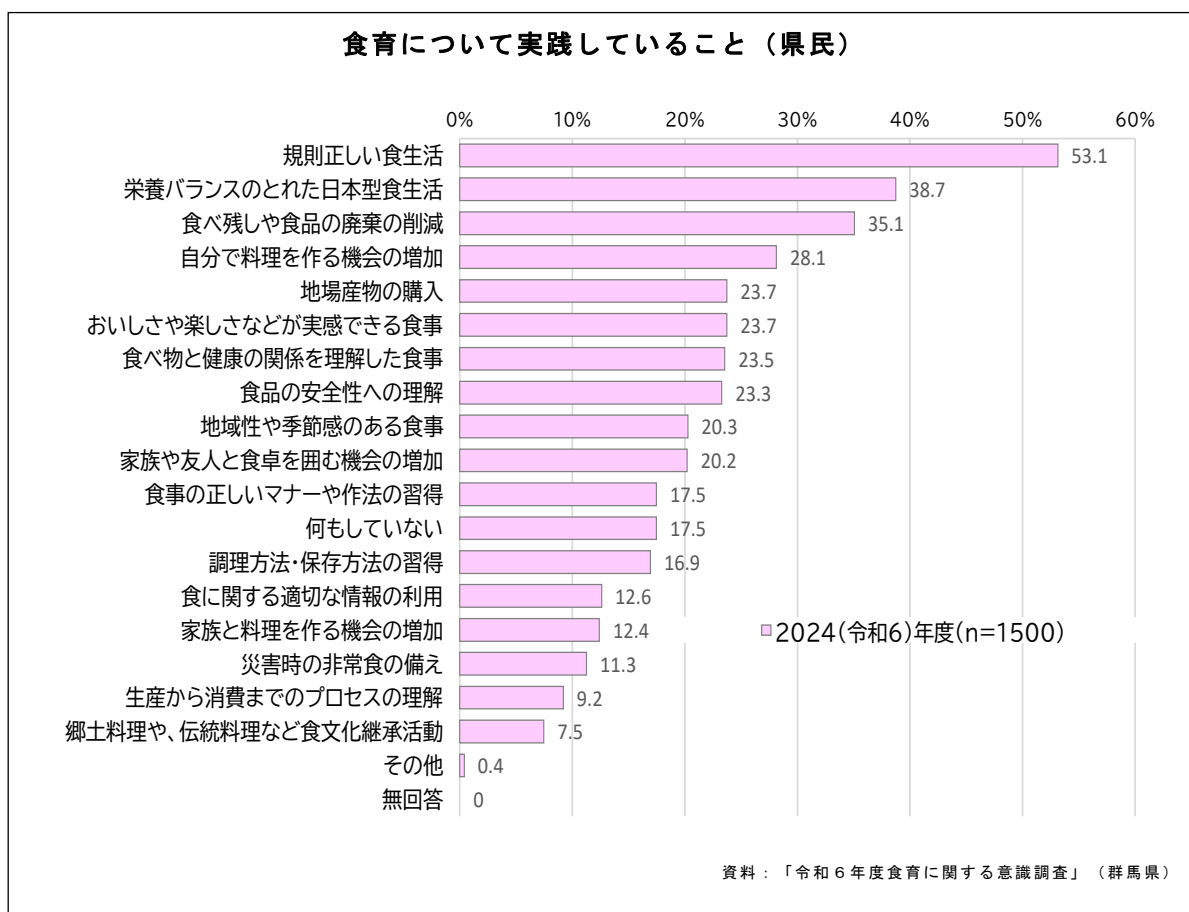


第3節 食育に関する実践状況

1 食育に関連する事項の実践状況

「令和6年度県民意識調査」によると、食育に関連する事項の実践状況は、「規則正しい食生活」や「栄養バランスのとれた日本型食生活」、「食べ残しや食品の廃棄の削減」が多く見られました。「生産から消費までのプロセスの理解」は、前回より微増しましたが、依然として実践割合が低く、農業等の体験活動を通じた実践的な食育活動が必要です。

また、「郷土料理や、伝統料理など食文化継承活動」は最も低い割合であり、今後も地域等での活動の中で、食文化を継承する活動の推進等が必要です。



2 朝食を食べる頻度

「令和6年度県民意識調査」によると、朝食を「ほとんど毎日食べる」人は全体では 70.1%で、前回調査(2018(平成 30)年度)と比べて、14.6 ポイント減少しました。

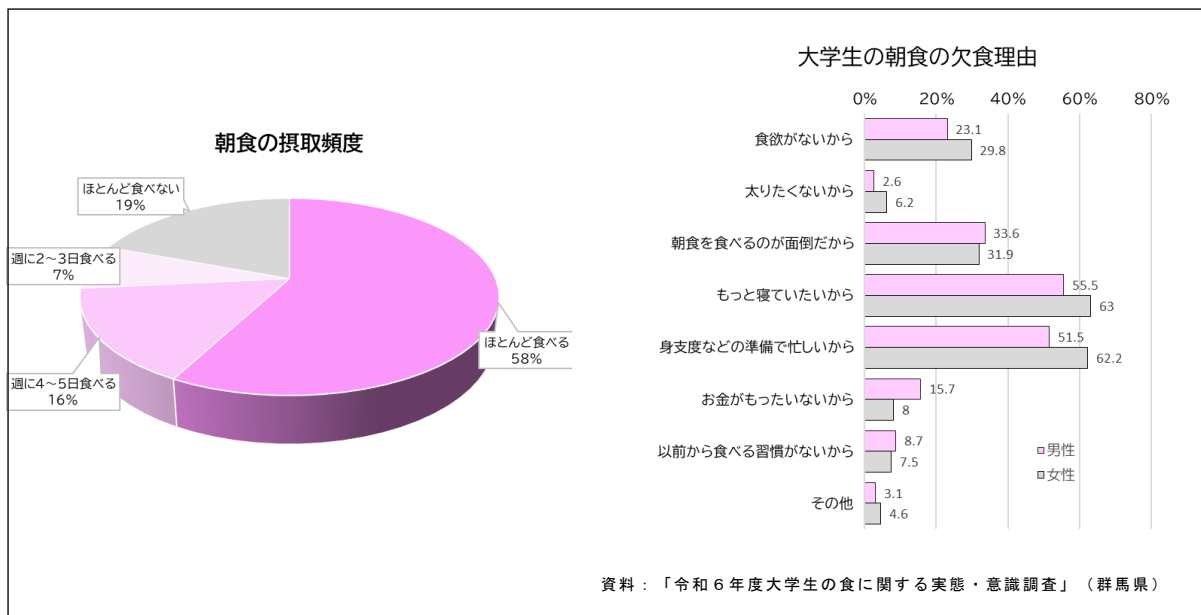
年代別に見ると、50 歳代以下の男性で「ほとんど毎日食べる」人は5~6割でした。特に、18~20 歳代、40 歳代、50 歳代男性では、4 人に 1 人が朝食を「ほとんど食べない」と回答しました。

また、「令和6年度大学生実態調査」によると、朝食を「ほとんど毎日食べる」人は 58.0%で、県民全体の結果と比較すると、低い割合です。

欠食の理由としては、前回調査(2018(平成 30)年度)同様、「もっと寝ていたいから」、「身支度などの準備で忙しいから」が多くなっています。

朝食を食べる習慣は、バランスの良い食事や良好な生活リズムと関係することから、引き続き、若い世代から朝食を食べる習慣が身につくよう食育の取組が必要です。

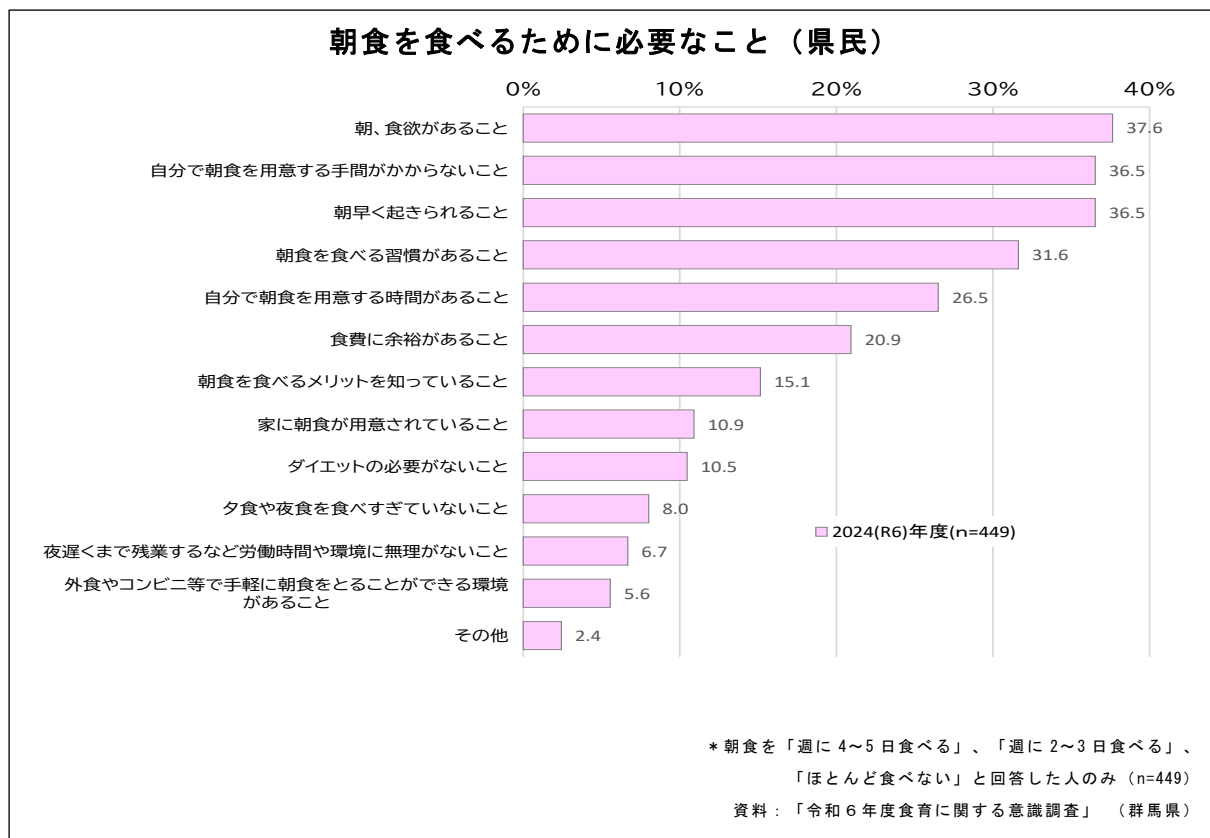




3 朝食を食べるために必要なこと

「令和6年度県民意識調査」によると、朝食を「週に4~5日食べる」、「週に2~3日食べる」、「ほとんど食べない」と回答した人のうち、「朝食を食べるために必要なこと」は、「朝、食欲があること」が37.6%、「自分で朝食を用意する手間がかからないこと」、「朝早く起きられること」がそれぞれ36.5%と高い傾向でした。

朝食を食べるためには、「食欲」、「手間」、「起床時間」といった生活習慣や環境要因への働きかけが重要です。



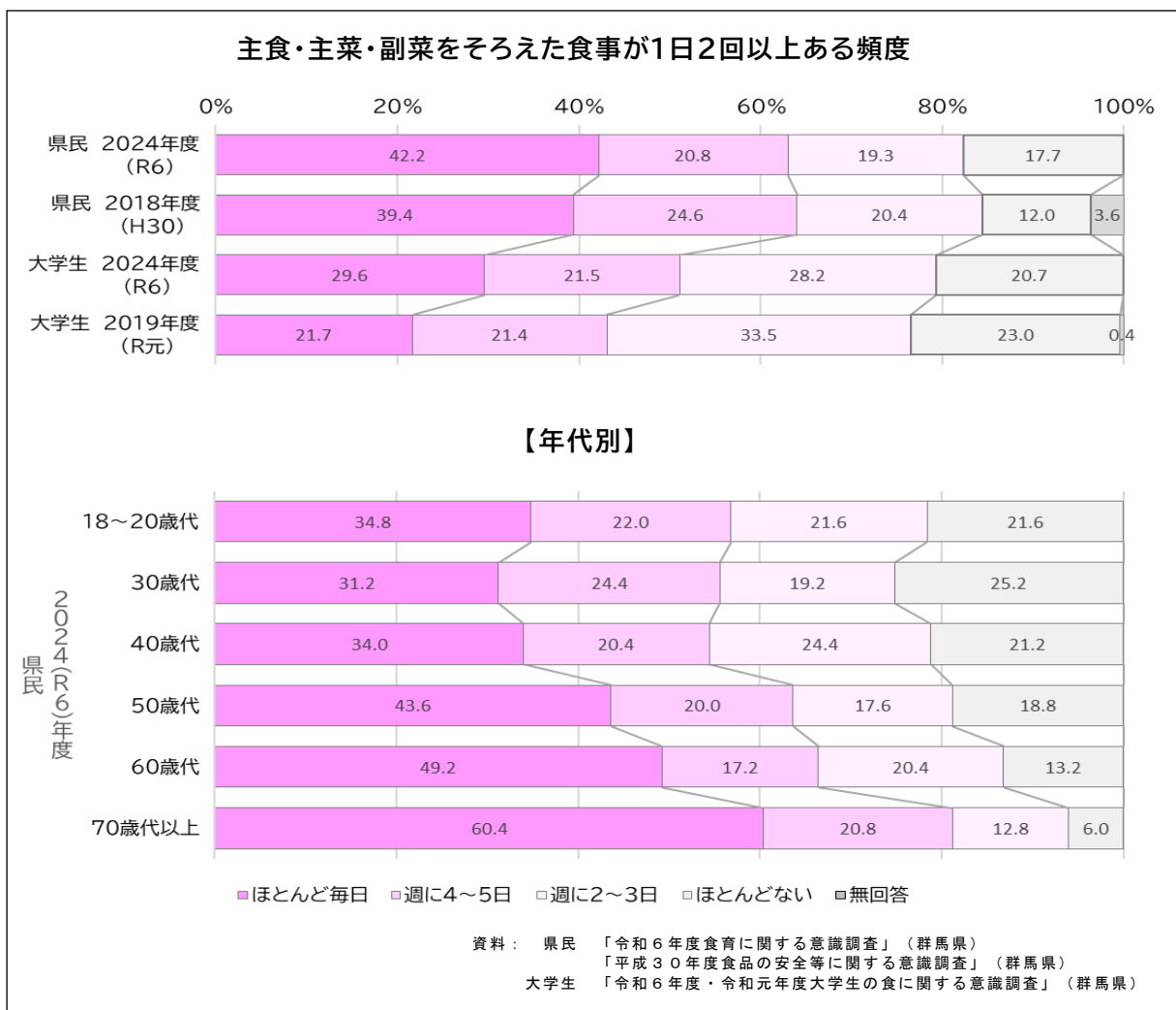
4 栄養バランスに配慮した食生活の実践状況

「令和6年度県民意識調査」によると、1日の食事の中で、栄養バランスに配慮した「主食・主菜・副菜をそろえた食事が2回以上ある頻度」は、「ほとんど毎日」とした人の割合が42.2%で、前回調査(2018(平成30)年度)より2.8ポイント増加しました。

年代別に見ると、「ほとんどない」「週に2~3日」と回答した人の合計は、40歳代以下の年代が他の年代と比較して多い傾向でした。

また、「令和6年度大学生実態調査」によると、「ほとんど毎日」とした大学生の割合が29.6%で、前回調査(2019(令和元)年度)より7.9ポイント増加しましたが、依然として、県民全体の結果と比較すると、低い割合です。

朝食を食べる頻度と同様、若い世代への食育の推進が引き続き重要です。



5 家族や友人と一緒に食事をする「共食」の頻度と考え方

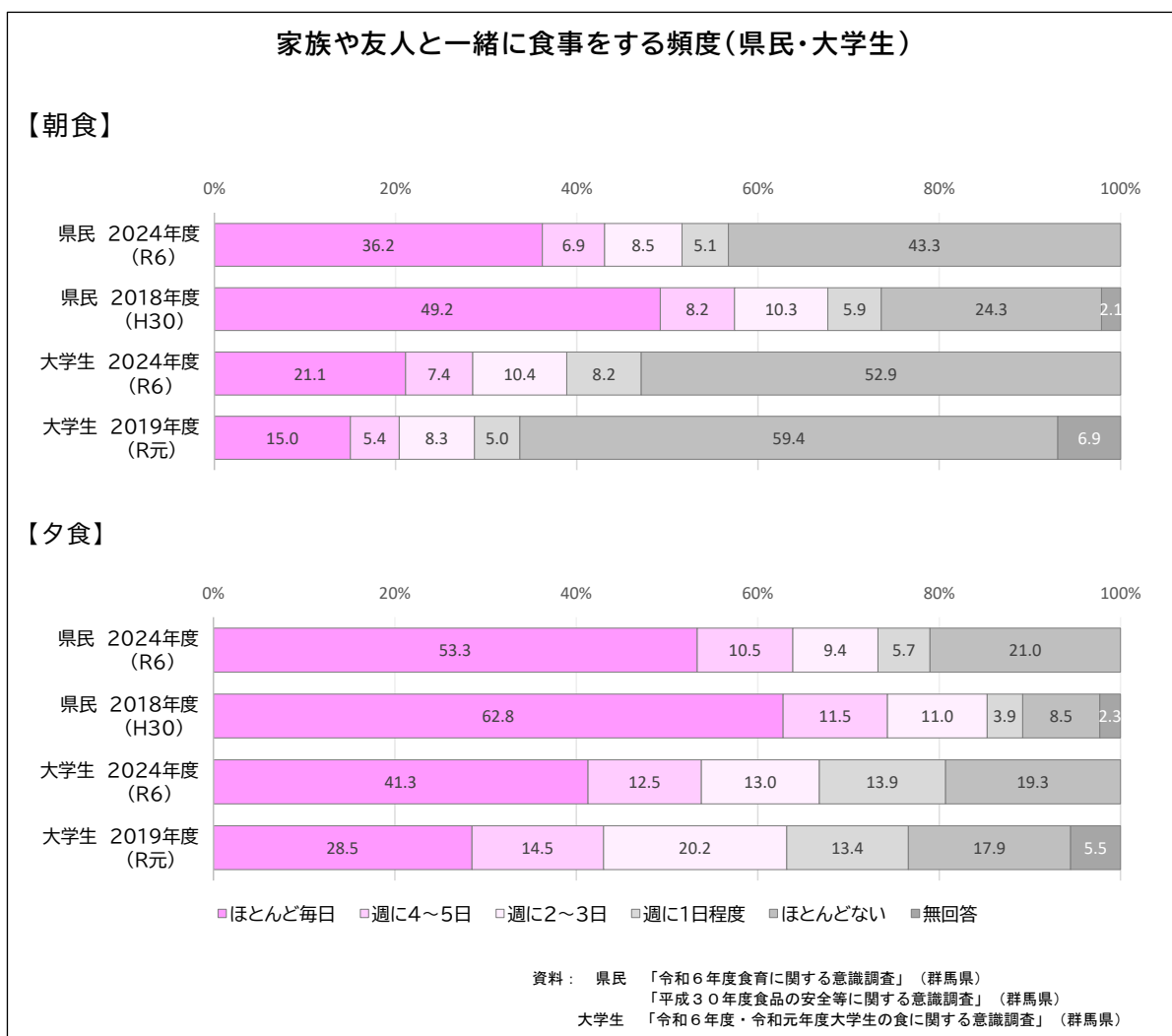
「令和6年度県民意識調査」によると、家族や友人と一緒に食事をする「共食」の頻度が「ほとんど毎日」の人は、朝食で 36.2%、夕食で 53.3%となり、前回調査(2018(平成 30)年度)と比べると減少しました。

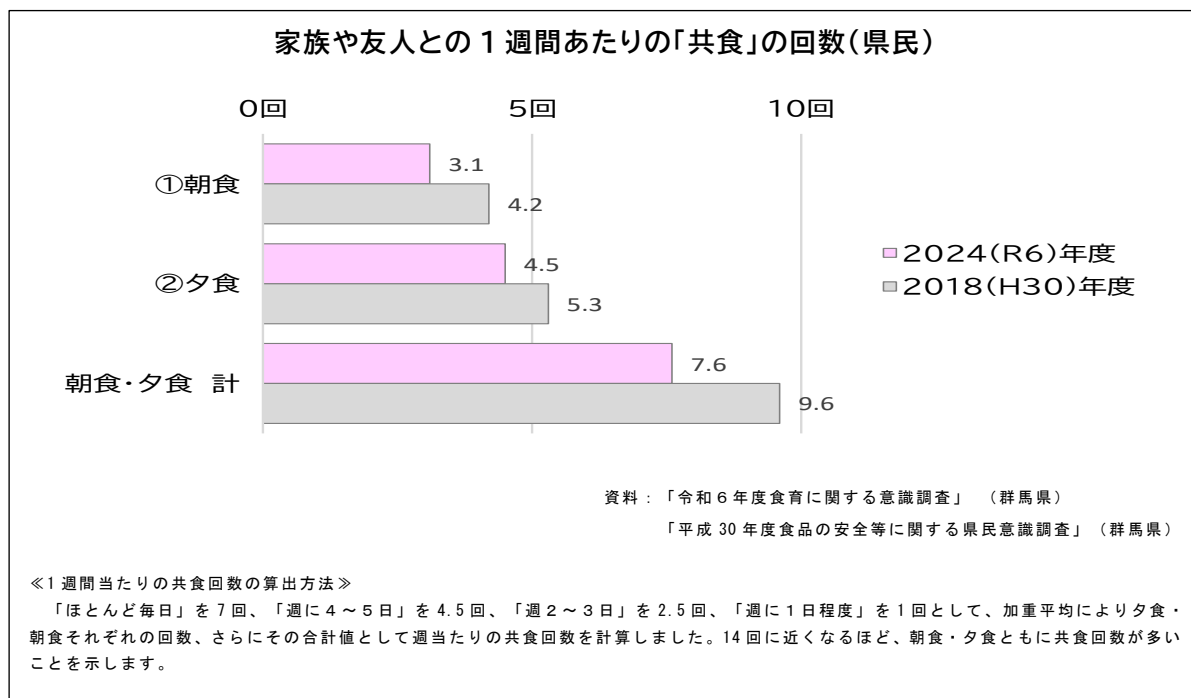
一方、「令和6年度大学生実態調査」では、朝食で 21.1%、夕食で 41.3%と、県民全体の結果と比較すると低い傾向でしたが、前回調査(2019(令和元)年度)より、朝食は 6.1 ポイント、夕食は 12.8 ポイント増加しました。

また、1週間当たりの平均「共食」回数は、朝食 3.1 回/週、夕食 4.5 回/週、合計値は 7.6 回/週で、前回調査(2018(平成 30)年度)の 9.6 回/週と比べて減少しました。

「共食」をすることは、バランスの良い食事の摂取や規則正しい生活リズムと関係しているといわれています。また、自分が健康だと感じていることとも関係しているといわれています。

「共食」に伴うコミュニケーションは豊かな人間性を育む基礎となるものであり、その役割は重要です。健全な食生活を実践するために、家庭や地域での「共食」の回数を増やすための取組が必要です。



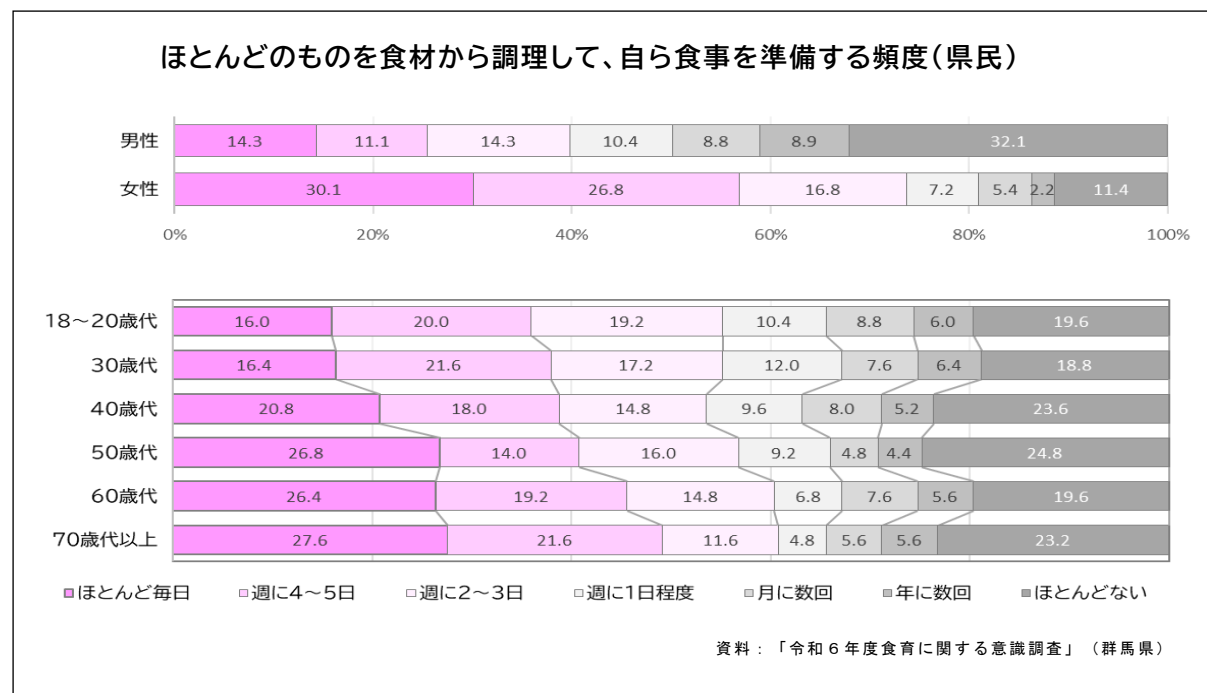


6 ほとんどのものを食材から調理して、自ら食事を準備する頻度

「令和6年度県民意識調査」によると、「ほとんどのものを食材から調理して、自ら食事を準備する頻度」が「ほとんど毎日」の人は、男性で14.3%、女性で30.1%でした。一方、「ほとんどない」とした人は、男性で32.1%、女性で11.4%でした。

年代別では、「ほとんど毎日」とした人の割合が、年代が高くなるとともに増加する傾向となっています。

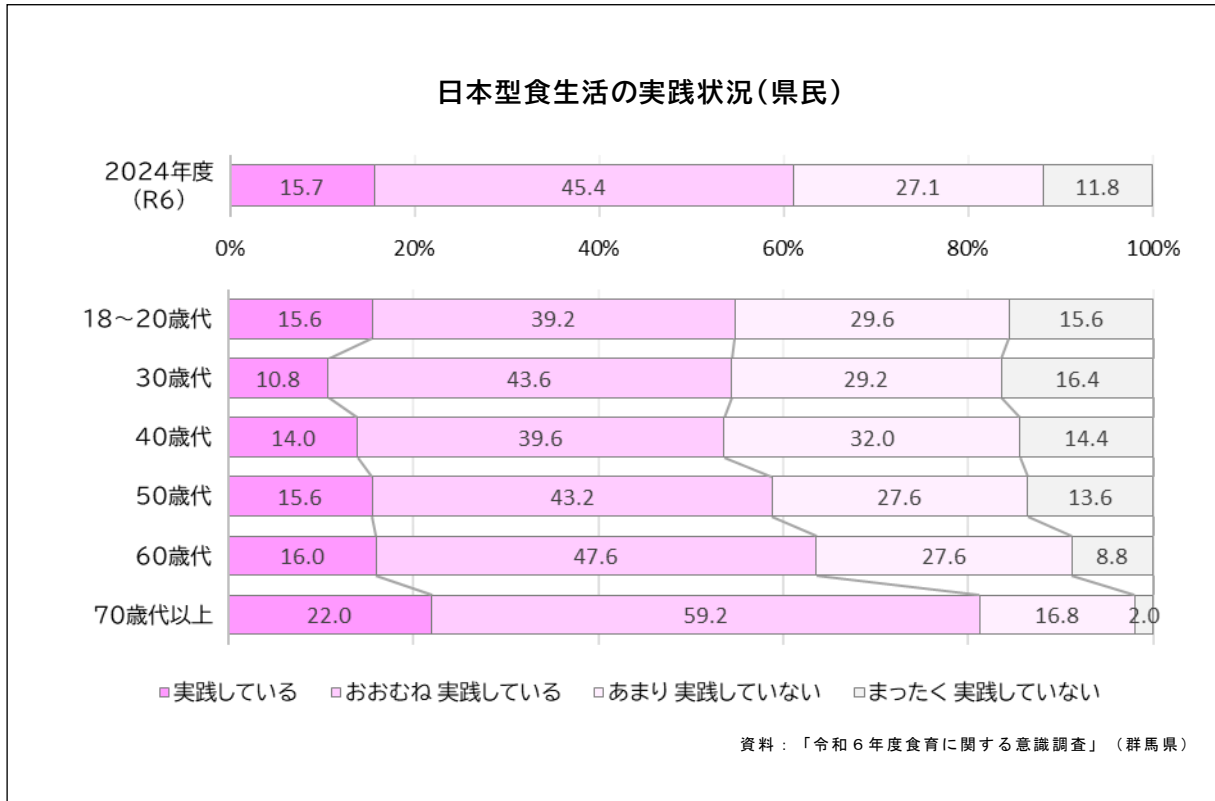
生涯にわたり健全な食生活を送るためには、栄養バランスに配慮した調理ができるよう、若い世代から基礎的な知識や技術を身につけるための取組が重要です。



7 日本型食生活の実践状況

「令和6年度県民意識調査」によると、県民の日本型食生活¹の「実践度」(「実践している」「おおむね実践している」の合計値)は、61.1%でした。

年代別にみると、「日本型食生活の実践度」は、40歳代から年代が上がるにつれて高くなっています。

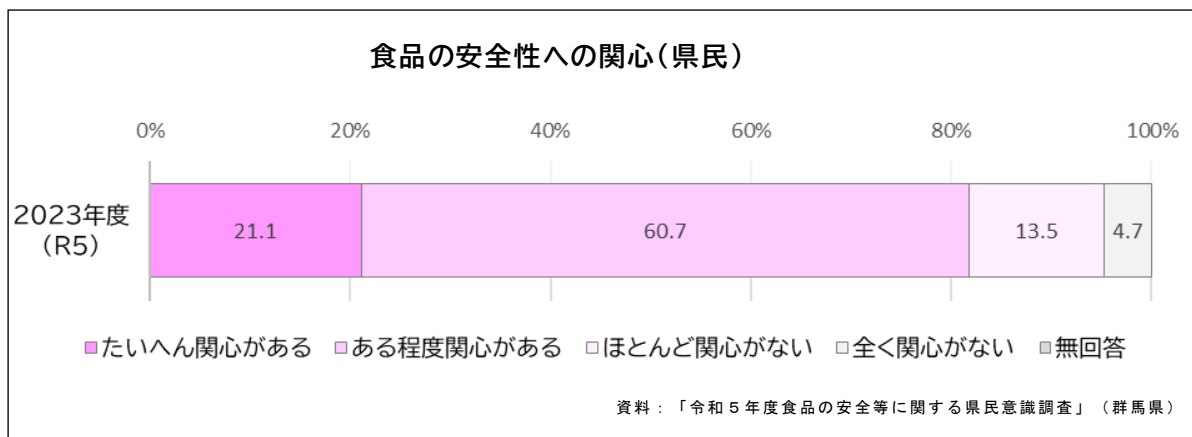


¹ 日本型食生活：ごはんを中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、茶など多様な副食などを組み合わせた食生活であり、一食、一日単位ではなくとも、数日から一週間で組み立てるものです。惣菜などの中食、バックごはんなどのレトルト食品や冷凍食品などの活用や外食との組み合わせも可能です。

第4節 食品の安全性に関する意識

1 食品の安全性への関心

「令和5年度食品の安全等に関する県民意識調査」(群馬県)(以下「令和5年度県民意識調査」という。)によると、食品の安全性について、『関心がある』人の割合(「たいへん関心がある」と「ある程度関心がある」の合計)は、81.8%となっており、県民の食品の安全性への関心が高いことがうかがえます。

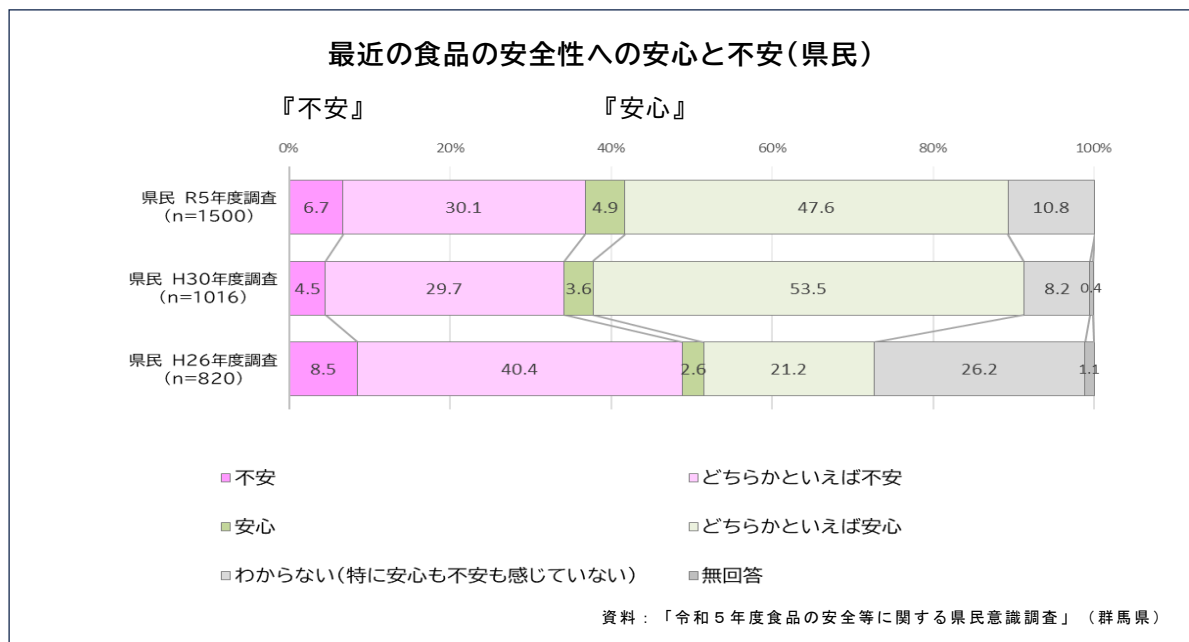


2 最近の食品の安全性への安心と不安

「令和5年度県民意識調査」によると、「最近の食品の安全性について感じていること」について、『不安』とした人の割合(「不安」と「どちらかといえば不安」の合計)は、36.8%で前回調査(2018(平成30)年度)と比較して2.6ポイント増加しました。

また、『安心』とした人の割合(「安心」と「どちらかといえば安心」の合計)は52.5%で、前回調査(2018(平成30)年度)と比較して4.6ポイント減少しました。

食品の安全性に対する関心も高いことから、今後もより一層、県民が食の安全について、正しい情報や知識を得ることができるよう、食育の視点からの取組も求められています。



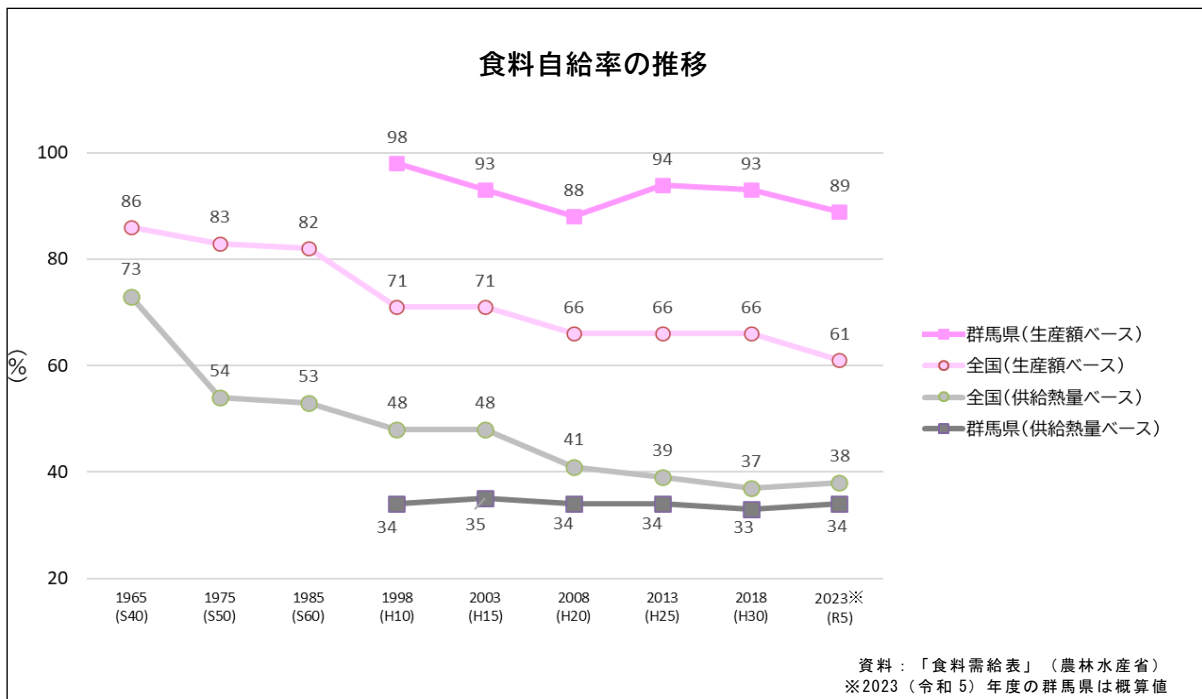
第5節 食を取り巻く様々な現状

1 食料自給率の推移

食料自給率とは、国内の食料消費が、国産でどの程度賄えているかを示す指標です。その示し方は、熱量で換算する「供給熱量ベース(カロリーベース)」と金額で換算する「生産額ベース」があり、2つの指標とも長期的に低下傾向で推移しています。

群馬県の「供給熱量ベース」は全国よりやや低く、ほぼ横ばいに推移していますが、本県のように、付加価値の高い野菜、畜産物などを多く生産している場合、「供給熱量ベース」に比べ「生産額ベース」の数値が高くなります。

今後も、地産地消の推進により県産農林水産物の積極的な消費拡大につなげ、農業の重要性への理解促進により、食料自給率を高めていくことが必要です。



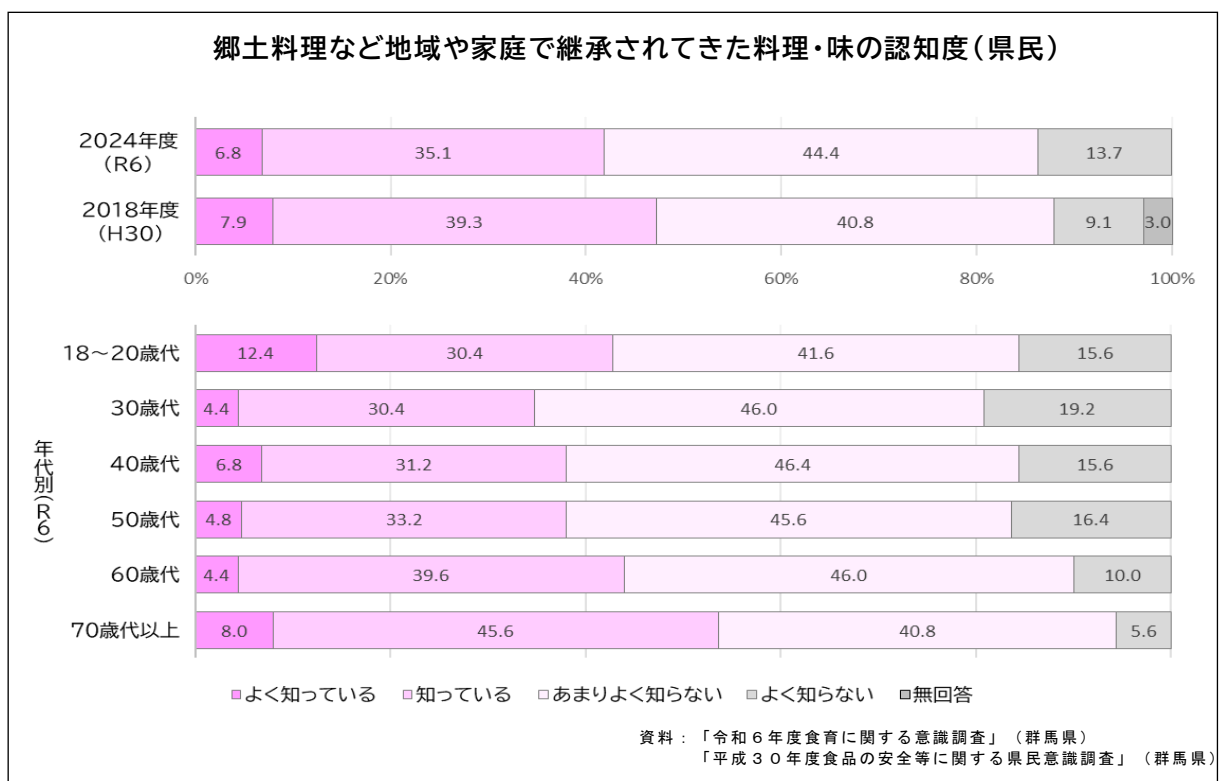
2 食文化の認知度と継承への意向

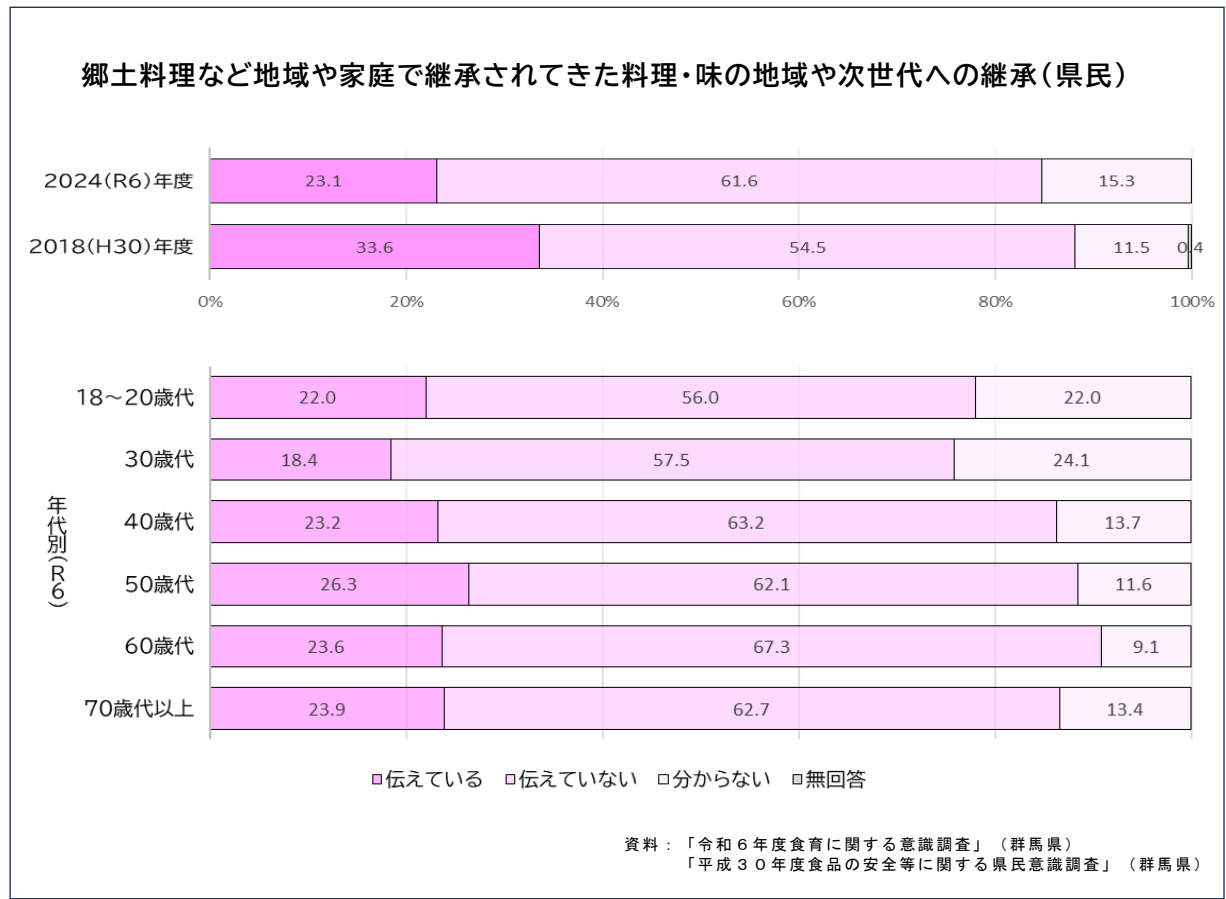
「令和6年度県民意識調査」によると、郷土料理や伝統料理など、地域や家庭で受け継がれてきた料理や味等の食文化に関する『認知度』（「よく知っている」「知っている」の合計）は、41.9%で、前回調査（2018（平成30）年度）より5.3ポイント減少しています。

年代別では、70歳以上が53.6%で多く、他の年代では5割に届きませんでした。

また、食文化を「よく知っている」「知っている」人のうち、郷土料理や伝統料理などを地域や次世代に伝えている人は、全体では23.1%で、前回調査（2018（平成30）年度）より10.5ポイント減少しました。

家庭や学校、地域などで食文化に触れる機会の増加や伝承できる食生活改善推進員等の人材の育成が引き続き必要です。





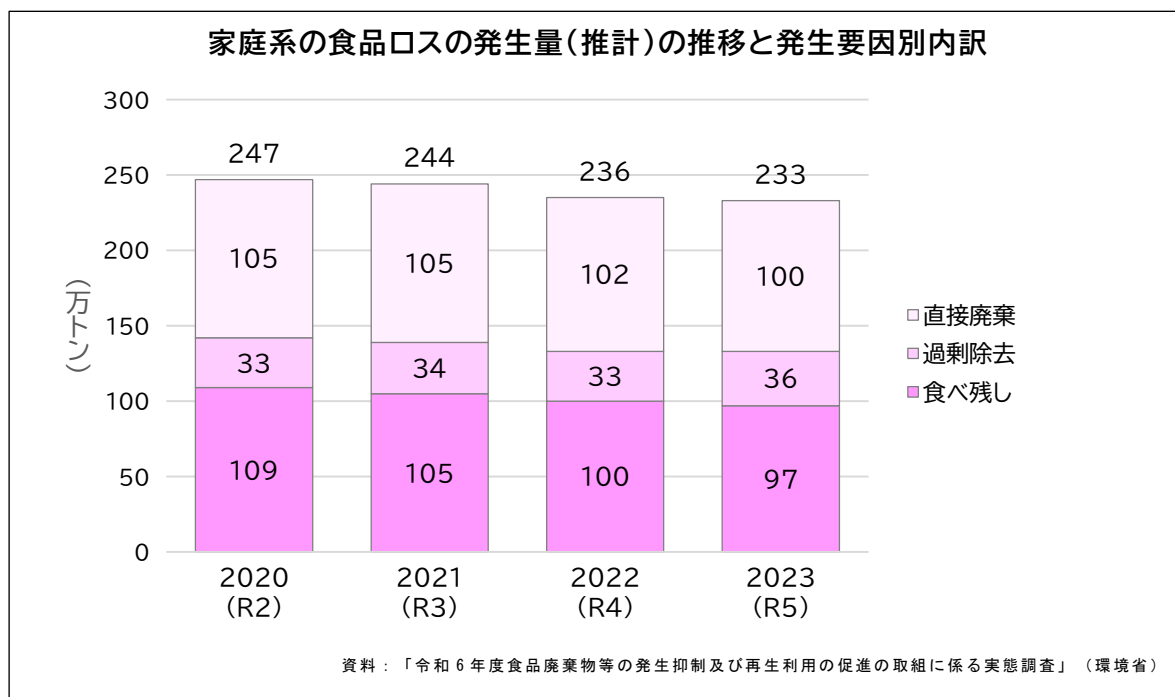
3 食品ロスの発生

食品ロスとは、本来食べられるにも関わらず捨てられる食品であり、食品の生産・製造、流通、消費の各段階において発生しています。

国内では、年間464万トン(2023(令和5)年度)の食品ロスが発生しており、このうち、約半分の233万トン(同)は家庭から排出されています。

この家庭系の発生量を発生要因別にみると、「直接廃棄」(賞味期限切れ等により、料理の食材として使用又はそのまま食べられる食品として使用・提供されずに直接廃棄されたもの)によるものが43.0%、「食べ残し」によるものが41.5%、「過剰除去」(調理時の野菜の皮の厚むきなど、不可食部分を除去する際に過剰に除去した可食部分)によるものが15.5%となっています。

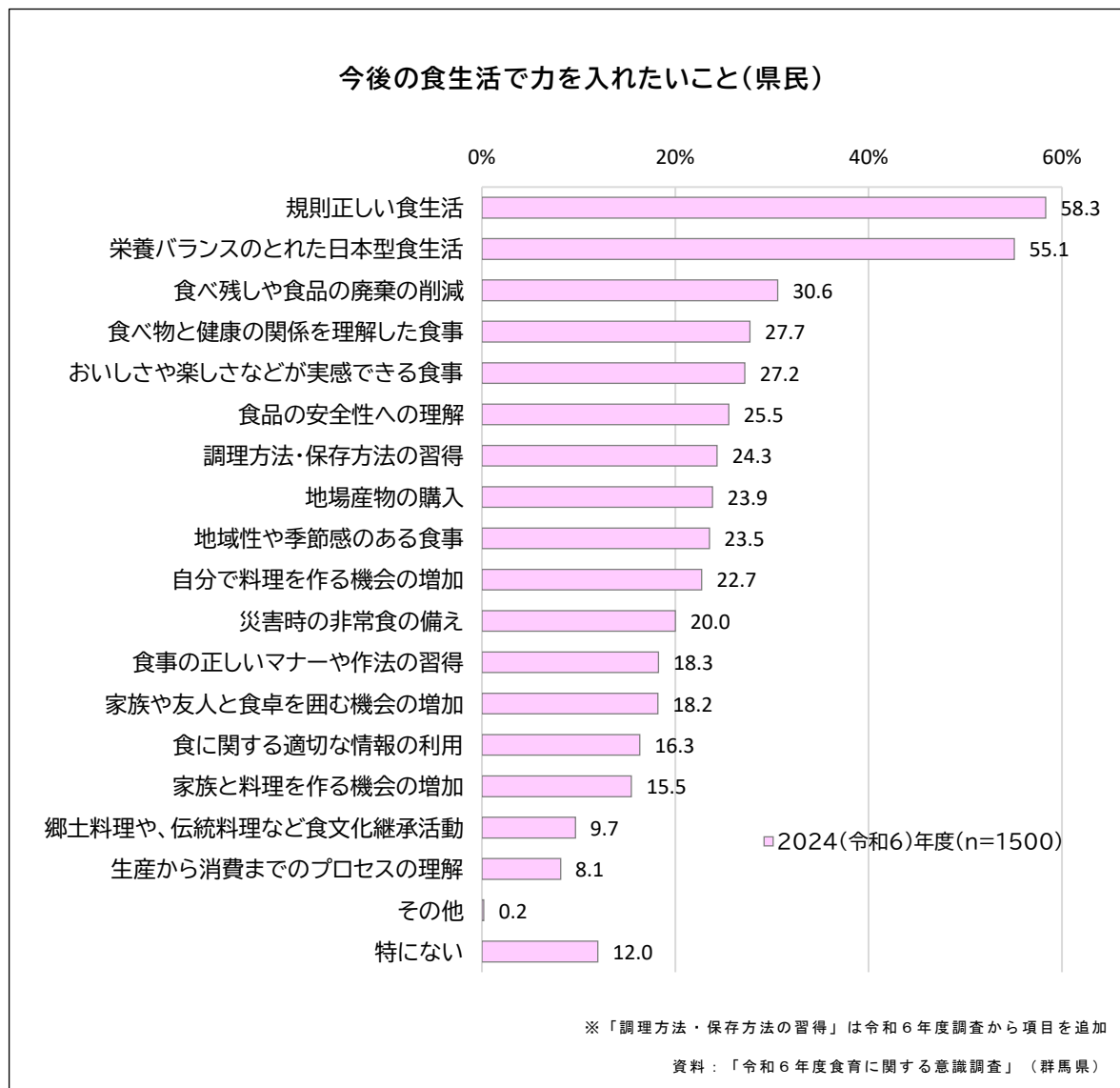
家庭から排出される食品ロスの状況や削減の必要性を、十分認識したうえで行動することが必要であり、食への感謝の気持ちや「もったいない」という食べ物を大切にする心の醸成のための食育が重要となっています。



4 食の循環への理解

「令和6年度県民意識調査」によると、食生活で力を入れたいと思うこととして、「規則正しい食生活リズム」とした人の割合が58.3%で最も多く、次いで「栄養バランスのとれた日本型食生活」、「食べ残しや食品の廃棄の削減」、「食べ物と健康の関係を理解した食事」の順でした。

食の持続可能性を高め、食料自給率の向上や農山村の活性化を図る上で、食料の生産から消費に至るまでの「食の循環」への理解促進は重要となっています。農林漁業などを身近に感じる機会としての体験活動の推進が必要です。



第6節 これまでの計画の取組状況

第1次計画では、「健全な身体を培う」「豊かな心を育む」「社会性を涵養(かんよう)する」ために「食で育む15の目標」を掲げ、食育の周知に努めました。

第2次計画では、「あらゆる世代の県民が、身近な地域で、主体的に参加、実践できる生涯食育社会の実現を目指す」ことを目標に、地域における食育推進体制の構築を重点課題として、市町村、関係団体、関係部局など幅広い分野で食育の実践を推進しました。

第3次計画では、「食」で地域がつながり、地域が元気になり、県民の健康寿命の延伸につながる食育の推進を目指す」ことを目標に、食育の継続した推進と推進体制の強化・充実を図りました。

第4次計画では、「県民の心身を守り、「健康寿命の延伸」と「幸せ」につながる食育の推進を目指す」ことを目標に、幅広い分野での関係機関・団体や食品関連事業者等の多様な関係者と連携・協力を図り、あらゆる機会をとらえ食育を推進しました。

特に、生涯を通じた心身の健康を守る食育の推進、持続可能性の視点を入れた、食の循環・環境、食文化を守る食育の推進、新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進を基本方針とし、35の基本施策に取り組みました。

取組に関する事業指標(アウトプット評価)は、設定した29項目すべてにおいて、計画に基づき着実に実施されました。

しかしながら、その取組による成果目標(アウトカム評価)については、達成又は改善傾向となった項目は約3割にとどまり、改善が見られない又は目標に達しない指標が多くありました。

県民の健康的な食生活の実践、若い世代の食育の推進や食文化の継承、事業所(企業)における食育の推進等、更なる取組の強化が必要です。

■第1次計画 (H18~H22)
食育の「周知」

『はじめましょ！食育』

- 重点課題-**
- 食育についての共通理解の促進
 - 食育推進のためのネットワークづくり
 - 「家族でいただきますの日」提唱・普及
 - 乳幼児期からの食育推進体制づくり
 - 体験型食育推進体制づくり

施策展開

- ・家庭、地域における食育の推進
- ・学校における食育の実践と支援
- ・食育を推進する環境づくり

成果

- ✓ 計画の推進体制整備
食育推進会議
ぐんま食育サポーター登録
- ✓ 食育の周知度・関心度の増加
- ✓ 家庭への食育の浸透
- ✓ 食育顕彰制度の創設

■第2次計画 (H23~H27)
「周知」から「実践」へ

『つづけましょ！食育』

- 重点課題-**
- 乳幼児期からはじめた食育を、生涯にわたって続ける
 - ライフステージに応じた間断のない食育の推進
 - 食を通じて家庭や地域のコミュニケーション強化
 - 地域の食育の担い手による取組の強化
 - 地域の特色を生かした食育の展開

施策展開

- ・食育を強化すべき年代層の食育
- ・市町村や地域の関係者との連携の更なる強化
- ・地域の食育の場の整備
- ・社会資源の活用
- ・家庭の更なる共食の促進

成果

- ✓ 若い世代の食環境整備の促進
- ✓ 若い世代食育推進協議会
- ✓ 市町村食育推進計画策定の促進
- ✓ 地域食育推進ネットワーク会議
- ✓ 食育応援企業登録制度・食育イベント
- ✓ 食育推進リーダー養成・活用事業

■第3次計画 (H28~R2)
「実践」から「継続」へ

『つながりましょ！食育』

- 重点課題-**
- 若い世代の食育の推進
 - 多様な暮らしを支える食育の推進
 - 食の循環・環境に配慮した食育の推進
 - 食育を推進する社会環境づくり

施策展開

- ・家庭における食育
- ・学校・幼稚園・保育所・認定こども園における食育
- ・地域における食育
- ・生産者と消費者との交流、環境と調和のとれた農業の活性化
- ・食文化の継承のための活動
- ・食品の安全性、栄養・食生活に関する調査、研究、情報提供
- ・食育推進運動の展開と社会環境づくり

成果

- ✓ 若い世代の食育推進
- ✓ 若い世代食育推進協議会
- ✓ 地域における食育推進体制の整備
- ✓ 地域食育推進ネットワーク会議
- ✓ 食育応援企業登録制度
- ✓ 食育イベント、食育応援企業登録制度
- ✓ 地域食文化継承等の人材育成

■第4次計画 (R3~R7)
「継続」から「定着」へ

『守りましょ！食育』

- 重点課題-**
- 生涯を通じて心身の健康を守る食育の推進
 - 持続可能性の視点を入れた、食の循環・環境、食文化を守る食育の推進
 - 新たな日常やデジタル化に対応した食育の推進

施策展開

- ・家庭における食育
- ・学校・幼稚園・保育所・認定こども園における食育
- ・地域における食育
- ・生産者と消費者との交流、環境と調和のとれた農業の活性化
- ・食文化の継承のための活動
- ・食品の安全性、栄養・食生活に関する調査、研究、情報提供
- ・食育推進運動の展開と社会環境づくり

成果

- ✓ 課題の改善に向けた各種取組推進
- ✓ 食育デジタル教材の作成・活用
- ✓ 地域における食育推進体制の強化
- ✓ 地域食育推進ネットワーク会議
- ✓ 地域食育連携促進事業
- ✓ 企業との連携促進
- ✓ いただきますの日の普及

第2章 食をめぐる現状と課題

第4次計画の成果目標（アウトカム）の進捗状況（一覧）

具体的な目標	目標番号	目標項目	ベースライン値 (年次)	目標値 (令和7年度)	R7年度末 実績値	年次	評価
1 県民の健康寿命を延ばす	①	健康寿命 男性	72.07年 (H28)	73.2年	73.37年	(R4)	A
	②	健康寿命 女性	75.20年 (H28)	76.3年	75.54年	(R4)	B
2 食育に関心を持っている県民を増やす	③	食育に関心を持っている県民の割合	78.0% (H30)	90%以上	67.4%	(R6)	D
3 朝食を欠食する県民を減らす	④	朝食を全く食べない小学生の割合	0.9% (R1)	0%	1.1%	(R7)	D
	⑤	朝食を全く食べない中学生の割合	1.4% (R1)	0%	1.9%	(R7)	D
	⑥	朝食をほとんど食べない若い世代の割合 男性	13.2% (H30)	10%以下	19.6%	(R6)	C
	⑦	朝食をほとんど食べない若い世代の割合 女性	5.7% (H30)	10%以下	18.8%	(R6)	D
	⑧	朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数	9.6回/週 (H30)	11回以上/週	7.6回/週	(R6)	D
4 朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数を増やす	⑨	食農体験学習をしている幼稚園の割合	93.8% (H30)	100%	96.4%	(R6)	C
5 食育の指針や計画を定め、食農体験学習をしている保育所等を増やす	⑩	食農体験学習をしている保育所の割合	93.9% (H30)	100%	92.5%	(R6)	C
	⑪	食農体験学習をしている認定こども園の割合	95.5% (H30)	100%	94.7%	(R6)	C
	⑫	食育の指針や計画を定めている幼稚園の割合	59.4% (H30)	100%	69.1%	(R6)	C
	⑬	食育の指針や計画を定めている保育所の割合	96.8% (H30)	100%	93.7%	(R6)	C
	⑭	食育の指針や計画を定めている認定こども園の割合	89.9% (H30)	100%	89.9%	(R6)	C
	⑮	食物アレルギーの対応をしている給食施設の割合	77.6% (R1)	80%以上	78.6%	(R6)	C
6 食物アレルギーの対応をしている給食施設を増やす	⑯	栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数	—	月12回以上	12回/月	(R7)	A
	⑰	学校給食における県産食材利用割合（金額ベース）	54.9% (R1)	維持	68.2%	(R7)	A
	⑱	学校給食における物資選定委員会設置割合	93.5% (R1)	100%	100.0%	(R7)	A
7 学校給食等における地場産物の活用を増やす	⑲	地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす	72.6% (H28)	75%以上	41.1%	(R6)	D
8 地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす	⑳	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	27.6% (H30)	40%以上	32.7%	(R6)	C
	㉑	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合	39.4% (H30)	50%以上	42.2%	(R6)	C
	㉒	食塩摂取量の平均値	10.0g (H28)	8g	10.5g	(R4)	C
	㉓	野菜摂取量の平均値	274.5g (H28)	350g	282.8g	(R4)	C
	㉔	果物摂取量100g未満の者の割合	59.6% (H28)	30%以下	61.7%	(R4)	C
	㉕	食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合	39.1% (H30)	50%以上	23.5%	(R6)	D
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす	㉖	ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合	45.8% (H30)	55%以上	46.2%	(R4)	C
10 ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす	㉗	ぐんま地産地消推進優良店の認定数	69店舗 (R1)	100店舗	106店舗	(R7)	A
	㉘	地場産物の購入を実践している県民の割合	37.2% (H30)	50%以上	23.7%	(R6)	D
11 産地や生産者を意識して食品を選ぶ県民を増やす	㉙	食べ残しや食品の廃棄の削減を実践している県民の割合	44.5% (H30)	50%以上	48.1%	(R5)	B
12 環境に配慮し、食品ロス削減のための行動を実践している県民を増やす	㉚	郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている若い世代の割合	38.5% (H30)	50%以上	38.4%	(R6)	C
13 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす	㉛	郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民の割合	47.2% (H30)	60%以上	41.9%	(R6)	D
	㉜	「食中毒予防の三原則」を知っている県民の割合	59.6% (H30)	70%以上(R6)	42.0%	(R5)	D
14 食品の安全性等に関する基礎的な知識を持ち、安全な食生活を実践する県民を増やす	㉝	リスクコミュニケーション事業参加者の理解度	79.5% (H30)	80%以上(R6)	98.2%	(R7)	A
	㉞	エネルギー等の栄養成分表示の見方を知っている県民の割合	73.4% (H30)	75%以上	57.1%	(R6)	D
	㉟	食育の推進に関わるボランティア数	7,842人 (H30)	維持	7877人	(R6)	A
15 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす	㊱						

進捗評価：A＝目標達成(7/35)、B＝改善(2/35)、C＝変わらない(15/35)、D＝悪化(11/35)、E＝評価困難(0/35)

第7節 今後取り組むべき課題

第1節から第6節までの現状と課題を踏まえ、今後取り組むべき課題について、法第3章「基本的施策」(第19条から第25条)に基づき、次のとおり7つの施策展開のテーマを設定しました。

(1)家庭における食育の推進

家庭は日常生活の基盤であり、食や生活に関する基礎を伝え・習得する場でもあることから、食育の原点といえます。基本的な生活習慣確立への意識を高め、子どもから高齢者まで、生涯を通じて心身の健康の増進と豊かな人間性を育む基盤づくりを行うことが重要です

(2)学校、保育所等における食育の推進

学校等は、子どもへの食育を進めていく場として、大きな役割を担うことが求められています。子どもたちが健全な食生活を自ら営めるよう、体系的・継続的に食育が実施されることが必要です。

(3)地域における食育の推進

人生100年時代を豊かに生きるためには、生涯にわたって健全な食生活を実践し、健康寿命を延伸することが求められています。

家庭、学校、生産者、企業等が地域で連携・協働し、健全な食生活に向けた行動変容を促すとともに、「大人の食育」を推進することが必要です。

また、県民誰もが自然に健康になれる食環境づくりが重要です。

(4)生産者と消費者との交流、環境と調和のとれた農業の活性化

食生活は自然の恩恵の上に成り立ち、食に関わる人々の様々な活動によって支えられています。近年、県民の食卓と農の現場との距離が広がりつつある中で、様々な災害や世界的規模での気候変動等により、食料自給率の一層の低下が危惧されています。これらの理解を深めることは食の持続可能性を高めるためにも不可欠です。

(5)食文化の継承のための活動

2013(平成25)年12月にユネスコ無形文化遺産に登録された「和食;日本人の伝統的な文化」について、その継承の実践者は全ての日本人となっており、地域の多様な食文化に接する機会の拡大や、保護・継承活動を推進していくことが重要です。

(6)食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査・研究・情報提供

健全な食生活を実現するためには、食生活や健康、食品の選び方等に関する知識を持ち、自ら食を選択していくことが必要です。

また、生涯を通じて健康等を損なうことのないよう、若い頃から食品の安全性等について自ら情報を収集し、判断する力を養うことが重要です。

(7)食育推進運動の展開と環境づくり

食育を推進するためには、多様な関係者が連携・協働しながら食育を推進していくことが重要です。食育への関心の低い層に関心を持ってもらうことや、取組を継続することが必要です。

また、各世代への効果的な発信内容・方法による情報発信等を行い、食育に関する県民の理解を促進し機運の醸成を図ることが重要です。

第3章 群馬県が目指す食育の方向

第1節 基本理念

食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育む

「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむ」ことを目的とする食育基本法に基づき、群馬県の食育推進計画の基本理念「食の大切さを理解し、食を通して豊かな人間性を育む」は、食育を推進する際の目的の要であり、食育に関するあらゆる施策は、これを踏まえて講じられるべきであることから、第5次計画においても継承していきます。

【基本理念の考え方】

群馬県の食育推進計画の特徴は、「食」という言葉を、食べ物や食事はもちろん、農作物や食文化、食のコミュニケーション、食環境等も含む幅広い意味を持つ言葉として捉え、「食」に対する「こころ」を育てることを目指しています。

「食」への関心を高め、健康や安全と直接結びついた知識のほか「食」に関する様々な知識を身に付け、これを的確に使いこなす判断力や技術力を養い、「健全な身体」を培うとともに、「食」に関わる人々の苦労や努力を理解し、「食」に対する感謝の気持ちや「食」を大切にする「豊かな心」を育みます。

また、食事を通してマナーを身につける等、「社会性」を涵養(かんよう)することを重視した食育に取り組み、その延長として「豊かな人間性」を育てていきます。

基本理念は、「食」を通して県民一人ひとりが健康に生きるという目的に加え、「食」に対する考え方(こころ)を育てることにより、「食をめぐる諸問題」の解決につながるという考えも含まれます。

第2節 計画の目標

県民の心身の健康を守り、
「健康寿命の延伸」と「幸せ」につながる食育の推進を目指す

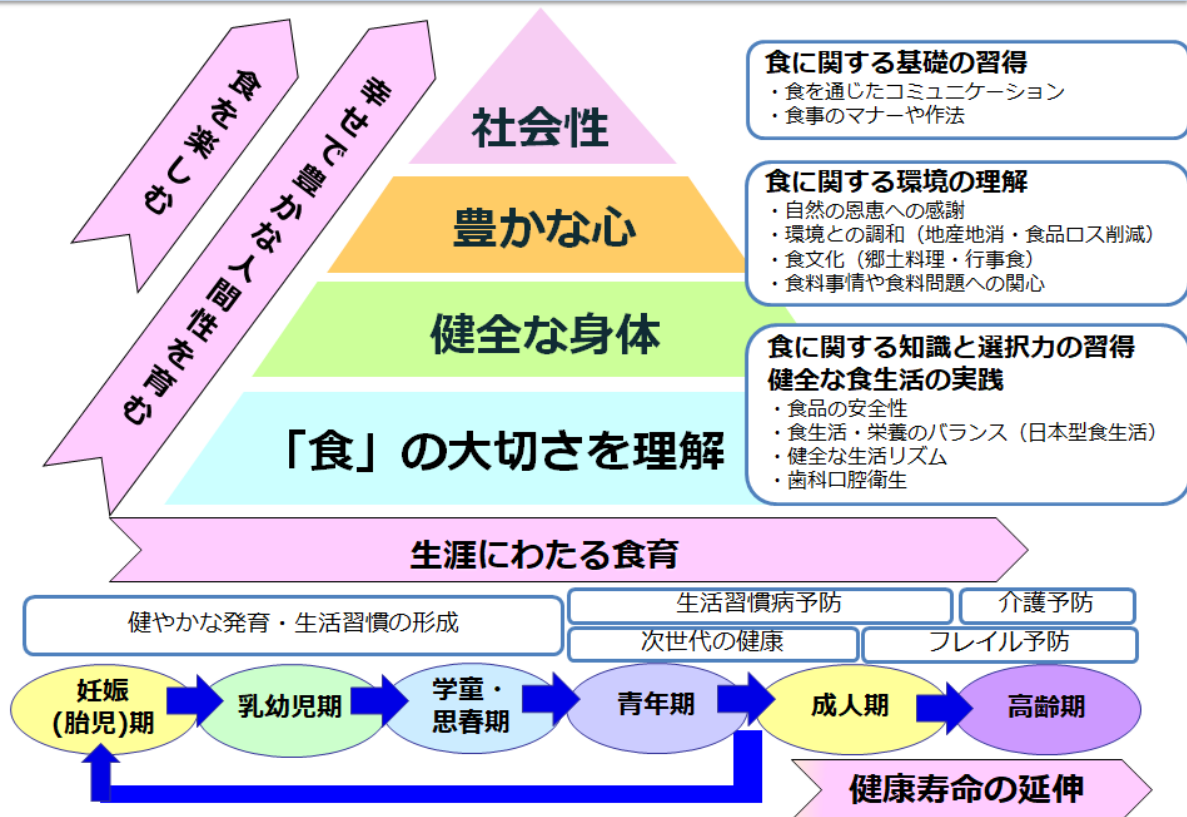
【目標の考え方】

人生 100 年時代を迎え、「健康寿命の延伸」を実現し、活力ある社会の実現を目指します。

また、子どもから高齢者まですべての県民が健康を大切にする気持ち(こころ)を持ち、健やかでこころ豊かに生活できるよう、食を楽しみ、「幸せ」を感じられる食育の推進を目指します。

これらを実現するため、「食」をとりまく環境の改善が県民の健康に良い影響を与えることを踏まえ、食育に関する幅広い分野の関係機関・団体、食品関連事業者等の多様な関係者が、主体的かつ密接に連携・協力を図る中で、朝食摂取、減塩、食品ロス削減等の食育を、あらゆる機会を捉えて推進します。

群馬県が目指す食育のイメージ



第3節 基本方針

これまでの食育推進の現状と課題を踏まえ、今後の食育の推進に関する施策の3つの基本な方針を定めました。

1. 学校等での食や農に関する学びの充実

近年の家庭環境等の変化に伴い、朝食を欠食する子どもの割合が上昇傾向にあるなど、子どもたちの食の乱れやそれに伴う健康への影響が見られることから、児童生徒等が食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付け、適切な栄養摂取による健康の保持増進を図ることが重要です。

また、食卓と農業の生産現場の距離が広がる中、農業の生産現場を知らない子どもも増えていることから、子どもの頃から食を支える農業への理解が求められています。学校給食における地場産物や有機農産物等の活用は、児童生徒が地域の食文化や農業に対する理解を深め、生産者に対する感謝の念を育むために重要です。

このため、学校給食における地場産物や有機農産物等の活用の更なる促進を図るほか、給食以外の時間においても、朝食やバランスの良い食生活の重要性等に関する指導や農業教育等の推進などを通じ、食や農業について学ぶ機会の充実に取り組みます。

2. 健全な食生活の実現に向けた「大人の食育」の推進

単身世帯が増加するなどの生活環境の変化に伴い、食に関する経済性志向、簡便化志向も上昇傾向にあり、食生活の在り方は大きく変化しています。また、若者における野菜類・果実類の摂取量の減少、中高年における米の消費減少など、大人の食生活に乱れが生じています。

このため、若者、高齢者等、各世代の健全な食生活の実現に向けた理解の醸成と行動変容を促すとともに、食品事業者（外食・中食事業者を含む。）等による食育活動、食生活の改善につながる商品の展開や、職場における従業員等への「大人の食育」を推進します。

3. 県民の食卓と農業等の生産現場の距離を縮める取組の拡大

食生活が自然の恩恵の上に成り立ち、食にかかわる人々の様々な活動に支えられているということを理解し、感謝の気持ちを持つことは、持続可能な食を実践する上で重要です。

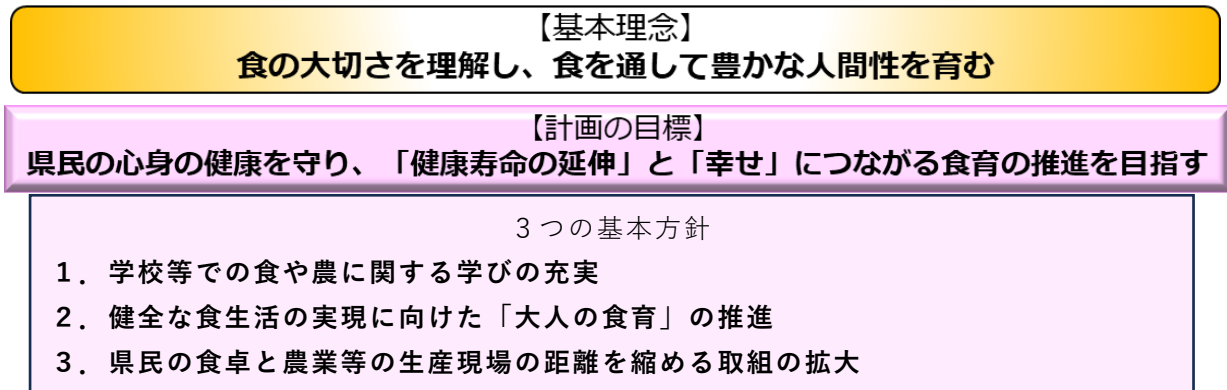
このため、県民の食卓と農業の生産現場の距離が広がる中、農業の生産現場に対する県民の理解を深めるための取組強化が必要です。

また、生産者の努力を実感し、県民の食卓と農業の生産現場の距離を縮めることにつながる農業体験機会の提供のほか、産直活動などの生産者と消費者が直接つながる取組が重要です。

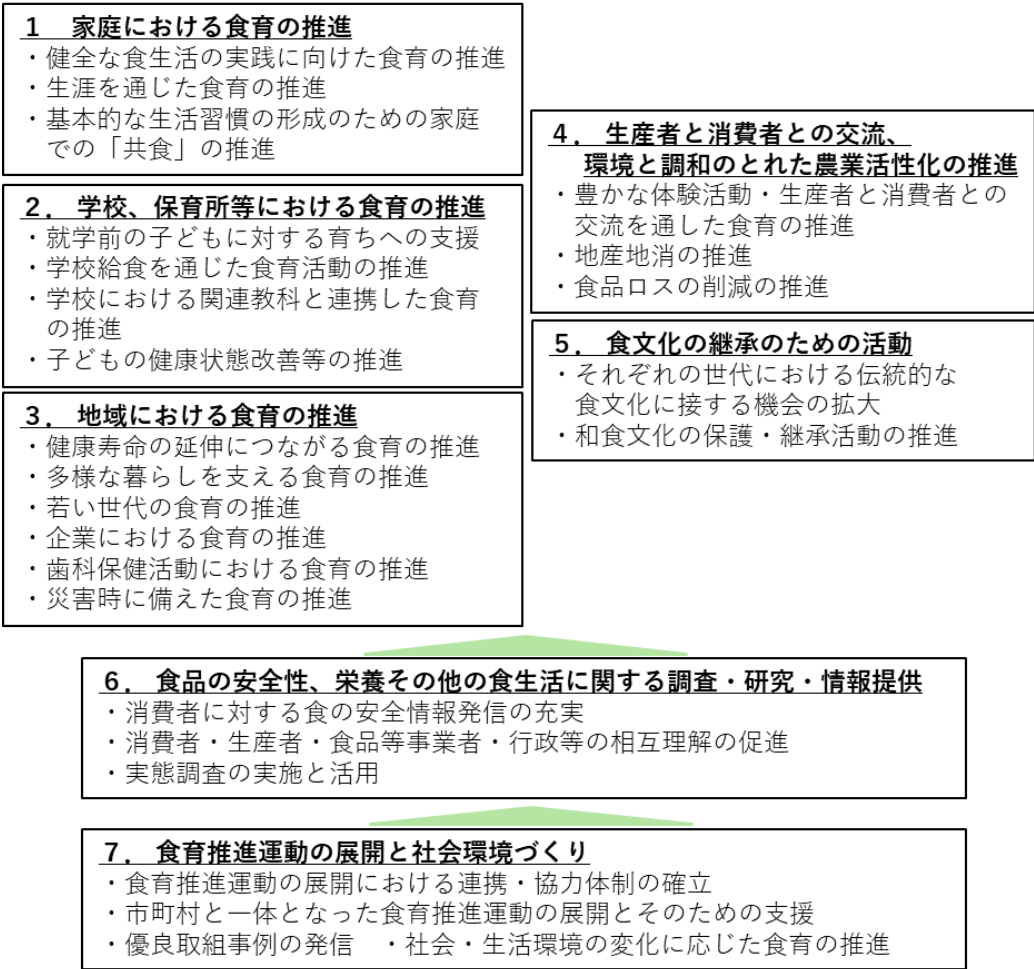
第4節 施策展開のテーマと施策体系

群馬県が目指す食育の基本理念と第5次計画の目標を達成するため、3つの基本方針と施策展開の7つのテーマによる施策体系は次のとおりです。

県民が生涯にわたり、身近な地域で食育を実践できるよう、施策展開のテーマの1～5は、主に市町村を始め地域の多様な食育の担い手による施策とし、6と7はそれらを支える施策として位置付けています。



施策展開（7つのテーマ）



法第 19 条から第 25 条の基本的施策を踏まえ、**7つのテーマ**で施策を展開します。

- | | |
|---|---|
| <p>1 家庭における食育の推進</p> <p>1-1. 健全な食生活の実践に向けた食育の推進
1-2. 生涯を通じた食育の推進
1-3. 基本的な生活習慣と豊かな心を形成するための家庭での「共食」の推進</p> |  |
| <p>2 学校、保育所等における食育の推進</p> <p>2-1. 就学前の子どもに対する育ちへの支援
2-2. 学校給食を通じた食育活動の推進
2-3. 学校における関連教科と連携した食育の推進
2-4. 子どもの健康状態改善等の推進</p> |  |
| <p>3 地域における食育の推進</p> <p>3-1. 健康寿命の延伸につながる食育の推進
3-2. 多様な暮らしを支える食育の推進
3-3. 若い世代の食育の推進
3-4. 企業における食育の推進
3-5. 歯科保健活動における食育
3-6. 災害時に備えた食育の推進</p> |  |
| <p>4 生産者と消費者との交流・環境と調和のとれた農業の活性化</p> <p>4-1. 豊かな体験活動・生産者と消費者との交流を通じた食育の推進
4-2. 地産地消の推進
4-3. 食品ロスの削減の推進</p> |  |
| <p>5 食文化の継承のための活動</p> <p>5-1. それぞれの世代における伝統的な食文化に接する機会の拡大
5-2. 和食文化の保護・継承活動の推進</p> |  |
| <p>6 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査・研究・情報提供</p> <p>6-1. 消費者に対する食の安全情報発信の充実
6-2. 消費者・生産者・食品等事業者・行政等の相互理解の促進
6-3. 実態調査の実施と活用</p> |  |
| <p>7 食育推進運動の展開と社会環境づくり</p> <p>7-1. 食育推進運動の展開における連携・協力体制の確立
7-2. 市町村と一体となった食育推進運動の展開
7-3. 優良取組事例の発信
7-4. 社会・生活環境の変化に応じた食育の推進</p> |  |

第4章 各施策における主な取組

第1節 家庭における食育の推進

現状と今後の方向性

食に関する情報や知識、伝統や文化等については、従来、家庭を中心に地域の中で共有され、世代を超えて受け継がれてきました。

しかしながら、単身世帯の増加や家族構成の変化、ライフスタイル・働き方の多様化といった社会環境の変化の中で、食に対する意識が希薄化するとともに、朝食摂取、主食・主菜・副菜を揃えたバランスの良い食事や「共食」の機会など、家庭における健全な食生活を実践しにくい場面が増えています。

次世代に伝えつなげる食育の推進が重要であることから、家庭において食育に関する理解が進み、食に対するところが育まれるよう取組を推進します。

取り組むべき施策

1-1. 健全な食生活の実践に向けた食育の推進

多様なライフスタイルや家庭環境のもとで、県民一人ひとりが自らの健康を意識し、日々の暮らしの中で健全な食生活を実践できるようにすることが重要です。朝食を欠食する子どもの割合の増加など、家庭での健全な食生活を実践しにくい場面が増えていることから、望ましい食習慣の実現に向けた食育の取組が重要です。

【施策の方向性】

- 朝食やバランスの良い食事の大切さ、早寝早起き等生活リズムの大切さ等を理解し、望ましい食習慣の実現につながるための食育を推進します。
- 各世代等に応じた効果的な情報発信により、多様な世代や生活スタイルに寄り添った食育を展開します。
- 成育基本法を踏まえ、成長過程にある子どもやその保護者、妊産婦に対する食育を推進するため、市町村を支援します。

《主な事業例》

○食育教材の利用促進[健康長寿社会づくり推進課]

家庭における食育や、市町村、学校、幼稚園、保育所、認定こども園などにおける自主的な食育活動を支援するため、本県のオリジナル教材等の活用を促進します。

○機会をとらえた望ましい食習慣の啓発[健康長寿社会づくり推進]

食育イベントでの情報発信や地域食育ネットワーク会議などでの市町村や関係機関との連携・情報共有の機会を積極的に活用し、朝食やバランスのよい食事などの啓発を行います。また、SNS や地域メディアを活用した啓発を推進します。

○母子健康手帳、妊娠届出書冊子による情報提供〔児童福祉課〕

「母子健康手帳」は、市町村に妊娠届出を行った後に交付され、妊産婦の食事の目安や子どもの食物アレルギー等に関する情報を提供しています。

「妊娠届出書冊子」は、産科医療機関において妊娠確認後に配布され、妊産婦の食事の目安等に関する情報を提供しています。

関連する数値目標				
目標番号	目標項目	現状値	(年次)	目標値(令和12年度)
3 朝食を欠食する県民を減らす				
④	朝食を全く食べない小学生の割合	1.1 %	(R7)	0%
⑤	朝食を全く食べない中学生の割合	1.9 %	(R7)	0%
⑥	朝食をほとんど食べない若い世代の割合 男性	19.6 %	(R6)	10%以下
⑦	朝食をほとんど食べない若い世代の割合 女性	18.8 %	(R6)	10%以下
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす				
⑲	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	32.7 %	(R6)	40%以上
⑳	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上)	42.2 %	(R6)	50%以上
㉔	食べ物と健康の関係を理解した食生活を実践している県民の割合(20歳以上)	23.7 %	(R6)	50%以上

COLUMN

群馬県食育デジタル教材

子どもの頃から、「食」について考える習慣を身に付け、自分に必要な食品を自ら選択できる力を養うことは、生涯にわたる健康の維持や、豊かな生活に欠かせません。

そこで、群馬県ではこうした力を育むため、食育デジタル教材として、食事バランスや朝食摂取の必要性などを学べる教材を作成しました。家庭や学校など、さまざまな場面でご利用いただけます。

〈オリジナル食育紙芝居「元気のひみつ」〉



(参考)群馬県:ぐんま食育ポータルサイト

・食育デジタル教材
<https://www.pref.gunma.jp/site/shokuiku/197309.html>



・食育紙芝居「元気のひみつ」
<https://www.pref.gunma.jp/site/shokuiku/691203.html>



1-2. 生涯を通じた食育の推進

生涯を通じて健全な心身を育むためには、適度な運動、主食・主菜・副菜・果物・乳製品を揃えたバランスの良い食事、十分な休養・睡眠など、子どもの頃からの基本的な生活習慣の形成に加え、食に関する感謝や理解、楽しく食について学ぶこと等、豊かな人間性を育むための積極的な食育が重要です。

少子高齢化の中で健康寿命の延伸が課題であり、食育の原点である家庭において、子どもから高齢者まで生涯にわたる食育の取組を推進します。

【施策の方向性】

- あらゆる世代の県民が食育に関心が持てるよう、ライフコースをとらえた食育を推進します。
- 子どもへの食育を形成する場である家庭や学校、保育所等の連携により、取組を確実にするための体制の整備、人材育成等の充実を図ります。
- 高齢者が健康でいきいきと生活でき、健全な食生活を確保していけるよう、高齢者に対して食育を推進するため、市町村を支援します。

《主な事業例》

○ライフコースアプローチを意識した食育支援研修事業[健康長寿社会づくり推進課]

現在の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性があることや、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることから、ライフステージに応じた健康づくりに加えて、ライフコースアプローチの観点を取り入れた食育支援を行います。本事業では、市町村や医療機関等において食育支援を行う者を対象に、妊産婦・乳幼児や高齢者等の食育を推進するための研修会を開催します。

○食育イベントの開催[健康長寿社会づくり推進課]

県民を対象に、和食文化への関心を高めるとともに、バランスの取れた食生活や野菜の適切な摂取など、日々の食生活改善につなげる契機とする食育イベントを開催します。

また、ぐんま食育応援企業と連携し、幅広い世代の食育の推進を図ります。

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値	目標値(令和12年度)
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす			
19	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲	32.7 % (R6)	40%以上
20	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上) ※再掲	42.2 % (R6)	50%以上
24	食べ物と健康の関係を理解した食生活を実践している県民の割合(20歳以上) ※再掲	23.7 % (R6)	50%以上

COLUMN


朝ごはんを食べるといいこといっぱい!!

朝ごはんを食べると、寝ている間に低下した体温が上がり、身体は1日の活動の準備をします。
また、身体の内部が活動を開始することで体温が上がり、排便を促し、生活リズムが整います。
朝ごはんを食べる習慣のない人は、まずは食べることから始めてみませんか？

Step1

まずは食べることから


ヨーグルト、牛乳、果物、ミニトマト、ロールパン、おにぎり など
どれか一つでもOK!



Step2

食べる習慣がいたら


主食（ごはん、パンなど）に、おかず（具だくさんみそ汁、納豆など）をプラス




Step3

満点朝ごはんにチャレンジ!

主食・主菜・副菜に、乳製品と果物を食べると満点朝ごはんになりますよ。



幼児期、学童・児童期などの成長期は特にここを目指したい!



(参考)群馬県:ぐんま食育ポータルサイト
<https://www.pref.gunma.jp/site/shokuiku/689091.html>

1-3. 基本的な生活習慣と豊かな心を形成するための家庭での「共食」の推進

家族が食卓を囲んで共に食事をとりながらコミュニケーションを図る「共食」等を通して、適切な食習慣を身に付け、食に対する感謝の気持ちを持てるよう、親世代への啓発と合わせた施策の充実が必要です。

特に、子どもにとっては保護者の影響が大きいいため、保護者と子ども等が一緒になり、早寝早起きや朝食をとることなど、健全な食生活の実践を行うための取組や、食を大切にすることを培うための取組を推進します。

【施策の方向性】

- 朝食又は夕食を家族と一緒に食べる共食の回数が増えるよう、家庭と地域が連携した食育の推進を図ります。
- 子どもたち一人ひとりが望ましい食習慣と適切な判断力、実践できる力など「食べる力」を身に付けることができるよう、実際に自分で料理を作るという体験を増やしていくとともに、食を楽しむ機会を提供する活動を展開します。
- 学校・幼稚園・保育所・認定こども園を通じて保護者に対し、食育の重要性や適切な栄養管理に関する知識等の啓発に努めます

《主な事業例》

○「いただきますの日」の推進[健康長寿社会づくり推進課]

家族形態や生活スタイルが多様化する中、家族や友人と一緒に食事をする「共食」の役割を再認識するために、6月の「食育月間」の他、毎月 19 日を「いただきますの日」として普及します。

○食生活改善推進員の活動支援[健康長寿社会づくり推進課]

食生活改善推進員が実施する親子で楽しく食育を体験できる「おやこの食育教室」や世代別に取り組む生活習慣病予防のための「スキルアップ事業」等の地区組織活動を支援します。

第4章 各施策における主な取組

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値 (年次)	目標値(令和12年度)
4 朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
⑧	朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数(20歳以上)	7.6 回/週 (R6)	11回以上/週
8 地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす			
⑱	地域で共食したいと思う人が共食する割合(20歳以上)	41.4 % (R6)	75%以上

第2節 学校、保育所等における食育の推進

現状と今後の方向性

社会状況の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響がみられることから、学校、幼稚園、保育所、認定こども園等には、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割を担うことが求められています。

子どもたちが、食に関する正しい知識を身に付け、望ましい食習慣を自ら営むことができるよう、家庭や地域と連携し、食育が体系的、継続的に実施されることが必要です。

学習や体験を通し、食料の生産から消費に至るまでの様々な過程を知ることは、食に関する感謝の心や理解を深めることにつながるなど、子どもへの食育活動になるとともに、家庭への良き波及効果をもたらすことから、学校、幼稚園、保育所、認定こども園等における食育の取組を推進します。

また、生活習慣病の予防の観点から、子どもの頃から栄養バランスに配慮した適切な食生活の実践を図ります。

取り組むべき施策

2-1 就学前の子どもに対する育ちへの支援

乳幼児期からの食育の重要性が増していることから、「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」に基づき、教育、保育等の一環として食育を位置付け、施設長、教員、保育士、栄養士、調理員等の協力のもとに食育の計画を作成し、各施設の創意工夫により子どもの成長、発達に合わせた食育を推進します。

【施策の方向性】

- 子どもの発達段階に応じた食育のねらいや留意事項を整理した「保育所における食育に関する指針」の活用促進を図るとともに、食事の提供についてまとめた「児童福祉施設等における食事の提供ガイド」を踏まえ、乳幼児の発育及び発達の過程に応じた計画的な食事の提供及び食育活動を推進します。

《主な事業例》

○特定給食施設等指導事業[健康長寿社会づくり推進課]

特定給食施設等の現状把握及び施設種別ごとの課題分析を行い、巡回指導や栄養管理講習会を実施し、施設に応じた指導・支援を行います。

○保育充実促進費補助金(食物アレルギー対策)[こども・子育て支援課]

保育所・認定こども園において、食物アレルギーに係る事故を防止し、食物アレルギー児童に対して安心な給食の提供を行うため、組織体制の強化や給食設備等に係る経費の一部を補助します。

関連する数値目標				
目標番号	目標項目	現状値	(年次)	目標値(令和12年度)
5 食育の指針や計画を定め、食農体験学習をしている保育所等を増やす				
⑨	食農体験学習をしている幼稚園の割合	96.4 %	(R6)	100%
⑩	食農体験学習をしている保育所の割合	92.5 %	(R6)	100%
⑪	食農体験学習をしている認定こども園の割合	94.7 %	(R6)	100%
⑫	食育の指針や計画を定めている幼稚園の割合	69.1 %	(R6)	100%
⑬	食育の指針や計画を定めている保育所の割合	93.7 %	(R6)	100%
⑭	食育の指針や計画を定めている認定こども園の割合	89.9 %	(R6)	100%
6 食物アレルギーの対応をしている給食施設を増やす				
⑮	食物アレルギーの対応をしている給食施設の割合	78.6 %	(R6)	80%以上

2-2 学校給食を通じた食育活動の推進

児童生徒が地域の食文化や食に関する正しい知識、望ましい食習慣を身に付けるために、学校給食が各教科等の食に関する指導と関連付けて活用されるよう、引き続き食育の取組の充実を図ります。

また、農業に対する理解を深め、生産者に対する感謝の念を育むため、学校給食における地場産物や有機農産物等の活用を推進します。

【施策の方向性】

- 主食・主菜・副菜を揃えたバランスの良い食事や、減塩等の望ましい食習慣を身に付けることができるよう、栄養教諭、学校栄養職員等を中核とし、学校、家庭、地域が連携した食育を推進します。
- 食生活が自然の恩恵や食に関わる人々の様々な活動の上に成り立っていることについて児童生徒の理解を深め、感謝の心を育む等の教育に生かすため、学校給食における地場産物や有機農産物等の活用、郷土料理の導入促進、米飯給食の推進等の取組を促進します。
- 生産者や学校との連携を強化し、学校給食における地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築や和食を取り入れた給食の普及を図るほか、地域の産物や食文化、生産者の情報を児童や生徒に伝える取組を推進します。

《主な事業例》

○郷土食や地場産物の活用による学校給食の充実〔(教)健康体育課〕

学校給食に地場産物を活用し、郷土食を取り入れることで、地域の自然・食文化等について理解を深めることや、地場産物の生産・流通等を理解することにつながります。学校給食が生きた教材となるよう郷土食や地場産物を活用した献立を工夫します。

○「学校給食ぐんまの日」推進事業〔(教)健康体育課〕

地元農産物・県産農産物を積極的に活用した学校給食を通じて、地元地域や生産者への理解、地域との連携を促進し、心身共に豊かな子どもを育成します。

○学校給食への有機農産物利用推進事業〔農政課〕

群馬県産有機農産物の販路拡大と次代を担う子どもや保護者への理解促進を目的に、県産有機農産物を利用した学校給食事業を実施します。

○「いただきますの日」の推進〔健康長寿社会づくり推進課〕※再掲

家族形態や生活スタイルが多様化する中、家族や友人と一緒に食事をする「共食」の役割を再認識するために、6月の「食育月間」の他、毎月19日を「いただきますの日」として普及します。

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値	(年次) 目標値(令和12年度)
6 食物アレルギーの対応をしている給食施設を増やす			
15	食物アレルギーの対応をしている給食施設の割合 ※再掲	78.6 %	(R6) 80%以上
7 学校給食等における地場産物の活用を増やす			
17	学校給食における県産食材利用割合(金額ベース)	68.2 %	(R7) 維持
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす			
19	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲	32.7 %	(R6) 40%以上
20	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上) ※再掲	42.2 %	(R6) 50%以上
21	食塩摂取量の平均値	10.5 g	(R4) 7g
22	野菜摂取量の平均値	283 g	(R4) 350g
23	果物摂取量の平均値	95.8 g	(R4) 200g
24	食べ物と健康の関係を理解した食生活を実践している県民の割合(20歳以上) ※再掲	23.7 %	(R6) 50%以上

COLUMN

学校給食ぐんまの日

子どもたちが地域の豊かな自然や生産・流通等に携わる人々への理解を深めることを目的に、平成13(2001)年から、10月24日を「学校給食ぐんまの日」と定め、学校給食に「おっきりこみ」などの群馬県の郷土料理や、県産農産物を使用した献立を取り入れています。

さらに、「学校給食ぐんまの日」の普及と児童生徒の食に対する興味関心を高めるため、平成16(2004)年から「学校給食ぐんまの日」絵画コンクールを実施しています。

<https://www.pref.gunma.jp/site/kyouiku/725522.html>



令和7年度最優秀賞作品



2-3 学校における関連教科と連携した食育の推進

学校(小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校等)における食育は、給食の時間のほか、各教科等においても食に関する指導を行うことで、食育の充実につなげるだけでなく、当該教科の目標がより達成されることを目指します。

【施策の方向性】

- 学校教育現場において、地域の生産者団体等と連携し、農林漁業体験や食品の調理に関する体験等、子どもの様々な体験活動を推進します。
- 学校教育以外でも、食料の生産・流通・消費に対する子どもの関心と理解を深めるため、行政関係者、関係団体等と連携し、子どもへの体験学習等を推進します。
- 学校、家庭、PTA、関係団体等が連携や協力した取組を推進するとともに、その成果を広く周知・普及します。

《主な事業例》

○家庭・地域と連携した食育の推進[(教)健康体育課]

学校において食育を進めるに当たっては、家庭や地域においても食育に対する理解が進み、食育の取組が推進されるよう、学校から積極的に働きかけや啓発を行うとともに、地域と協働して進める推進体制を充実させていきます。

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値 (年次)	目標値(令和12年度)
7 学校給食等における地場産物の活用を増やす			
16	栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数	12 回/月 (R7)	月12回以上

2-4 子どもの健康状態改善等の推進

近年の社会状況や家庭環境の変化に伴い、子どもたちの食の乱れや健康への影響がみられることから、学校、幼稚園、保育園、認定こども園等には、子どもへの食育を進めていく場として大きな役割が期待されます。

食に関する様々な課題に対応するためには、食育を指導する人材の育成や支援が重要です。このため、食育に携わる指導者等に対し、各種研修会や講習会を開催する等、情報発信が必要です。

また、健康課題を有する子どもに対して個別的な相談指導を行う等、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。

【施策の方向性】

- 栄養教諭、学級担任、養護教諭、学校医等が連携して、保護者の理解と協力のもとに、児童生徒の健康状態を改善するための指導を行います。
- 食物アレルギー等、食に関する健康課題を有する子どもに対して個別的な相談指導を行うため、適切な情報を提供します。
- 過度の痩身や肥満が心身の健康に及ぼす影響等、子どもの健康状態に関する必要な知識を普及し、望ましい食習慣の形成に向けた取組を推進します。

- スポーツをするための体づくり、基礎体力の向上に必要な栄養・食生活の正しい知識の普及を図ります。

《主な事業例》

○生活習慣病予防対策検討委員会〔(教)健康体育課〕

肥満や過度の痩身は心身の健康に及ぼす影響が大きいことから、肥満対策を中心とする生活習慣病対策の委員会を設置し、その分析と対策について検討します。

○学校における食育にかかわる人材の育成〔(教)健康体育課〕

学校教育全体での食育を推進するため、学校給食の安全管理や食物アレルギー対応、食育指導の工夫などをテーマに、給食担当職員や栄養教諭、担任、管理職等を対象とした人材育成のための研修会等を開催します。

○教育・保育のキャリアアップ研修(食育・アレルギー対応)〔こども・子育て支援課〕

保育士等に対し、食育・アレルギー対応に関する研修を行い、保育園等における当該分野のリーダー的職員を育成します。

○スポーツ栄養のための人材育成事業〔健康長寿社会づくり推進課〕

子どもの頃から食を考える習慣を身に付け、健全な心と身体を培うため、スポーツを通じた栄養・食生活の正しい知識の普及に向けた人材育成研修会を開催します。

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値 (年次)	目標値(令和12年度)
6 食物アレルギーの対応をしている給食施設を増やす			
15	食物アレルギーの対応をしている給食施設の割合 ※再掲	78.6 % (R6)	80%以上
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす			
24	食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合 (20歳以上) ※再掲	23.7 % (R6)	50%以上

COLUMN

気の合う人と「共食」しませんか

群馬県では、毎月19日を「いただきますの日」とし、「共食(きょうしょく)」をすすめています。

家族や友人、地域の気の合う人と共食しませんか。

共食とは？

家族や友人、地域の人など誰かと一緒に食事することを「共食」といいます。共食には、一緒に食事を作ったり、「おいしいね」と会話を楽しむことも含まれています。



(参考)群馬県:ぐんま食育ポータルサイト
<https://www.pref.gunma.jp/site/shokuiku/689091.html>

第3節 地域における食育の推進

現状と今後の方向性

心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らしていくためには、ライフステージに応じた食育を推進することが求められています。

また、糖尿病を始めとした生活習慣病を予防し、健康寿命を延伸する上では、望ましい食生活習慣の定着や運動の習慣化が必要です。

このため、主食・主菜・副菜が揃い栄養バランスに優れた日本型食生活と減塩の実践、健康づくりや生活習慣病の予防及び改善につながる健全な食生活のための野菜摂取の推進等が重要です。

さらに、食の経済性志向や簡便化志向の高まり、大人の栄養バランスの乱れなどの生活の多様化を背景として、自然に健康になれる食環境づくりのための地域の役割が一層重要になっています。

特に県民の食生活を支え、食を通じて消費者と日々接している食関連事業者による取組や、従業員やその家族の健康や食に影響を与える職場での取組が重要です。

また、近年、頻度を増している地震、豪雨等の災害に備えた家庭での食料備蓄に加え、県や市町村、給食施設や民間企業等の連携による災害時の栄養・食生活支援の取組も重要となっています。

引き続き、家庭、学校、生産者、企業等が連携を図り、地域における食育を推進します。

取り組むべき施策

3-1 健康寿命の延伸につながる食育の推進

高齢化が進展する中で、生活習慣病の予防による健康寿命の延伸、健康な次世代の育成の観点から、健全な食生活を営めるよう、地域の食に関する関係者が連携し、食生活を改善するための食育を推進します。

生活習慣病の予防及び改善には、生涯を通じて、望ましい食習慣の継続が重要であり、適正体重の維持、野菜摂取量の増加や減塩など食生活の正しい知識の習得につながる食育を推進します。

また、健全な食生活を実践するため、産学官が連携して誰もが自然になれる食環境づくりを推進します。

生活習慣病を予防し、健康寿命の延伸を図ることを目的とした群馬県健康増進計画の推進と連動させて、健全な食生活の実践につながる取組を推進します。

【施策の方向性】

- 地域機関や医療機関等における食育に関する普及や啓発活動を推進するとともに、市町村、保険者等が行っている健(検)診に合わせて、一人ひとりの健康状態に応じた栄養や運動の指導の充実を図ります。
- 糖尿病については、症状が進行すると様々な合併症を引き起こし、生活の質を低下させることから、糖尿病の発症予防と併せて、重症化予防のための適切な食事管理を中心とした食生活改善の取組を推進します。
- 高血圧については、循環器病の確立した危険因子であることから、循環器病の発症予防、死亡率の低下に向けて、食塩摂取量の減少や野菜・果物摂取量の増加をはじめとした食生活改善の取組を推進します。

- 個人の行動に変化を促し、健全な食生活を実現するために、栄養成分表示に関する普及啓発や意識醸成を進めます。
- ごはんを中心に多様な副食等を組み合わせ、栄養バランスに優れた「日本型食生活」の実践を推進するため、内容やメリット等を分かりやすく周知します。
- 健康で豊かな食生活を支える役割を担う食品産業において、「日本型食生活」「和食」の推進に資するメニューや商品、消費者への情報の提供等の取組を促進します。
- 県民が無理なく自然に健康な行動が可能になる食環境づくりに向けた取組を推進します。

《主な事業例》

○元気県ぐんま21普及推進事業[健康長寿社会づくり推進課]

群馬県健康増進計画「元気県ぐんま21(第3次)」における栄養・食生活に関する目標達成に向け、ターゲット層とその食生活の特徴を明確にしたうえで、課題の解決に向けて、関係者との体制づくりを行い、具体的な対策を実施します。

○「ぐんま元気(GENKI)の5か条」の普及啓発[健康長寿社会づくり推進課]

県民に取り組んでほしい健康づくりの実践事項「ぐんま元気(GENKI)の5か条」の普及啓発を図ります。

ぐんま元気(GENKI)の5か条

- 第1条 G げんき(元気)に動いて ぐっすり睡眠
- 第2条 E えんぶん(塩分)ひかえて 食事はバランスよく
- 第3条 N なかま(仲間)をつくって 健康づくり
- 第4条 K きんえん(禁煙)めざして お酒は適度に
- 第5条 I いいは(歯)を保って いつも笑顔

○ぐんま健康ポイント制度[健康長寿社会づくり推進課]

公式アプリ「G-WALK+」を活用し、食生活や身体活動などの取組をポイント化し、特典を提供することにより、県民の健康づくりを推進します。

○健康づくり協力店の推進[健康長寿社会づくり推進課]

食を通じた健康づくりを推進するため、飲食店、事業所給食施設、小売業等販売店舗を対象に、健康メニュー(食塩、野菜、エネルギーが1食あたりの基準を満たすメニュー)や健康サービス(減塩調味料の利用、野菜のおかわり、主食の量の調節等)を提供している施設を登録します。

また県ホームページ等により、利用促進を図ります。

○健康情報ステーションによる情報提供[健康長寿社会づくり推進課]

県民の健康づくりを支援するため、飲食店や公民館等に健康情報ステーションを設置し、定期的に情報発信を行います。

○地域における栄養・食生活改善への情報提供[健康長寿社会づくり推進課]

市町村や関係団体等が実施する栄養・食生活改善の推進に必要な情報提供を行うとともに、充実を図ることができるよう、技術的な支援に努めます。

○行政栄養士等地域保健研修会[健康長寿社会づくり推進課]

健康増進・栄養改善業務の効果的な推進に向けて、保健福祉事務所、市町村における行政栄養士等の資質の向上を図ることを目的に、研修会を開催します。

○産学官等と連携した健康な食事の推進[健康長寿社会づくり推進課]

産学官で連携し、誰もが自然に健康になれる食環境づくりに取り組む「ぐんま元気(GENKI)な食環境づくりプロジェクト」を推進します。

関係者間の連携体制を構築するとともに、企業の主体的な取組を支援します。栄養面に配慮した商品供給の主流化を目指します。また、健康的な食生活の実践に向けて、行政、企業等の多様な関係者からの情報発信を強化します。

関連する数値目標				
目標番号	目標項目	現状値	(年次)	目標値(令和12年度)
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす				
⑲	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲	32.7 %	(R6)	40%以上
⑳	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上) ※再掲	42.2 %	(R6)	50%以上
㉑	食塩摂取量の平均値 ※再掲	10.5 g	(R4)	7g
㉒	野菜摂取量の平均値 ※再掲	283 g	(R4)	350g
㉓	果物摂取量の平均値 ※再掲	95.8 g	(R4)	200g
㉔	食べ物と健康の関係を理解した食生活を実践している県民の割合(20歳以上) ※再掲	23.7 %	(R6)	50%以上
10 ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす				
㉕	ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合(20歳以上)	46.2 %	(R4)	55%以上

3-2 多様な暮らしを支える食育の推進

ひとり親世帯や共働き世帯など様々な家族の状況や、一人暮らし高齢者の増加を含む生活の多様化に対応した食育が求められる中、家族や個人の努力のみでは、健全な食生活の実践につなげていくことが困難な場合もみられるようになってきています。

こうした状況を踏まえ、子どもや高齢者を含む全ての県民が健全で充実した食生活を実践できるよう、地域や関係団体と連携・協力を図り、家族形態や各年代の特性、ニーズに応じた食育の支援を推進します。

また、高齢者の介護が必要となる要因として、生活習慣病と低栄養によるフレイルの割合が高いことから、食生活の改善は重要であり、高齢者が食を楽しみ、地域で元気に生活するための食育を推進します。

【施策の方向性】

- 幅広い分野で活躍する食育の担い手の専門性をより高めるため、研修会等により資質の向上に取り組めます。

- 地域等で共食したいと思う人が共食する機会を持てるよう、食生活改善推進員等ボランティアやこども食堂等による活動を推進します。

《主な事業例》

○食育推進リーダースキルアップの機会の提供[健康長寿社会づくり推進課]

地域の食育をコーディネートできるリーダーとして養成した「食育推進リーダー」が、食育の担い手として地域で活動できるように研修会を開催します。

○こども食堂を通じた生活支援[こども・子育て支援課]

地域のこどもたちのセーフティーネットとなるこども食堂を支援することで、「共食」の場が確保されるよう、市町村等と連携を図りながら取り組みます。

○ライフコースアプローチを意識した食育支援研修事業[健康長寿社会づくり推進課]※再掲

ライフステージに応じた健康づくりに加えて、現在の健康状態は、これまでの自らの生活習慣や社会環境等の影響を受ける可能性があることや、次世代の健康にも影響を及ぼす可能性があることから、ライフコースアプローチの観点を取り入れた食育支援を行います。

本事業では、市町村や医療機関等において食育支援を行う者を対象に、妊産婦・乳幼児や高齢者等の食育を推進するための研修会を開催します。

○「いただきますの日」の推進[健康長寿社会づくり推進課]※再掲

家族形態や生活スタイルが多様化する中、家族や友人と一緒に食事をする「共食」の役割を再認識するために、6月の「食育月間」の他、毎月19日を「いただきますの日」として普及します。

○食生活改善推進員の活動支援[健康長寿社会づくり推進課]※再掲

食生活改善推進員が実施する親子で楽しく食育を体験できる「おやこの食育教室」や世代別に取り組む生活習慣病予防のための「スキルアップ事業」等の地区組織活動を支援します。

○調理師研修会[食品・生活衛生課]

飲食店や給食施設において調理業務に従事する調理師を対象に、調理技術や食品衛生に関する知識の維持・向上を目的として、研修会を開催します。

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値 (年次)	目標値(令和12年度)
4 朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
⑧	朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数(20歳以上) ※再掲	7.6 回/週 (R6)	11回以上/週
8 地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす			
⑱	地域で共食したいと思う人が共食する割合(20歳以上) ※再掲	41.4 % (R6)	75%以上
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす			
⑲	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲	32.7 % (R6)	40%以上
⑳	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上) ※再掲	42.2 % (R6)	50%以上
㉔	食べ物と健康の関係を理解した食生活を実践している県民の割合(20歳以上) ※再掲	23.7 % (R6)	50%以上

3-3 若い世代の食育の推進

若い世代は、進学や就職に伴う生活環境の変化等により、健康や栄養に配慮した食生活の実践など課題が生じやすい状況にあります。自立した生活を開始する時期となる若い世代が、食育に関心を持ち、自らの食生活の改善や周囲への食育の啓発などに楽しく主体的に関わっていくことができるような取組を推進します。

また、地域の伝統的な食文化を次世代へ受け継いでいく観点から、若い世代が理解を深め、主体的に継承していくことを促す取組を推進します。

若い世代が担い手となる食育活動も広がりつつありますが、健康に対する関心の低い、いわゆる健康低関心層を含め、なお一層、若い世代の特性やライフスタイル、ニーズにあわせ、機会を捉えて食に関する情報等を分かりやすく工夫して提供するように努めます。

【施策の方向性】

- 朝食や栄養バランスに配慮した食生活の重要性を啓発します。
- 子どもや若い世代の育成支援に関する様々な行事や食育活動を通じて、効果的な情報提供活動等により、食育についての理解を促進します。
- 若い世代が生活リズムや食生活を見直し、「食」が大切であることを自覚し、実践につなげることができるよう、高校・大学・企業等に向け、市町村等との連携のもと効果的な情報提供等を行い、食育への理解を促進します。
- 自ら食を選び始める若い世代の食生活の向上を目指し、大学等で食や農に関する様々な学びの機会を提供する取組を促進します。

《主な事業例》

○若い世代食育推進事業[健康長寿社会づくり推進課]

若い世代に関わる関係機関・団体等が連携・協働し、若い世代への効果的な食育アプローチについての方法(手段)等を検討するために、学生を構成員とする協議会を開催します。

また、協議会構成員が中心となって若い世代への食育実践活動を実施します。

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値 (年次)	目標値(令和12年度)
3 朝食を欠食する県民を減らす			
⑥	朝食をほとんど食べない若い世代の割合 男性 ※再掲	19.6 % (R6)	10%以下
⑦	朝食をほとんど食べない若い世代の割合 女性 ※再掲	18.8 % (R6)	10%以下
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす			
⑩	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲	32.7 % (R6)	40%以上
13 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす			
⑫	郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている若い世代の割合	38.4 % (R6)	50%以上

3-4 企業における食育の推進

企業等(職場)においては、幅広い年代に対する食育が可能であり、健康経営の考えのもと、従業員等の健康管理とともに、健康に配慮した食生活の実践につながる食育を推進していく必要があります。

また、食品関連事業者等による健康に配慮した商品やメニュー、情報の提供等を推進し、県民が健康に配慮した食事や健康づくりに役立つ情報を入手しやすい食環境を整備することも重要です。

企業等における従業員やその家族等への食育活動を推進するとともに、県民の日常の消費行動の中に食育を内在させる「大人の食育」を推進します。

【施策の方向性】

- 食品関連事業者等が、健康に配慮した商品やメニューを提供する際に、減塩や野菜摂取量の増加に関する配慮を行うよう促します。
- 事業所等の職場の食堂等においても、より一層健康に配慮したメニューの提供や、栄養や食生活等に関する情報提供がなされるよう支援を行います。
- 職場における従業員等への食育が推進されるよう、企業登録制度等の取組を推進します。

《主な事業例》

○ぐんま食育応援企業登録制度[健康長寿社会づくり推進課]

食育を応援する県内企業を募集し、登録します。登録企業は、従業員やその家族、地域への食育の取組を推進します。

○特定給食施設等指導事業[健康長寿社会づくり推進課]※再掲

特定給食施設等の現状把握及び施設種別ごとの課題分析を行い、巡回指導や栄養管理講習会を実施し、施設に応じた指導・支援を行います。

○健康づくり協力店の推進[健康長寿社会づくり推進課] ※再掲

食を通じた健康づくりを推進するため、飲食店、事業所給食施設、小売業等販売店舗を対象に、健康メニュー(食塩、野菜、エネルギーが1食あたりの基準を満たすメニュー)や健康サービ

第4章 各施策における主な取組

ス(減塩調味料の利用、野菜のおかわり、主食の量の調節等)を提供している施設を登録します。

また県ホームページ等に登録施設を掲載することにより、利用促進を図ります。

○健康情報ステーションによる情報提供[健康長寿社会づくり推進課]※再掲

県民の健康づくりを支援するため、飲食店や公民館等に健康情報ステーションを設置し、定期的に情報発信を行います。

○食育セミナー[健康長寿社会づくり推進課]

消費者に直接働きかける食品事業者等の食育活動や職場における従業員等への食育推進につなげるため、企業における食育の役割への理解を深める食育セミナーを開催します。

○「いただきますの日」の推進[健康長寿社会づくり推進課]※再掲

家族形態や生活スタイルが多様化する中、家族や友人と一緒に食事をする「共食」の役割を再認識するために、6月の「食育月間」の他、毎月19日を「いただきますの日」として普及します。

関連する数値目標				
目標番号	目標項目	現状値	(年次)	目標値(令和12年度)
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす				
①	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲	32.7 %	(R6)	40%以上
②	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上) ※再掲	42.2 %	(R6)	50%以上
③	食塩摂取量の平均値 ※再掲	10.5 g	(R4)	7g
④	野菜摂取量の平均値 ※再掲	283 g	(R4)	350g
⑤	果物摂取量の平均値 ※再掲	95.8 g	(R4)	200g
⑥	食べ物と健康の関係を理解した食生活を実践している県民の割合(20歳以上) ※再掲	23.7 %	(R6)	50%以上

3-5 歯科保健活動における食育の推進

健やかで豊かな食生活には、よく噛んで食べることができるよう、むし歯や歯周病を予防し、健全な歯科口腔機能を保持・増進することが重要です。

そのため、乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性や、ライフステージごとの特性及びライフコースアプローチを踏まえ、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進します。

また、誤えん・窒息予防の観点から、食べ方に着目した食育を推進します。

【施策の方向性】

- 80歳になっても自分の歯を20本以上保つことを目的とした「8020(ハチマル・ニイマル)運動」などの推進を通じた取組を引き続き進めるとともに、乳幼児期における口腔機能の発達支援や高齢者の口腔機能低下への対応など、各ライフステージに応じた歯科口腔保健分野における食育を推進します。
- 市町村保健事業、学校、保育所、幼稚園、認定こども園での歯科保健活動と食育の活動を連動させ、むし歯予防や歯周病予防のための適切な指導、健全な口腔機能に関する情報提供を推進します。

《主な事業例》

○歯科口腔保健に係る普及啓発[健康長寿社会づくり推進課]

歯と口の健康づくりの重要性や望ましい食生活、噛むことの重要性などの普及啓発を行います。

○オーラルフレイル予防普及促進事業[健康長寿社会づくり推進課]

オーラルフレイルは、軽微なお口の衰えをいい、要介護状態へ進む要因の一つともいわれています。オーラルフレイルの普及啓発を図るために、様々な周知活動や市町村事業等と連携したオーラルフレイルチェック体験等に取り組みます。

○口腔機能育成支援事業[健康長寿社会づくり推進課]

食べる喜び、話す楽しみ等のQOL(生活の質)向上等のために、口腔機能の獲得・維持向上を図るには、各ライフステージにおける適切な取組が必要であることから、多職種で連携し支援していきます。

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値 (年次)	目標値(令和12年度)
10	ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす		
②	ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合(20歳以上) ※再掲	46.2 % (R4)	55%以上

COLUMN

オーラルフレイルとその予防

機能低下への悪循環

噛めない → 噛む機能の低下 → 柔らかい物を食べる → 噛めない

↓

オーラルフレイル(口腔機能の衰え)

↓

低栄養 → 代謝機能の低下 → 運動機能の低下

オーラルフレイルは滑舌の低下、むせや噛みにくさなどの軽微な口腔機能の衰えのことで、身体の衰え(フレイル)の一つです。(左図)

〈オーラルフレイル予防のポイント〉

- ① かかりつけ歯科医に定期的に通う
- ② お口の“軽微な衰え”に気づく
- ③ 食事はよく噛んで食べる

歯と口の健康を守って、
いつまでもおいしく食べましょう

3-6 災害時に備えた食育の推進

近年、地震災害だけでなく台風・大雨・洪水等の災害が発生し、その度に食事の問題が生じており平時からの食の備えがますます重要となっています。

また、災害時の栄養・食生活支援は、新たな健康問題の発生や、持病や障害を持つ被災者の症状が悪化する等の二次健康被害を最小限にとどめるだけでなく、食の質の向上により被災者の心の安定をもたらす、生活の復旧・復興への意欲を高め、より早く平常時の生活に戻るために非常に重要な活動です。

【施策の方向性】

- 県及び市町村の災害対策部門と連携し、行政栄養士や、栄養士会、食生活改善推進員等の関係団体が協力して災害時に栄養・食生活支援活動を行えるよう体制整備を図ります。
- 平時から災害に備え、栄養バランスの配慮やローリングストックの手法といった備蓄方法などの食の備えへの重要性や方法について普及啓発します。

《主な事業例》

○群馬県災害時栄養・食生活支援ガイドラインの普及[健康長寿社会づくり推進課]

市町村や給食施設等を支援するため、平時からの備えや、災害時における栄養・食生活支援に関するガイドラインを普及します。

○特定給食施設等指導事業[健康長寿社会づくり推進課]※再掲

特定給食施設等の現状把握及び施設種別ごとの課題分析を行い、巡回指導や栄養管理講習会を実施し、施設に応じた指導・支援を行います。

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値 (年次)	目標値(令和12年度)
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす			
24	食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合(20歳以上) ※再掲	23.7 % (R6)	50%以上

COLUMN

食べながら備える！ローリングストック法の実践!!

災害時、食料品は手に入りにくくなるのが予想されます。そこで、家族の人数に合わせて、最低でも3日分、できれば1週間分の食料品と水、カセットコンロ等を家庭で備蓄しておくことが重要です。

備蓄は、栄養バランスを考えながら準備します。主食でエネルギーと炭水化物を、主菜でタンパク質を確保しましょう。ビタミン、ミネラル、食物繊維を補給する副菜や、ストレスを和らげる嗜好品等も大切です。

ローリングストック法とは、水のほか、普段食べているものを多めに買い置き、賞味期限を見ながら消費、消費した分を補充して、常に一定量の食品を家に備蓄する方法です。家族の食べる機能や食物アレルギーの有無などのニーズに合わせ、準備しておくことが可能です。

(参考)農林水産省:家庭備蓄ポータルサイト

<https://www.maff.go.jp/j/zyukyu/foodstock/index.html>



第4節 生産者と消費者との交流・環境と調和のとれた農業の活性化

現状と今後の方向性

食育の推進、特に食に対する感謝の心を深めていく上で、食を生み出す場としての農林漁業に関する理解が重要であり、生産者と消費者との顔が見える関係の構築等によって、「食」と「農林水産業」のつながりの深化を図ることが求められています。

また、県民の食卓と農の現場の距離が広がる中、農林水産物の生産現場に対する関心や理解を深めるだけでなく、食生活が自然の恩恵の上に成り立っていることや食に関わる人々の様々な活動に支えられていること等に関する理解を深めることが重要となっています。

農林水産物の生産、食品の製造及び流通等の現場は、食育を進めていく上で貴重な場であることから、これを支える農山村コミュニティの活性化も必要となっています。

生産者と消費者との交流の促進、エシカル消費¹の推進、食品ロスの削減、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等が図られるよう、取組を推進します。

取り組むべき施策

4-1 豊かな体験活動・生産者と消費者との交流を通じた食育の推進

農林水産物の生産における様々な体験活動の機会を拡大し、生産から消費までの食の循環の中で様々な関係者によって食が支えられていること等、食に対する関心と理解を深めることが必要です。

そのため、消費者が農業に触れ合える機会を提供したり、都市住民と農業者の交流促進に向けて、農山村情報の提供や受入体制を整備し、グリーン・ツーリズムを推進します。

【施策の方向性】

- 群馬県は、全国でも有数の農産物の生産県であり、その恵まれた環境を活かして、生産者団体や食品関連事業者等による食育活動や食に関する情報提供の取組を推進するとともに、地域の人材を活用した豊かな体験活動を推進します。
- 農林漁業者等が、学校等の教育関係者を始めとした食育を推進する広範な関係者等と連携し、幅広い世代に対して農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供できるよう体制を整備するとともに、活動への支援を行います。
- 県内における体験活動の事例やノウハウ等を提供するなど、生産者団体や食品関連事業者等による様々な取組に関する情報発信を促進します。

《主な事業例》

○グリーン・ツーリズムキャラバンの推進[農政課]

団体等が行うグリーン・ツーリズムの普及活動や都市住民に向けた広報宣伝、交流イベント等の開催に対して補助金を交付し、支援します。

¹ エシカル消費：人や社会、環境、地域に配慮した消費行動

○地域連携システム整備[農政課]

グリーン・ツーリズム実践団体が行う旅行者等の受入体制整備に対して補助金を交付し、支援します。

○やま・さと応縁隊活動調査[農政課]

群馬県内の大学生等による「やま・さと応縁隊」が、若い豊かな視点と専門性を活かして地域の魅力を再発見し、地域内外への発信や活用方法への検討・提案を行い、中山間地域の活力創出を目指します。

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値	(年次) 目標値(令和12年度)
5 食育の指針や計画を定め、食農体験学習をしている保育所等を増やす			
⑨	食農体験学習をしている幼稚園の割合 ※再掲	96.4 %	(R6) 100%
⑩	食農体験学習をしている保育所の割合 ※再掲	92.5 %	(R6) 100%
⑪	食農体験学習をしている認定こども園の割合 ※再掲	94.7 %	(R6) 100%

COLUMN

持続可能な未来をつくる「有機農業」

群馬県では、環境との調和や生物多様性の保全、農業の持続的発展に向けて「環境負荷低減・資源循環型農業」を推進しています。その最たる農法が「有機農業」であり、生産から消費まで幅広い取組を進めています。

有機農業は、わらやたい肥など地域にある資源を有効活用・循環利用しながら、化学肥料や化学合成農薬を原則として使わずに行う農業のことです。有機農業は、農業が自然環境に与える影響をできる限り小さくできるため、地球温暖化の防止や生物多様性の保全に高い効果があるとされています。

化学肥料や化学合成農薬は、農産物の収量増加や品質を保つ効果があり、効率的に農産物を生産できます。しかし、生態系の乱れや温室効果ガスの増加など、自然環境に負荷を与える恐れもあります。また、近年では、地球温暖化による気候変動や大規模な自然災害の発生により、農産物を安定して生産・供給することが難しくなっています。

こうした課題に対応するため、地域資源を有効活用・循環利用し、自然環境への負荷を減らしながら、将来にわたった持続可能な農業(環境負荷低減・資源循環型農業、有機農業)の実現が、今まさに求められています。

【イチオシ！ ぐんまの有機農業の魅力】

有機農業紹介動画

有機農業者の熱きメッセージをぜひご覧ください！

ぐんま有機 JAS 農産物等デジタルマップ

群馬県産有機農産物のお求めはこちらから



4-2 地産地消の推進

地域で生産された豊かな農産物を積極的に活用し、地産地消を推進することにより、生産に携わる多くの関係者の努力や苦勞を理解し、食への感謝の心を育むとともに、食に関わる地域の風土や文化、様々な産業などへの理解促進につなげていきます。

【施策の方向性】

- 環境への負荷を減らし、食の持続可能性を高めるため、産地や生産者を意識し環境に配慮した農林水産物・食品を選ぶエシカル消費等を普及啓発します。
- 地産地消を呼びかけ、「ぐんま地産地消推進店」等を認定することで、消費者が県産農畜産物を入手できる環境を整えます。
- 保育所給食や学校給食等における地場産物の活用を促進し、子どもたちに郷土愛や感謝の心を育みます。
- 生産者等と学校等の連携やつながりを支援し、地場産物の魅力を理解していただくとともに、地域の農林水産物の安定的な生産・供給体制の構築に努め、地域の農産物の利用拡大を進めます。

《主な事業例》

○地産地消サポート[ぐんまブランド推進課]

県産農産物の県内における利用を促進するため、県産農産物やその加工品等を販売又は利用する小売店・飲食店・宿泊施設等を「ぐんま地産地消推進店」として認定し、啓発資材の配布や、関連情報の発信・PR等の支援を行います。また、こんにやくをはじめとする群馬県にゆかりのある食材について、県民の理解と関心を高め、利用促進に向けた機運の醸成を図ります。

○学校給食地場産農産物利用促進[ぐんまブランド推進課]

学校給食への地場産農産物の利用を促進するために、栄養教諭等の学校給食関係者や食材供給者向けの講演会を開催します。

○学校給食への有機農産物利用推進事業[農政課] ※再掲

群馬県産有機農産物の販路拡大と次代を担う子どもや保護者への理解促進を目的に、県産有機農産物を利用した学校給食事業を実施します。

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値 (年次)	目標値(令和12年度)
7 学校給食等における地場産物の活用を増やす			
⑯	栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数 ※再掲	12 回/月 (R7)	月12回以上
⑰	学校給食における県産食材利用割合(金額ベース) ※再掲	68.2 % (R7)	維持
11 産地や生産者を意識して食品を選ぶ県民を増やす			
⑳	ぐんま地産地消推進優良店の認定数	106 店舗 (R7)	110店舗
㉑	地場産物の購入を実践している県民の割合(20歳以上)	23.9 % (R6)	50%以上

4-3 食品ロスの削減の推進

食品ロスの削減は、国際的に重要な課題として、持続可能な開発目標(SDGs)においても柱の1つに位置付けられており、我が国でも、家庭系、事業系ともに大幅な削減目標の達成を目指しています。

群馬県では2019(令和元)年12月に、「2050年に向けた『ぐんま5つのゼロ宣言』」の宣言として食品ロス「ゼロ」を掲げ、「MOTTAINAI(もったいない)」の心で食品ロスを無くすことを目標にしています。食品ロス「ゼロ」の実現には、生産から消費までの一連の流れを意識しつつ、各主体が連携して取り組むことが重要です。

また、環境に配慮した暮らしを築いていくことの大切さについて理解を深めるため、資源循環の推進などの取組を学ぶ機会を提供します。

【施策の方向性】

- 県民及び事業者に「MOTTAINAI(もったいない)運動」が定着し、食品の製造、販売、消費の各段階で、食品ロスの発生抑制を実現させます。また、県内全ての地域にフードバンクが設置され、支援を必要とする人に食品を届ける活動を定着させます。

《主な事業例》

○食品ロス「ゼロ」推進[廃棄物・リサイクル課]

「MOTTAINAI(もったいない)運動」としては、食材の使いきり・料理の食べきり・生ごみの水きりを行う「3きり運動」や宴会等における食べ残しの削減を呼びかける「30・10(さんまる・いちまる)運動」、外食時の食べ残しの持ち帰り、飲食店や旅館・ホテル、食品小売店による食品ロス削減の取組を広く紹介する「ぐんま食品ロス削減推進店登録制度」を推進します。

フードバンク活動の支援としては、県内活動団体の情報の県ホームページへの掲載や相互の情報交換会を行います。また、県庁及び地域機関等でフードドライブを実施し、活動団体に食品を寄付するなど、フードドライブの普及拡大を図ります。

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値 (年次)	目標値(令和12年度)
12 環境に配慮し、食品ロス削減のための行動を実践している県民を増やす			
㊸	食べ残しや食品の廃棄の削減を実践している県民の割合(20歳以上)	35.2 % (R6)	50%以上

COLUMN

家庭から始める食品ロス削減

食品ロスとは、食べられるのに捨てられてしまう食品のことです。家庭から出る食品ロスは全体の約半分を占め、主な原因は食べ残し・過剰除去・直接廃棄です。食品ロスを減らすためには、期限表示を正しく理解し、必要な分だけ買い、食材を工夫して使いきるなど、日常の小さな行動の積み重ねが効果的です。一人ひとりが食べ物を大切にする意識を持ち、環境にやさしい食生活を実践しましょう。

(参考)消費者庁：食品ロス削減特設サイト

<https://www.no-foodloss.caa.go.jp/index.html>



第5節 食文化の継承のための活動

現状と今後の方向性

日本は、四季折々の食材に恵まれており、長い年月を経て地域の伝統的な行事や作法と結び付いた食文化が形成されました。和食の基本形である一汁三菜の献立をベースとして、ごはん(主食)を中心に、魚、肉、牛乳・乳製品、野菜、海藻、豆類、果物、お茶など多様な副食(主菜・副菜)等を組み合わせた栄養バランスに優れた「日本型食生活」は、日本人の平均寿命の延びにもつながっています。

日本人の伝統的な食文化である「和食」は、保護・継承が必要な文化として、2013(平成25)年12月にユネスコ無形文化遺産に登録されており、生物多様性条約事務局が公表した「地球規模生物多様性概況第5版」では、健康的で持続可能な食生活の重要なモデルとなり得るものが数多くあるとして、日本の伝統的な食生活が例示されています。

しかし、共働き世帯や単身世帯の増加、社会構造の変化や食の外部化などライフスタイルの変化等により、地場産物を生かした郷土料理、その作り方や食べ方、食事の際の作法等、優れた伝統的な和食文化が十分に継承されず、その特色が失われつつあります。

このため、食育活動を通じて食文化への関心を高め、郷土料理、伝統食材、食事の作法等、伝統的な地域の多様な和食文化を次世代へ継承するとともに、時代に応じた優れた食文化や豊かな味覚を育むための取組を推進します。

取り組むべき施策

5-1 それぞれの世代における伝統的な食文化に接する機会の拡大

若い世代やシニア世代、単身世帯などにターゲットを広げながら、身近に健康的な和食を食べる機会を増やす活動を官民が共同して推進します。

また、子どもが早い段階から興味・関心をもって伝統的な食文化について学ぶことができるよう、学校給食において郷土料理等の伝統的な食文化を継承した献立を取り入れるとともに、食に関する指導や地域の行事等における伝承活動を促進します。

【施策の方向性】

- 各地で開催する行事等において、伝統ある食文化、地域の郷土料理や伝統料理等の紹介や体験を盛り込み、これらに触れる機会を提供します。
- 学校給食に郷土食を取り入れることで、地域の食文化等についての理解を深めます。

《主な事業例》

○食育イベントの開催[健康長寿社会づくり推進課] ※再掲

県民を対象に、和食文化への関心を高めるとともに、バランスの取れた食生活や野菜の適切な摂取など、日々の食生活改善につなげる契機とする食育イベントを開催します。また、ぐんま食育応援企業と連携し、食文化に触れる機会を提供し、幅広い世代の食育の推進を図ります。

○郷土食や地場産物の活用による学校給食の充実[(教)健康体育課]

学校給食に地場産物を活用し、郷土食を取り入れることで、地域の自然・食文化等について理解を深めることや、地場産物の生産・流通等を理解することにつながります。学校給食が生

第4章 各施策における主な取組

きた教材となるよう郷土食や地場産物を活用した献立を工夫します。

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値	(年次) 目標値(令和12年度)
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす			
⑱	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲	32.7 %	(R6) 40%以上
⑳	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上) ※再掲	42.2 %	(R6) 50%以上
13 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす			
㉑	郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている若い世代の割合 ※再掲	38.4 %	(R6) 50%以上
㉒	郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民の割合(20歳以上)	41.8 %	(R6) 60%以上

5-2 和食文化の保護・継承活動の推進

地域の食文化を理解し、食材を活かす知恵を守り伝えていこうとする気持ちを育むため、地域に根ざしたボランティア活動等の中で、食文化を継承する活動を推進します。

【施策の方向性】

■地域や家庭で受け継がれてきた伝統的な料理や作法等を継承するため、地域の食文化に精通した専門調理師や調理師、食生活改善推進員、農業従事者等の人材の協力を得て、地域の料理教室や体験活動等において、地域の郷土料理や伝統料理、和食文化を理解し、守り伝える活動を推進します。

また、産業界との連携による伝統的な和食文化との接点の拡大を検討します。

《主な事業例》

○地域食文化継承事業[健康長寿社会づくり推進課]

専門家や食生活改善推進員等と食文化継承に関する情報交換や課題検討を行い、食文化継承のための研修会や料理講習等を開催します。また、食文化継承テキストを活用し、「和食の日(11月24日)」の普及とともに、家庭や地域において継承されてきた特色ある伝統料理・郷土料理などの和食文化を普及します。

○食生活改善推進員の活動支援[健康長寿社会づくり推進課]

食生活改善推進員が実施する食文化継承の視点を入れた地区組織活動を支援します。

関連する数値目標				
目標番号	目標項目	現状値	(年次)	目標値(令和12年度)
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす				
⑲	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合 ※再掲	32.7 %	(R6)	40%以上
⑳	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上) ※再掲	42.2 %	(R6)	50%以上
13 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす				
㉑	郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている若い世代の割合 ※再掲	38.4 %	(R6)	50%以上
㉒	郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民の割合(20歳以上) ※再掲	41.8 %	(R6)	60%以上

COLUMN

日本人の健康を支えてきた「一汁三菜」

手前左側に「ご飯」、手前右側に「汁」、そして「香の物」に「菜」が三品。

これが和食の基本形「一汁三菜」です。

ご飯を主食とし、魚介・肉類・野菜類に、だし、発酵調味料を組み合わせた和食は、栄養学的に見てもバランスの良い食事です。

主食のご飯はどんなおかずとも相性がよく、四季折々の食材を使ったさまざまな料理にあわせることができます。また、汁物が必ず添えられるのも、昔から豊かな水を食に活かしてきた日本人の感覚が生きているといえます。

和食は、ご飯とおかず、汁物を交互に食べ、口の中で混ぜ合わせて「口中調味」という食べ方をします。「いただきます」は食材となった自然の恵みへの感謝を、「ごちそうさま」は料理を用意してくれた人への感謝の気持ちを表すものです。

ぐんまの伝統的な食文化を次世代へ継承していくため、「ぐんまの食文化継承テキスト」を作成しています。ご家庭や学校でご利用ください。



ぐんまの食文化継承テキスト



(参考)群馬県:ぐんま食育ポータルサイト
<https://www.pref.gunma.jp/site/shokuiku/689091.html>



群馬県食育教材:
和食の基本形「一汁三菜」を学べる和食育教物

第6節 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査・研究・情報提供

現状と今後の方向性

健全な食生活の実践には、食生活や健康に関する正しい知識を持ち、自ら適切に食品を選択していくことが必要であり、そのための適正な情報提供が求められています。

また、食育をより効果的に推進していく上で、各種の資料や情報を収集・分析し、これに基づき取り組むことが欠かせません。

そのため、食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究に関する取組を進めるとともに、食の安全に関する正確かつ適切な情報を SNS など多様な手段での発信に努めます。

取り組むべき施策

6-1 消費者に対する食の安全情報発信の充実

食の安全に関する多くの情報が氾濫する中、正しい情報を見極め、適切に行動できるよう、消費者の食の安全に関する知識習得を支援します。

2023(令和5)年に実施した「食品の安全等に関する県民意識調査」の結果では、県民の8割以上(81.8%)が「食品の安全性に関して関心がある」と回答しています。この結果を受け、食の安全について正確な知識が得られる環境づくりを推進し、食の安全に関する情報を迅速に分かりやすく提供します。

【施策の方向性】

- 高齢者や外国人県民を含め消費者へ、家庭における食中毒予防や食品表示の活用等、食の安全に関する情報を、迅速に正しく分かりやすく提供します。
- 県公式LINEアカウント「群馬県デジタル窓口」等、DXの活用を含め、様々な機会・手法を活用して、多くの消費者が食の安全に関する知識を習得できる機会を提供します。

《主な事業例》

○食品表示に関する現地講座の開催[食品・生活衛生課]

消費者が食品表示制度について学ぶことができるよう、スーパー等での現地講座を開催します。

○食の安全に関する情報紙等の発行[食品・生活衛生課]

食の安全に関する情報紙「ぐんま食の安全情報」を定期的に発行し、ボランティアである「ぐんま食の安全情報通信員」等を通じて県民へ配布します。

○SNSによる定期情報発信の実施[食品・生活衛生課]

県公式 LINE アカウント等の SNS を活用し、消費者に対して、食の安全に関する情報を、定期的にわかりやすく提供します。

○食物アレルギーに関する理解の促進[食品・生活衛生課]

食物アレルギー啓発資料の作成やオンラインセミナーの開催等により、消費者等に対して、正しい知識の普及・啓発に努めます。

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値 (年次)	目標値(令和12年度)
14 食品の安全性等に関する基礎的な知識を持ち、安全な食生活を実践する県民を増やす			
③	食物アレルギーセミナー受講者の理解度	98.7 % (R7)	95%以上

COLUMN

情報紙「ぐんまの食の安全情報」

群馬県では、年 10 回程度、情報紙「ぐんま食の安全情報」を発行しています。この情報紙では、食の安全・安心に関する正確な情報を提供し、わかりやすく解説しています。

毎号、12,000 部を発行しており、公募ボランティアの「ぐんま食の安全情報通信員」やスーパーマーケットの店頭等にて配布しています。また、県ホームページでの公開に加え、県公式 LINE アカウント等の SNS による情報発信も行っています。

■情報紙「ぐんま食の安全情報」を発行しました！
<https://www.pref.gunma.jp/site/shokunoanzen/8593.html>



■「ぐんま食の安全情報通信員」を募集しています！
<https://www.pref.gunma.jp/site/shokunoanzen/8665.html>



■LINE で「ぐんま食の安全情報」を受け取ってください！
<https://www.pref.gunma.jp/site/shokunoanzen/196573.html>



6-2 消費者・生産者・食品等事業者・行政等の相互理解の促進

食品に対する不安を解消するため、消費者、生産者、食品等事業者、行政等、それぞれの取組について相互理解するための機会を提供します。

【施策の方向性】

■生産・加工・流通の現場見学や生産者、食品等事業者等との意見交換を通じて、消費者の食の安全に関する理解促進を図ります。

《主な事業例》

○DXを活用したリスクコミュニケーションの実施[食品・生活衛生課]

県公式LINEアカウントを活用した食の安全に関する双方向のリスクコミュニケーションを実施し、消費者との食の安全に関する情報及び意見の交換を促進します。

○食の安全理解促進事業[食品・生活衛生課]

県内の大学と連携を図り、食の現場を通じて、大学生、食品等事業者、行政間で意見交換を行い、食の安全についての理解を促進します。

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値 (年次)	目標値(令和12年度)
14 食品の安全性等に関する基礎的な知識を持ち、安全な食生活を実践する県民を増やす			
③	食物アレルギーセミナー受講者の理解度 ※再掲	98.7 % (R7)	95%以上

6-3 実態調査の実施と活用

エビデンスに基づいた食育を推進するため、県民健康・栄養調査や食育に関する実態調査等を実施し、食育推進の基礎的なデータとして、その成果を活用していきます。

【施策の方向性】

- 計画の進捗状況及び目標指標の評価を行い、その評価に基づき施策展開の見直し、改善を図ることが重要です。また、経年的な推移を注視することも必要であり、これまで経年的に実施してきた実態調査を継続して実施していきます。
- 食に関する消費者の意識や食生活の実態等について調査及び分析を行い、その結果を広く公表するとともに、活用を図ります。
- 肥満や糖尿病等の生活習慣病を効果的に予防するためには、食生活や栄養と健康に関する科学的根拠の蓄積が必要であることから、様々な分野にわたるデータの総合的な情報収集や解析等を推進し、その成果を公表するとともに、活用を図ります。

《主な事業例》

○食育に関する実態調査[健康長寿社会づくり推進課]

食育等に関する県民意識を的確に把握し、計画の評価及び次期計画の策定等の基礎資料とすることを目的に実施します。

○県民健康・栄養調査[健康長寿社会づくり推進課]

県民の身体の状況、栄養摂取量及び生活習慣の状況を明らかにし、県民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得るために、調査を実施します。

第7節 食育推進運動の展開と社会環境づくり

現状と今後の方向性

これまで、毎年6月の食育月間及び毎月19日の「いただきますの日」(食育の日)を中心に、多様な関係者がそれぞれの立場から食育に取り組み、推進してきました。

また、全ての市町村において食育推進計画が策定されたこと等により、地域における食育推進の体制が整備され、食育活動を支える体制が充実しました。

しかしながら、食育への関心度を一層高めるためには、食育への関心が低い層にも更なる充実が必要です。

今後も、関係団体、企業、ボランティア等関係者が主体的かつ多様に連携・協力を図り、県民が自然に健康的な食生活を実践できるよう、全県的な食育推進運動を展開します。

さらに、食育の推進に関して、マスメディアやインターネットメディア等を通じた県民への働きかけを積極的に行い、関係団体、企業、地域等へ周知を図ります。

取り組むべき施策

7-1 食育推進運動の展開における連携・協力体制の確立

食育推進運動の展開に当たっては、多様な主体による取組を促すとともに、食育を推進する関係団体、企業、ボランティア等に広範囲かつ横断的な連携・協力を呼びかけ、関係者相互の情報及び意見の交換が促進されるよう、連携・協力体制を確立します。

さらに、一人でも多くの県民が食育に関する活動を自ら実践できるよう、ライフステージに応じた具体的な実践や活動を提示して理解の促進を図り、継続的に食育推進運動を展開します。

【施策の方向性】

- 県全体や各地域の状況に応じた食育推進の取組充実のため、市町村、関係機関・団体等との連携・協力体制の強化を図ります。
- 食品関連事業者等が消費者に対して、商品やメニュー等の食に関する情報提供、工場・店舗の見学、調理体験、農林漁業体験、出前授業の開催等多様な取組を行うよう連携を図ります。また、職場における従業員等への食育等が推進されるよう連携を図ります。
- 食生活改善推進員を始めとした各種ボランティアの地域に密着した活動が、NPOや学校等と連携・協働して展開されるよう支援します。

《主な事業例》

○元気県ぐんま21推進会議[健康長寿社会づくり推進課]

学識経験者や関係団体等により構成される本会議において、健康増進施策や地域・職域連携施策と併せて食育推進について協議し、県民の健康づくり対策を一体的、総合的に推進します。

○食育推進会議[健康長寿社会づくり推進課]

県内の食育に関係する様々な団体で構成する食育推進会議の団体同士の連携を強化するとともに、構成団体が実施する食育活動の情報提供や協力体制を強化します。

○地域食育ネットワーク会議[健康長寿社会づくり推進課]

保健福祉事務所を中心に県内の5つのブロックで地域食育ネットワーク会議を開催し、各地域の実情に応じた食育活動の検討や意見交換を行います。

○ぐんま食育応援企業登録制度[健康長寿社会づくり推進課]※再掲

食育を応援する県内企業を募集、登録します。登録企業は、従業員やその家族、地域への食育の取組を推進します。

○食育推進リーダースキルアップの機会の提供[健康長寿社会づくり推進課] ※再掲

地域の食育をコーディネートできるリーダーとして養成した「食育推進リーダー」が、食育の担い手として地域で活動できるように研修会を開催します。

関連する数値目標			
目標番号	目標項目	現状値 (年次)	目標値(令和12年度)
15 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
③	食育の推進に関わるボランティア数	7877 人 (R6)	維持

7-2 市町村と一体となった食育推進運動の展開

全ての市町村において、食育に関する取組の充実が図られるよう、引き続き、地域の特性を勘案し、各市町食育推進計画に基づく取組を支援します。

【施策の方向性】

- 毎年6月の「食育月間」において、市町村、関係機関や団体等との緊密な連携・協力を図り、食育推進運動を重点的かつ効果的に実施します。食育に対する理解が深まるよう、県民の食育推進活動への積極的な参加を促し、その一層の充実と定着を図ります。
- 市町村を対象とした食育推進研修会の開催等を通じて、最新情報の学習機会の提供や先進事例の共有、市町村との意見交換や情報共有を推進します。

《主な事業例》

○地域食育連携促進事業[健康長寿社会づくり推進課]

地域の特性を生かした食育実践活動を推進するために、県内5ブロックごとの地域食育推進ネットワーク会議等に関わる多様な関係者が特性や立場を活かしつつ、保健福祉事務所が中心となり連携・協働した事業を実施します。

○市町村食育推進研修会[健康長寿社会づくり推進課]

市町村が地域の特性等を踏まえて策定した食育推進計画の推進を支援するため、研修会を開催します。

○食育に関する普及啓発[健康長寿社会づくり推進課]

群馬県の SNS やホームページ、新聞、ラジオ等、各種媒体を活用し、6月の食育月間、毎月

19日の食育の日(いただきますの日)等を中心に食育に関する情報を発信します。

7-3 優良取組事例の発信

食育が県民に浸透し、自発的な取組が行われるために、教育関係者、農林漁業者、食品関連事業者、ボランティア等の食育関係者が行う活動が更に活発化し、その成果の向上につながる環境を支援することが重要です。県内各地において食育推進活動を促進するため、優れた食育活動を広く紹介し、その成果の波及を図ります。

【施策の方向性】

- 民間団体や関連事業者等の関係者が自発的に行う活動が、地域で積極的に展開されるよう、関係者間の情報共有を促進します。また、優れた活動を推奨するため、食育活動に対する表彰を行います。

《主な事業例》

○食育セミナー[健康長寿社会づくり推進]※再掲

消費者に直接働きかける食品事業者等の食育活動や職場における従業員等への食育推進につなげるため、企業における食育の役割への理解を深める食育セミナーを開催します。

○食育推進活動優良表彰[健康長寿社会づくり推進課]

県内で食育の推進に貢献する優れた活動を行っている個人、団体を表彰します。また、優良活動事例集を作成し、県ホームページ等で広く照会します。

7-4 社会・生活環境の変化に応じた食育の推進

近年の単身世帯の増加やライフスタイルの多様化など、県民の生活環境の変化に加え、食の経済性志向や簡便化志向の高まりなど、社会全体の変化が進んでいる状況に対応し、県民一人ひとりが自らのライフスタイルに応じて食育を実践できるよう、各世代への効果も踏まえた、ニーズに応じた食育の取組を推進します。

また、SNS やデジタル媒体等を活用した効果的な情報発信により、より多様な世代や生活スタイルに寄り添った食育を展開します。

【施策の方向性】

- 情報発信の媒体や方法を工夫し、各世代への効果も踏まえた、ニーズに応じた食育の取組を推進します。
- 産業界と連携し、外食産業(飲食店)に加え中食産業(惣菜店、スーパーマーケット)においても、健康な食事提供の取組を推進します。

《主な事業例》

○機会をとらえた望ましい食習慣の啓発[健康長寿社会づくり推進] ※再掲

食育イベントでの情報発信や地域食育ネットワーク会議などでの市町村や関係機関との連携・情報共有の機会を積極的に活用し、朝食やバランスの良い食事、野菜・果物の適切な摂取、減塩の重要性を啓発します。また、SNS や地域メディアを活用した啓発も推進します。

○「いただきますの日」の推進〔健康長寿社会づくり推進課〕 ※再掲

家族形態や生活スタイルが多様化する中、家族や友人と一緒に食事をする「共食」の役割を再認識するために、6月の「食育月間」の他、毎月 19 日を「いただきますの日」として普及します。

○健康づくり協力店の推進〔健康長寿社会づくり推進課〕 ※再掲

食を通じた健康づくりを推進するため、飲食店、事業所給食施設、小売業等販売店舗を対象に、健康メニュー（食塩、野菜、エネルギーが1食あたりの基準を満たすメニュー）や健康サービス（減塩調味料の利用、野菜のおかわり、主食の量の調節等）を提供している施設を登録します。

また県ホームページ等により、利用促進を図ります。

第5章 数値目標・事業指標

第1節 数値目標設定の考え方

第4次計画の数値目標の達成状況や、群馬県が目指す食育の方向を踏まえ、

- ①目標を達成しておらず、引き続き目指すべき目標
 - ②目標は達成したが、一層推進を目指すべき目標
 - ③新たに設定する必要がある目標
- を設定します。

第2節 食育の推進に当たっての具体的な目標

1. 県民の健康寿命を延ばす
2. 食育に関心を持っている県民を増やす
3. 朝食を欠食する県民を減らす
4. 朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数を増やす
5. 食育の指針や計画を定め、食農体験学習をしている保育所等を増やす
6. 食物アレルギーの対応をしている給食施設を増やす
7. 学校給食等における地場産物の活用を増やす
8. 地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす
9. 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす
10. ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす
11. 産地や生産者を意識して食品を選ぶ県民を増やす
12. 環境に配慮し、食品ロス削減のための行動を実践している県民を増やす
13. 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす
14. 食品の安全性等に関する基礎的な知識を持ち、安全な食生活を実践する県民を増やす
15. 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす

■数値目標一覧

取組の成果を検証するため、2030(令和12)年度までに達成する数値目標を設定しています。

具体的な目標			
目標 番号	目標項目	現状値	(年次) 目標値(令和12年度)
1 県民の健康寿命を延ばす			
①	健康寿命 男性	73.37 年	(R4) 73.82年
②	健康寿命 女性	75.54 年	(R4) 76.95年
2 食育に関心を持っている県民を増やす			
③	食育に関心を持っている県民の割合(20歳以上)	67.4 %	(R6) 90%以上
3 朝食を欠食する県民を減らす			
④	朝食を全く食べない小学生の割合	1.1 %	(R7) 0%
⑤	朝食を全く食べない中学生の割合	1.9 %	(R7) 0%
⑥	朝食をほとんど食べない若い世代の割合 男性	19.6 %	(R6) 10%以下
⑦	朝食をほとんど食べない若い世代の割合 女性	18.8 %	(R6) 10%以下
4 朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数を増やす			
⑧	朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数(20歳以上)	7.6 回/週	(R6) 11回以上/週
5 食育の指針や計画を定め、食農体験学習をしている保育所等を増やす			
⑨	食農体験学習をしている幼稚園の割合	96.4 %	(R6) 100%
⑩	食農体験学習をしている保育所の割合	92.5 %	(R6) 100%
⑪	食農体験学習をしている認定こども園の割合	94.7 %	(R6) 100%
⑫	食育の指針や計画を定めている幼稚園の割合	69.1 %	(R6) 100%
⑬	食育の指針や計画を定めている保育所の割合	93.7 %	(R6) 100%
⑭	食育の指針や計画を定めている認定こども園の割合	89.9 %	(R6) 100%
6 食物アレルギーの対応をしている給食施設を増やす			
⑮	食物アレルギーの対応をしている給食施設の割合	78.6 %	(R6) 80%以上
7 学校給食等における地場産物の活用を増やす			
⑯	栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数	12 回/月	(R7) 月12回以上
⑰	学校給食における県産食材利用割合(金額ベース)	68.2 %	(R7) 維持
8 地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす			
⑱	地域で共食したいと思う人が共食する割合(20歳以上)	41.4 %	(R6) 75%以上

第5章 数値目標・事業指標

具体的な目標			
目標 番号	目標項目	現状値	(年次) 目標値(令和12年度)
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす			
⑲	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている若い世代の割合	32.7 %	(R6) 40%以上
⑳	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている県民の割合(20歳以上)	42.2 %	(R6) 50%以上
㉑	食塩摂取量の平均値	10.5 g	(R4) 7g
㉒	野菜摂取量の平均値	282.8 g	(R4) 350g
㉓	果物摂取量の平均値	95.8 g	(R4) 200g
㉔	食べ物と健康の関係を理解した食生活を実践している県民の割合(20歳以上)	23.7 %	(R6) 50%以上
10 ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす			
㉕	ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合(20歳以上)	46.2 %	(R4) 55%以上
11 産地や生産者を意識して食品を選ぶ県民を増やす			
㉖	ぐんま産地消費推進優良店の認定数	106 店舗	(R7) 110店舗
㉗	地場産物の購入を実践している県民の割合(20歳以上)	23.9 %	(R6) 50%以上
12 環境に配慮し、食品ロス削減のための行動を実践している県民を増やす			
㉘	食べ残しや食品の廃棄の削減を実践している県民の割合(20歳以上)	35.2 %	(R6) 50%以上
13 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす			
㉙	郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている若い世代の割合	38.4 %	(R6) 50%以上
㉚	郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民の割合(20歳以上)	41.8 %	(R6) 60%以上
14 食品の安全性等に関する基礎的な知識を持ち、安全な食生活を実践する県民を増やす			
㉛	食物アレルギーセミナー受講者の理解度	98.7 %	(R7) 95%以上
15 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす			
㉜	食育の推進に関わるボランティア数	7877 人	(R6) 維持

群馬県食育推進計画(第5次)ぐんま食育こころプラン

■取り組むべき施策と数値目標との関係

● 数値目標 ○ 関連する目標

第5章 数値目標・事業指標	全体目標	共通目標
	1 県民の健康寿命を延ばす	2 食育に関心を持っている県民を増やす

施策展開(7つのテーマ)		1.家庭における食育			2.学校、保育所等における食育			
		1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4
取り組むべき施策		1-1	1-2	1-3	2-1	2-2	2-3	2-4
具体的な目標		④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩
目標番号		⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰
3 朝食を欠食する県民を減らす								
朝食を全く食べない割合								
小学生		④	●	○			○	
中学生		⑤	●	○			○	
若い世代(男性)20~30歳代		⑥	●	○				
若い世代(女性)20~30歳代		⑦	●	○				
4 朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数を増やす								
朝食又は夕食を家族や友人と一緒に食べる「共食」の回数(20歳以上)		⑧		●		○	○	
5 食育の指針や計画を定め、食農体験学習をしている保育所等を増やす								
食農体験学習をしている割合								
幼稚園		⑨			●			
保育所		⑩			●			
認定こども園		⑪			●			
食育の指針や計画を定めている割合								
幼稚園		⑫			●			○
保育所		⑬			●			○
認定こども園		⑭			●			○
6 食物アレルギーの対応をしている給食施設を増やす								
食物アレルギーの対応をしている給食施設の割合		⑮			●	●		●
7 学校給食等における地場産物の活用を増やす								
栄養教諭による地場産物を活用した食に関する指導の平均取組回数		⑯				○	●	
学校給食における県産食材利用割合(金額ベース)		⑰				●		
8 地域で共食したいと思う人が共食する割合を増やす								
地域で共食したいと思う人が共食する割合(20歳以上)		⑱		●		○	○	
9 生活習慣病等の予防や改善のため、栄養バランス等に配慮した食生活を実践している県民を増やす								
主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている割合								
若い世代(20~30歳代)		⑲	●	●	○	○	●	○
県民(20歳以上)		⑳	●	●	○	○	●	○
食塩摂取量の平均値		㉑	○	○		○	●	○
野菜摂取量の平均値		㉒	○	○	○	○	●	○
果物摂取量の平均値		㉓	○	○	○	○	●	○
食べ物と健康の関係を理解した食事を実践している県民の割合(20歳以上)		㉔	●	●	○	○	●	○
10 ゆっくりよく噛んで食べる県民を増やす								
ゆっくりよく噛んで食べる県民の割合(20歳以上)		㉕					○	○
11 産地や生産者を意識して食品を選ぶ県民を増やす								
ぐんま産地消推進優良店の認定数		㉖						
地場産物の購入を実践している県民の割合(20歳以上)		㉗				○	○	
12 環境に配慮し、食品ロス削減のための行動を実践している県民を増やす								
食べ残しや食品の廃棄の削減を実践している県民の割合(20歳以上)		㉘					○	○
13 地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている県民を増やす								
郷土料理や、伝統料理など地域や家庭で受け継がれてきた料理や味を知っている割合								
若い世代(20~30歳代)		㉙	○	○			○	○
県民(20歳以上)		㉚	○	○			○	○
14 食品の安全性等に関する基礎的な知識を持ち、安全な食生活を実践する県民を増やす								
食物アレルギーセミナー受講者の理解度		㉛						
15 食育の推進に関わるボランティアの数を増やす								
食育の推進に関わるボランティア数		㉜						

第5章 数値目標・事業指標

第5章
数値目標・事業指標

3.地域における食育						4.生産者と消費者との交流・環境と調和のとれた農業の活性化			5.食文化の継承のための活動		6.食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査・研究・情報提供			7.食育推進運動の展開と社会環境づくり				目標番号		
3-1	3-2	3-3	3-4	3-5	3-6	4-1	4-2	4-3	5-1	5-2	6-1	6-2	6-3	7-1	7-2	7-3	7-4			
健康寿命の延伸につながる食育の推進	多様な暮らしを支える食育の推進	若い世代の食育の推進	企業における食育の推進	歯科保健活動における食育	災害時に備えた食育の推進	豊かな体験活動・生産者との交流を通じた食育の推進	地産地消の推進	食品ロスの削減の推進	それぞれの世代における食文化に接する機会を拡大	和食文化の保護・継承活動の推進	消費者に対する食の安全情報発信の充実	事業者・生産者・食品等解の促進	実態調査の実施と活用	立食育推進運動の展開	市町村と一体となった食育推進運動の展開	優良取組事例の発信	社会・生活環境の変化に応じた食育の推進			
																	○	○	④	
																		○	○	⑤
		●																○	○	⑥
		●																○	○	⑦
○	●	○	○														○	○	○	⑧
						●	○											○		⑨
						●	○											○		⑩
						●	○											○		⑪
																				⑫
																				⑬
																				⑭
																		○	○	⑮
						○	●											○		⑯
						○	●											○		⑰
○	●	○	○														○	○	○	⑱
●	●	●	●		○				●	●							○	○		⑲
●	●	○	●		○				●	●							○	○		⑳
●	○	○	●		○				○	○							○	○		㉑
●	○	○	●		○				○	○							○	○		㉒
●	●	○	●		●												○	○		㉓
●	○		○	●	○												○			㉔
						○	●										○			㉕
			○			○	●										○			㉖
								●									○			㉗
		●	○						●	●							○			㉘
		○	○						●	●							○			㉙
											●	●								㉚
○	○			○					○	○	○			●		○				㉛

■事業指標一覧

実施した施策・事業の進捗状況を確認するために指標項目を設定しています。

指標番号	指標項目	現状値 (令和7年度)
1	本県のオリジナル食育教材の種類	11 種類
2	妊産婦・乳幼児や高齢者の食育支援のための研修会の開催	1 回/年
3	おやこの食育教室の開催	107 回/年
4	おやこの食育教室の参加者	1,734 人/年
5	給食施設栄養管理講習会の開催	2.4 回/年平均(R6)
6	保育充実促進費補助施設	93 施設(R6)
7	郷土食や地場産物等を活用した献立についての研修会の開催	1 回/年
8	学校給食ぐんまの日における「郷土食」を提供する学校給食施設	169 施設
9	学校における食育推進のための各種会議・研修会の開催	2 回/年
10	保育士等に対する研修会の開催	5 回/年
11	スポーツ栄養のための人材育成事業の実施	1 回/年
12	「健康づくり協力店」店舗数	641 施設
13	健康情報ステーション設置数	670 施設
14	行政栄養士等地域保健研修会の開催	1 回/年
15	食育推進リーダースキルアップ研修会の開催	3 回/年
16	若い世代食育推進協議会の開催	7 回/年
17	ぐんま食育応援企業との連携イベントの開催	1 回/年
18	ぐんま食育応援企業登録数	134 件
19	ぐんま食品ロス削減推進店の登録店舗数	1,443 店舗
20	地域食文化継承事業の実施	1 回/年
21	食品表示に関する現地講座開催数	2 回/年
22	食の安全に関する情報紙等の発行回数	10 回/年
23	SNSによる食の安全情報の定期発信回数	52 回/年
24	DXを活用した食の安全に関するリスクコミュニケーションの実施回数	2 回/年
25	食の安全理解促進事業開催数	4 回/年
26	県民健康・栄養調査の実施	R3・4 年度
27	食育に関する意識調査の実施	R6 年度
28	食育推進会議の開催	2 回/年
29	地域食育連携促進事業(市町村食育支援事業)	各2 回/5地区(R6)

資料 1 用語解説

あ行

栄養教諭

教育に関する資質と栄養に関する専門性を併せ持つ者として、食に関する指導(肥満や偏食などの児童生徒に対する個別指導等)と学校給食の管理(栄養管理、衛生管理等)を一体として行うことを職務としています。学校における効果的な食に関する指導体制を整備するため、学校教育法等の一部を改正する法律が平成 16 年5月に成立し、平成 17 年4月から栄養教諭制度が開始されました

栄養士

栄養士法に基づき都道府県知事の免許を受けて、保健所、病院、学校、事業所、福祉施設などにおいて、栄養の指導を仕事とする者のことをいいます。 栄養士になるためには、厚生労働大臣から栄養士養成施設として指定認可された学校(大学、短大、専門学校)に入学し、その課程を履修して卒業する必要があります。

栄養成分表示

容器包装に入れられた一般用加工食品及び添加物には、食品表示基準に基づき、栄養成分の量及び熱量の表示(栄養成分表示)が義務づけられています。栄養成分表示は、熱量、たんぱく質、脂質、炭水化物、ナトリウムの順で、ナトリウムについては食塩相当量で表示することとされています。

エシカル消費

消費者それぞれが各自にとっての社会的課題の解決を考慮したり、そうした課題に取り組む事業者を応援しながら消費活動を行うことです。倫理的消費ともいいます。

エビデンス

英語 evidence を日本語に訳すと「証拠」「根拠」という意味になります。医学・医療の分野では、ある治療法がある病気に対して、安全で効果のあるものなのかどうかを確率的な情報として示す検証結果(根拠)を指します。

SNS(エス・エヌ・エス)

ソーシャルネットワーキングサービス(Social Networking Service)の略語。登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのことで。友人同士や、同じ趣味を持つ人同士が集まったり、近隣地域の住民が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。

オーラルフレイル

オーラルフレイルは、滑舌の低下、わずかなムセなどささいな口腔機能の衰えのことで、身体の衰え(フレイル)の一つです。

か行

核家族世帯

夫婦のみの世帯、夫婦と子どもから成る世帯、男親と子どもから成る世帯、女親と子どもから成る世帯のことをいいます。

管理栄養士

栄養士法に基づき厚生労働大臣の免許を受けて、傷病者に対する療養などの高度な専門知識及び技術を要する栄養の指導、不特定多数の人に対して継続的に食事を供給する施設における特別な配慮を必要とする給食管理などを仕事とする者のことをいいます。

管理栄養士になるためには、栄養士の資格を所持したうえ、「管理栄養士国家試験」に合格する必要があります。

期限表示

期限表示には、「消費期限」と「賞味期限」があります。

「消費期限」は急速に品質が劣化する食品に表示され、定められた方法により保存した場合に、腐敗等の衛生上の危害が生じるおそれのない期限を示す年月日をいいます。

「賞味期限」は品質の劣化が比較的遅い食品に表示され、定められた方法により保存した場合に、期待される全ての品質の保持が十分に可能であると認められる期限を示す年月日をいいます。ただし、当該期日を越えた場合であっても、すぐにこれらの品質が保持されなくなるわけではありません。

グリーン・ツーリズム

農山漁村地域において、自然、文化、人々との交流を楽しむ滞在型余暇活動のことをいいます。

群馬県健康増進計画(元気県ぐんま 21)

健康増進法(平成14年法律第103号)第7条に基づき、県民の健康増進に関する県の施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画です。

元気県ぐんま21(第3次)は、2024(令和6)年度から2035(令和17)年度までの10年間を計画期間とする計画です。県民の「健康寿命の延伸」を図ることを目的に、関係機関・団体等と連携して県民の健康づくりを推進しています。

群馬県食品安全基本計画

群馬県食品安全基本条例(平成16年4月1日施行)第16条に基づき、食品等の安全確保に関する県の施策を総合的かつ計画的に推進するために策定した計画です。

群馬県食品安全基本計画2025-2030は、令和7年度から令和12年度までの6年間を期間とする計画です。県民の健康と安全な食生活の実現を目指し、食品に関わる全ての関係者(生産者、食品等事業者、消費者、行政)がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力して取り組みます。

ぐんま食育応援企業

県の進める「食育」に賛同し、生活習慣病の予防・改善や地産地消の取組、食育イベントへの参加・協力等を行う企業・団体を「ぐんま食育応援企業」として登録しています。

ぐんま食の安全情報通信員

群馬県で発行する、情報紙「ぐんま食の安全情報」等を地域や職場の身近な人等に配布するボランティアです。年間を通じて随時募集しています。

健康経営

「健康経営」とは、企業が従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践することです。企業理念に基づき、従業員等への健康投資を行うことは、従業員の活力向上や生産性の向上等の組織の活性化をもたらす、結果的に業績向上や株価向上につながると期待されます。※健康経営は、NPO 法人健康経営研究会の登録商標です。

健康情報ステーション

スーパーマーケット、飲食店、公共施設などで健康づくりの情報提供を行うために、群馬県食生活改善推進員連絡協議会の協力により設置されています。

さ行

食育推進リーダー

食育の基礎知識と食品衛生・栄養改善・農業生産・食文化等各分野にわたる総合的な知識と技術を習得し、地域の食育をコーディネートできるリーダーとして養成され、食育の担い手として地域で活動しています。

食生活改善推進員

「私たちの健康は、私たちの手で」をスローガンに、地域における健康づくりの担い手として、食生活を通じたさまざまな健康づくりボランティア活動を組織的に行っています。食生活改善推進員になるには、まず、市町村が開催する「食生活改善推進員養成講座」により、幅広い健康づくりのための基礎知識及び地区組織活動とボランティア活動のあり方などの教育を受け、修了証を受けたうえで、自分から推進員になろうと決意することが必要となります。その後、食生活改善推進員協議会に入会することにより、健康づくりのための食生活を通じたボランティア活動が始まります。

食中毒

食品に起因する急性胃腸炎、神経障害などの中毒症の総称で、その原因物質によって微生物性食中毒、自然毒食中毒、化学物質による食中毒、その他原因不明なものに分類されます。

食中毒を予防するためには、食中毒の原因となる菌を①つけない(よく洗う)、②増やさない(室温に放置しない)、③やっつける(しっかり加熱)という「食中毒予防の三原則」を徹底することが重要です。

食品表示制度

食品衛生法、JAS法(旧:農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)及び健康増進法の3つの法律の食品の表示に係る規定を一元化した「食品表示法」が平成 27 年 4 月 1 日に施行されました。「食品表示法」に基づき、事業者にも消費者にも分かりやすい表示を目指した具体的な表示ルールである「食品表示基準」が策定されました。

食物アレルギー

生体が自己と外来の異物を認識する反応を免疫学的反応といますが、その反応が生体に対して不利に働く反応をアレルギー反応といます。特に、食物の摂取により生体に障害を引き起こす反応のうち、食物抗原に対する免疫学的反応によるものを食物アレルギーと呼んでいます。

食料自給率

国内の食料供給について、国産でどの程度賄えているかを表す指標です。示し方には、小麦など、個々の品目ごとにその自給度合いを示す「品目別自給率(重量ベース)」、食料全体の総合的な自給度合いを示す「総合食料自給率(カロリーベース、生産額ベース)」があります。

これらに加え、食料・農業・農村基本計画(令和 7 年 4 月 11 日閣議決定)において、国民の日常生活に必要な摂取熱量のどの程度が国産で賄われているを示す「摂取熱量ベース食料自給率」が新たに位置づけられました。

成育基本法

「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」(平成 30 年法律第 104 号)のことで。

次代の社会を担う成育過程にある者の個人としての尊厳が重んぜられ、その心身の健やかな成育が確保されることが重要な課題となっていること等に鑑み、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、成育医療等の提供に関する施策に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体、保護者及び医療関係者等の責務等を明らかにし、並びに成育医療等基本方針の策定について定めるとともに、成育医療等の提供に関する施策の基本となる事項を定めることにより、成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策を総合的に推進します。

専門調理師

調理師法に基づき厚生労働大臣が実施する調理技術に関する審査(技術審査)に合格した調理師のことをいいます。技術審査試験の実技試験において選択した試験科目(日本料理、西洋料理、麺料理、中国料理、すし料理、給食用特殊料理)に応じた名称(日本料理専門調理師、西洋料理専門調理師、麺料理専門調理師、中国料理専門調理師、すし料理専門調理師、給食用特殊料理専門調理師)を称することができます。

専門調理師が、「専門調理師・調理技能士のための食育推進員認定講座」を修了すると、「専門調理食育推進員」に認定されます。

さらに、その後5年間の一定の活動等を有する専門調理食育推進員は「専門調理食育推進指導員」として認定されます。

た行

単独世帯

世帯員が一人だけの世帯のことをいいます。

地産地消(ちさんちしょう)

地域で生産された農林水産物をその生産された地域内において消費することです。

調理師

調理師法に基づき都道府県知事の免許を受けて、調理師の名称を用いて調理の業務に従事することができる者のことをいいます。

調理師になるためには、都道府県知事の指定する調理師養成施設を卒業する、若しくは調理師試験に合格する必要があります。

DX(デジタル・トランスフォーメーション)

ICT(情報通信技術)の浸透が人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させることをいいます。

な行

日本人の食事摂取基準

国民の健康の維持・増進を図る目的で、1日に必要なエネルギーや栄養素の摂取の目安を示したものです。

は行

8020(ハチマル・ニイマル)運動

80歳になっても20本以上自分の歯を保とうという運動です。平成元年、厚生省(現・厚生労働省)と日本歯科医師会が提唱し、自治体、各種団体、企業、そして広く国民に呼びかけています。

BMI(Body Mass Index)

身長と体重から体格を判定するための指標です。体重(kg)÷身長(m)÷身長(m)により算出します。BMIが18.5未満はやせ、18.5以上25未満は正常、25以上は肥満と判定し、日本人の食事摂取基準(2020年版)では、当面目標とする範囲を下表のとおりとしています。

目標とするBMIの範囲(18歳以上)

年齢(歳)	目標とするBMI(kg/m ²)
18~49	18.5~24.9
50~64	20.0~24.9
65~74	21.5~24.9
75以上	21.5~24.9

PDCAサイクル

計画(Plan)、実行(Do)、評価(Check)、見直し(Act)のプロセスを順に実施し、次の計画に結びつけ、継続的に業務改善を行う運営手法です。(マネジメントサイクルの一手法)

フードバンク活動

フードバンク活動は、安全に食べられる食品で、企業において販売されないものや、フードドライブにより家庭で余っている食品を寄付として受け付け、必要としている施設や団体等に無償提供する活動です。

フレイル

加齢とともに心身の活力(運動機能や認知機能等)が低下し、複数の慢性疾患の併存などの影響もあり、生活機能が障害され、心身の脆弱性が出現した状態ですが、一方で適切な介入・支援により、生活機能の維持向上が可能な状態像のことをいいます。

ま行

ら行

リスクコミュニケーション

リスク分析の全過程において、リスクやリスクに関連する要因等について、一般市民(消費者、消費者団体)、行政(リスク管理機関、リスク評価機関)、メディア、事業者(一次生産者、製造業者、流通業者、業界団体等)、専門家(研究者、研究・教育機関、医療機関等)といった関係者(ステークホルダー)がそれぞれの立場から相互に情報や意見を交換することをいいます。

わ行

和食の日

五穀豊穡、実りのシーズンを迎え、和食の食彩が豊かな時期において、毎年、日本食文化について見直し、「和食」文化の保護・継承の大切さを考える日とすることを目的に、一般社団法人和食文化国民会議が制定しました。日付は11と24で「いい(11)に(2)ほんしょ(4)く」と読む語呂合わせからです。「和食」は2013年12月、ユネスコの「世界遺産(無形文化遺産)」に登録されています。

資料2 計画策定の経過

1. 元気県ぐんま21推進会議（県内地域保健・職域保健関係者24名）

2025(令和7)年 7月 9日	<ul style="list-style-type: none"> ■第4次計画の令和6年度末進捗状況の説明 ■計画策定方針・概要の説明 ■計画策定スケジュールの説明
2025(令和7)年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画基本方針(案)・骨子(案)についての意見照会 ■計画の方向性(主な論点)について意見照会
2025(令和7)年12月12日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画原案の説明 ■計画の方向性について意見交換
2026(令和8)年 3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画(案)の報告

2. 群馬県食品安全審議会（食品安全に関する有識者10名）

2026(令和8)年 2月	<ul style="list-style-type: none"> ■計画(案)の確認
---------------	---

3. 群馬県食育推進会議（県内食育関係者17名）

2025(令和7)年 6月13日	<ul style="list-style-type: none"> ■第4次計画の令和6年度末進捗状況の説明 ■計画策定方針・概要の説明 ■計画策定スケジュールの説明
2025(令和7)年10月15日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画基本方針(案)・骨子(案)についての意見照会 ■計画の方向性(主な論点)について意見照会
2025(令和7)年12月10日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画原案の説明 ■計画の方向性について意見交換
2026(令和8)年 3月19日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画(案)の報告

4. 若い世代食育推進協議会（庁外構成員44名）

2025(令和7)年 7月10日	<ul style="list-style-type: none"> ■令和6年度大学生の食に関する実態・意識調査結果報告
------------------	--

5. 地域食育推進ネットワーク会議（各地区の県地域機関・市町村の食育担当者及び食育推進リーダー）

2025(令和7)年 6月10日 ＜吾妻ブロック＞	<ul style="list-style-type: none"> ■第4次計画の令和6年度未進捗状況の説明 ■令和6年度食育に関する意識調査結果報告
2025(令和7)年 7月4日 ＜東部ブロック＞	<ul style="list-style-type: none"> ■第4次計画の令和6年度未進捗状況の説明 ■令和6年度食育に関する意識調査結果報告
2025(令和7)年 7月 7日 ＜利根沼田ブロック＞	<ul style="list-style-type: none"> ■第4次計画の令和6年度未進捗状況の説明 ■令和6年度食育に関する意識調査結果報告
2025(令和7)年 7月23日 ＜西部ブロック＞	<ul style="list-style-type: none"> ■第4次計画の令和6年度未進捗状況の説明 ■令和6年度食育に関する意識調査結果報告
2025(令和7)年10月22日 ＜中部ブロック＞	<ul style="list-style-type: none"> ■第4次計画の令和6年度未進捗状況の説明 ■令和6年度食育に関する意識調査結果報告

6. 食育推進策定検討部会（庁内食育関係所属12名）

2025(令和7)年 6月11日	<ul style="list-style-type: none"> ■第4次計画の令和6年度未進捗状況の説明 ■計画策定方針・概要の説明 ■計画策定スケジュールの説明
2025(令和7)年 9月26日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画基本方針(案)・骨子(案)の検討 ■計画の方向性(主な論点)について検討
2025(令和7)年10月 2日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画の目標指標と施策について検討
2025(令和7)年12月 8日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画原案の検討
2026(令和8)年 3月 5日	<ul style="list-style-type: none"> ■計画(案)の確認

7. 群馬県議会

2025(令和7)年 第2回定例会	<ul style="list-style-type: none"> ■計画等一覧表の提出 ・令和7年度に策定する計画の事前説明
2025(令和7)年 第3回前期定例会	<ul style="list-style-type: none"> ■計画(案)概要書の提出、説明 ・基本計画の議決等に関する条例の適用について、常任委員会で調査（議決対象外）

8. パブリックコメント

2025(令和7)年12月26日 ～ 2026(令和8)年 1月25日	<ul style="list-style-type: none"> ■意見募集(31日間)
2026(令和8)年 2月20日	<ul style="list-style-type: none"> ■結果の公表 ・県産農産物の活用等に関する意見(2件)

資料3 食育基本法（平成17年法律第63号）

（前文）

二十一世紀における我が国の発展のためには、子どもたちが健全な心と身体を培い、未来や国際社会に向かって羽ばたくことができるようにするとともに、すべての国民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと暮らすことができるようにすることが大切である。

子どもたちが豊かな人間性をはぐくみ、生きる力を身に付けていくためには、何よりも「食」が重要である。今、改めて、食育を、生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきものと位置付けるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる食育を推進することが求められている。もとより、食育はあらゆる世代の国民に必要なものであるが、子どもたちに対する食育は、心身の成長及び人格の形成に大きな影響を及ぼし、生涯にわたって健全な心と身体を培い豊かな人間性をはぐくんでいく基礎となるものである。

一方、社会経済情勢がめまぐるしく変化し、日々忙しい生活を送る中で、人々は、毎日の「食」の大切さを忘れがちである。国民の食生活においては、栄養の偏り、不規則な食事、肥満や生活習慣病の増加、過度の痩身志向などの問題に加え、新たな「食」の安全上の問題や、「食」の海外への依存の問題が生じており、「食」に関する情報が社会に氾濫する中で、人々は、食生活の改善の面からも、「食」の安全の確保の面からも、自ら「食」のあり方を学ぶことが求められている。また、豊かな緑と水に恵まれた自然の下で先人からはぐくまれてきた、地域の多様性と豊かな味覚や文化の香りあふれる日本の「食」が失われる危機にある。

こうした「食」をめぐる環境の変化の中で、国民の「食」に関する考え方を育て、健全な食生活を実現することが求められるとともに、都市と農山漁村の共生・対流を進め、「食」に関する消費者と生産者との信頼関係を構築して、地域社会の活性化、豊かな食文化の継承及び発展、環境と調和のとれた食料の生産及び消費の推進並びに食料自給率の向上に寄与することが期待されている。

国民一人一人が「食」について改めて意識を高め、自然の恩恵や「食」に関わる人々の様々な活動への感謝の念や理解を深めつつ、「食」に関して信頼できる情報に基づく適切な判断を行う能力を身に付けることによって、心身の健康を増進する健全な食生活を実践するために、今こそ、家庭、学校、保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことが、我々に課せられている課題である。さらに、食育の推進に関する我が国の取組が、海外との交流等を通じて食育に関して国際的に貢献することにつながることも期待される。

ここに、食育について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、国、地方公共団体及び国民の食育の推進に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、近年における国民の食生活をめぐる環境の変化に伴い、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性をはぐくむための食育を推進することが緊要な課題となっていることにかんがみ、食育に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、食育に関する施策の基本となる事項を定めることにより、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたる健康で文化的な国民の生活と豊かで活力ある社会の実現に寄与することを目的とする。

(国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成)

第二条 食育は、食に関する適切な判断力を養い、生涯にわたって健全な食生活を実現することにより、国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成に資することを旨として、行われなければならない。

(食に関する感謝の念と理解)

第三条 食育の推進に当たっては、国民の食生活が、自然の恩恵の上に成り立っており、また、食に関わる人々の様々な活動に支えられていることについて、感謝の念や理解が深まるよう配慮されなければならない。

(食育推進運動の展開)

第四条 食育を推進するための活動は、国民、民間団体等の自発的意思を尊重し、地域の特性に配慮し、地域住民その他の社会を構成する多様な主体の参加と協力を得るものとするとともに、その連携を図りつつ、あまねく全国において展開されなければならない。

(子どもの食育における保護者、教育関係者等の役割)

第五条 食育は、父母その他の保護者にあつては、家庭が食育において重要な役割を有していることを認識するとともに、子どもの教育、保育等を行う者にあつては、教育、保育等における食育の重要性を十分自覚し、積極的に子どもの食育の推進に関する活動に取り組むこととなるよう、行われなければならない。

(食に関する体験活動と食育推進活動の実践)

第六条 食育は、広く国民が家庭、学校、保育所、地域その他のあらゆる機会とあらゆる場所を利用して、食料の生産から消費等に至るまでの食に関する様々な体験活動を行うとともに、自ら食育の推進のための活動を実践することにより、食に関する理解を深めることを旨として、行われなければならない。

(伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮及び農山漁村の活性化と食料自給率の向上への貢献)

第七条 食育は、我が国の伝統のある優れた食文化、地域の特性を生かした食生活、環境と調和のとれた食料の生産とその消費等に配慮し、我が国の食料の需要及び供給の状況についての国民の理解を深めるとともに、食料の生産者と消費者との交流等を図ることにより、農山漁村の活性化と我が国の食料自給率の向上に資するよう、推進されなければならない。

(食品の安全性の確保等における食育の役割)

第八条 食育は、食品の安全性が確保され安心して消費できることが健全な食生活の基礎であることにかんがみ、食品の安全性をはじめとする食に関する幅広い情報の提供及びこれについての意見交換が、食に関する知識と理解を深め、国民の適切な食生活の実践に資することを旨として、国際的な連携を図りつつ積極的に行われなければならない。

(国の責務)

第九条 国は、第二条から前条までに定める食育に関する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第十条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、食育の推進に関し、国との連携を図りつつ、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(教育関係者等及び農林漁業者等の責務)

第十一条 教育並びに保育、介護その他の社会福祉、医療及び保健(以下「教育等」という。)に関する職務に従事する者並びに教育等に関する関係機関及び関係団体(以下「教育関係者等」という。)は、食に関する関心及び理解の増進に果たすべき重要な役割にかんがみ、基本理念にのっとり、あらゆる機会とあらゆる場所を利用して、積極的に食育を推進するよう努めるとともに、他の者の行う食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

2 農林漁業者及び農林漁業に関する団体(以下「農林漁業者等」という。)は、農林漁業に関する体験活動等が食に関する国民の関心及び理解を増進する上で重要な意義を有することにかんがみ、基本理念にのっとり、農林漁業に関する多様な体験の機会を積極的に提供し、自然の恩恵と食に関わる人々の活動の重要性について、国民の理解が深まるよう努めるとともに、教育関係者等と相互に連携して食育の推進に関する活動を行うよう努めるものとする。

(食品関連事業者等の責務)

第十二条 食品の製造、加工、流通、販売又は食事の提供を行う事業者及びその組織する団体(以下「食品関連事業者等」という。)は、基本理念にのっとり、その事業活動に関し、自主的かつ積極的に食育の推進に自ら努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する食育の推進に関する施策その他の食育の推進に関する活動に協力するよう努めるものとする。

(国民の責務)

第十三条 国民は、家庭、学校、保育所、地域その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、生涯にわたり健全な食生活の実現に自ら努めるとともに、食育の推進に寄与するよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十四条 政府は、食育の推進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十五条 政府は、毎年、国会に、政府が食育の推進に関して講じた施策に関する報告書を提出しなければならない。

第二章 食育推進基本計画等

(食育推進基本計画)

第十六条 食育推進会議は、食育の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食育推進基本計画を作成するものとする。

2 食育推進基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 食育の推進に関する施策についての基本的な方針

二 食育の推進の目標に関する事項

三 国民等の行う自発的な食育推進活動等の総合的な促進に関する事項

四 前三号に掲げるもののほか、食育の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 食育推進会議は、第一項の規定により食育推進基本計画を作成したときは、速やかにこれを農林水産大臣に報告し、及び関係行政機関の長に通知するとともに、その要旨を公表しなければならない。

らない。

4 前項の規定は、食育推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県食育推進計画)

第十七条 都道府県は、食育推進基本計画を基本として、当該都道府県の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「都道府県食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 都道府県(都道府県食育推進会議が置かれている都道府県にあっては、都道府県食育推進会議)は、都道府県食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

(市町村食育推進計画)

第十八条 市町村は、食育推進基本計画(都道府県食育推進計画が作成されているときは、食育推進基本計画及び都道府県食育推進計画)を基本として、当該市町村の区域内における食育の推進に関する施策についての計画(以下「市町村食育推進計画」という。)を作成するよう努めなければならない。

2 市町村(市町村食育推進会議が置かれている市町村にあっては、市町村食育推進会議)は、市町村食育推進計画を作成し、又は変更したときは、速やかに、その要旨を公表しなければならない。

第三章 基本的施策

(家庭における食育の推進)

第十九条 国及び地方公共団体は、父母その他の保護者及び子どもの食に対する関心及び理解を深め、健全な食習慣の確立に資するよう、親子で参加する料理教室その他の食事についての望ましい習慣を学びながら食を楽しむ機会の提供、健康美に関する知識の啓発その他の適切な栄養管理に関する知識の普及及び情報の提供、妊産婦に対する栄養指導又は乳幼児をはじめとする子どもを対象とする発達段階に応じた栄養指導その他の家庭における食育の推進を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(学校、保育所等における食育の推進)

第二十条 国及び地方公共団体は、学校、保育所等において魅力ある食育の推進に関する活動を効果的に促進することにより子どもの健全な食生活の実現及び健全な心身の成長が図られるよう、学校、保育所等における食育の推進のための指針の作成に関する支援、食育の指導にふさわしい教職員の設置及び指導的立場にある者の食育の推進において果たすべき役割についての意識の啓発その他の食育に関する指導体制の整備、学校、保育所等又は地域の特色を生かした学校給食等の実施、教育の一環として行われる農場等における実習、食品の調理、食品廃棄物の再生利用等様々な体験活動を通じた子どもの食に関する理解の促進、過度の痩身又は肥満の心身の健康に及ぼす影響等についての知識の啓発その他必要な施策を講ずるものとする。

(地域における食生活の改善のための取組の推進)

第二十一条 国及び地方公共団体は、地域において、栄養、食習慣、食料の消費等に関する食生活の改善を推進し、生活習慣病を予防して健康を増進するため、健全な食生活に関する指針の策定及び普及啓発、地域における食育の推進に関する専門的知識を有する者の養成及び資質の向上並びにその活用、保健所、市町村保健センター、医療機関等における食育に関する普及及び啓

発活動の推進、医学教育等における食育に関する指導の充実、食品関連事業者等が行う食育の推進のための活動への支援等必要な施策を講ずるものとする。

(食育推進運動の展開)

第二十二條 国及び地方公共団体は、国民、教育関係者等、農林漁業者等、食品関連事業者等その他の事業者若しくはその組織する団体又は消費生活の安定及び向上等のための活動を行う民間の団体が自発的に行う食育の推進に関する活動が、地域の特性を生かしつつ、相互に緊密な連携協力を図りながらあまねく全国において展開されるようにするとともに、関係者相互間の情報及び意見の交換が促進されるよう、食育の推進に関する普及啓発を図るための行事の実施、重点的かつ効果的に食育の推進に関する活動を推進するための期間の指定その他必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に当たっては、食生活の改善のための活動その他の食育の推進に関する活動に携わるボランティアが果たしている役割の重要性にかんがみ、これらのボランティアとの連携協力を図りながら、その活動の充実が図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(生産者と消費者との交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等)

第二十三條 国及び地方公共団体は、生産者と消費者との間の交流の促進等により、生産者と消費者との信頼関係を構築し、食品の安全性の確保、食料資源の有効な利用の促進及び国民の食に対する理解と関心の増進を図るとともに、環境と調和のとれた農林漁業の活性化に資するため、農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずるものとする。

(食文化の継承のための活動への支援等)

第二十四條 国及び地方公共団体は、伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずるものとする。

(食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査、研究、情報の提供及び国際交流の推進)

第二十五條 国及び地方公共団体は、すべての世代の国民の適切な食生活の選択に資するよう、国民の食生活に関し、食品の安全性、栄養、食習慣、食料の生産、流通及び消費並びに食品廃棄物の発生及びその再生利用の状況等について調査及び研究を行うとともに、必要な各種の情報の収集、整理及び提供、データベースの整備その他食に関する正確な情報を迅速に提供するために必要な施策を講ずるものとする。

2 国及び地方公共団体は、食育の推進に資するため、海外における食品の安全性、栄養、食習慣等の食生活に関する情報の収集、食育に関する研究者等の国際的交流、食育の推進に関する活動についての情報交換その他国際交流の推進のために必要な施策を講ずるものとする。

第四章 食育推進会議等

(食育推進会議の設置及び所掌事務)

第二十六條 農林水産省に、食育推進会議を置く。

2 食育推進会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 食育推進基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二 前号に掲げるもののほか、食育の推進に関する重要事項について審議し、及び食育の推進に

資料3 食育基本法(平成17年法律第63号)

関する施策の実施を推進すること。

(組織)

第二十七条 食育推進会議は、会長及び委員二十五人以内をもって組織する。

(会長)

第二十八条 会長は、農林水産大臣をもって充てる。

- 2 会長は、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十九条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 農林水産大臣以外の国務大臣のうちから、農林水産大臣の申出により、内閣総理大臣が指名する者
 - 二 食育に関して十分な知識と経験を有する者のうちから、農林水産大臣が任命する者
- 2 前項第二号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第三十条 前条第一項第二号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第一項第二号の委員は、再任されることができる。

(政令への委任)

第三十一条 この章に定めるもののほか、食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

(都道府県食育推進会議)

第三十二条 都道府県は、その都道府県の区域における食育の推進に関して、都道府県食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、都道府県食育推進会議を置くことができる。

- 2 都道府県食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、都道府県の条例で定める。

(市町村食育推進会議)

第三十三条 市町村は、その市町村の区域における食育の推進に関して、市町村食育推進計画の作成及びその実施の推進のため、条例で定めるところにより、市町村食育推進会議を置くことができる。

- 2 市町村食育推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。